

平成27年 2 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成27年 3 月 4 日～ 6 日・10日

場 所 第5委員会室

平成27年 3 月 4 日 (水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成27年度宮崎県一般会計予算
- 議案第8号 平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第9号 平成27年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第10号 平成27年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第13号 平成27年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 平成27年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第24号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計条例
- 議案第38号 神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例
- 議案第43号 県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第54号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第59号 平成26年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予

算(第1号)

- 議案第60号 平成26年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
- 議案第63号 平成26年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 平成26年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第70号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第74号 工事請負契約の締結について
- 議案第75号 工事請負契約の締結について
- 議案第77号 県道の路線廃止について
- 議案第78号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・県内経済の概況等について
 - ・シラス多孔質ガラス(SPG)技術開発の状況について
 - ・建設工事における指名競争入札について
 - ・公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の改定について
 - ・景観形成に係る太陽光発電設備の取扱いについて
 - ・宮崎県観光振興計画(素案)について

出席委員(8人)

委員 長 岩 下 斌 彦

平成27年3月4日(水)

副委員長	渡辺 創	県土整備部長	大田原 宣治
委員	外山 三博	県土整備部次長 (総括)	鈴木 一郎
委員	中野 廣明	県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	坂元 政嗣
委員	宮原 義久	県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	東 憲之介
委員	後藤 哲朗	高速道対策局長	直原 史明
委員	太田 清海	部参事兼管理課長	福嶋 幸徳
委員	新見 昌安	用地対策課長	林 睦朗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局 長	安井 伸二
調整審査課長	川越 道郎

商工観光労働部

商工観光労働部長	茂 雄二
商工観光労働部次長	梅原 裕二
企業立地推進局長	川野 美奈子
観光物産・東アジア戦略局長	金子 洋士
部参事兼商工政策課長	田中 保通
金融対策室長	川畑 充代
産業振興課長	佐野 詔藏
産業集積推進室長	富山 幸子
労働政策課長	久松 弘幸
地域雇用対策室長	福嶋 清美
企業立地課長	津曲 睦己
観光推進課長	孫田 英美
記紀編さん記念事業推進室長	松浦 直康
オールみやざき営業課長	日下 雄介
工業技術センター所長	古賀 孝士
食品開発センター所長	森下 敏朗
県立産業技術専門校長	田村 吉彦

部参事兼技術企画課長

高橋 利典

工事検査課長

永野 広

道路建設課長

大坪 憲男

道路保全課長

馴松 義昭

河川課長

大谷 睦彦

ダム対策監

秋山 克則

砂防課長

土屋 喜弘

港湾課長

蓑方 公

空港・ポート
セールス対策監

川野 福一

都市計画課長

瀬戸長 秀美

建築住宅課長

森山 福一

営繕課長

上別府 智

施設保全対策監

山下 幸秀

高速道対策局次長

原 拓実

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖米田 哲哉
議事課主査	長谷 恵美子

○岩下委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案をごらんください。本日は、補正予算関係議案、報告事項及びその他報告事項について行い、あす以降に当初

県土整備部

予算関係議案等について行うこととしておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方法についてであります。

お手元に配付しております委員会審査の進め方(案)をごらんください。

初めに、審査方法についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて決算における指摘・要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。

労働委員会につきましては、通常どおり進めさせていただきますが、審査が長時間にわたることが予想されることから、商工観光労働部については2班に、県土整備部については4班に分かれて審査を行い、最後にそれぞれ総括質疑の場を設けたいと存じます。審査方法について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時3分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○安井労働委員会事務局長 おはようございま

す。労働委員会事務局でございます。それでは、平成26年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成26年度2月補正歳出予算説明資料の労働委員会のインデックスがついております469ページをお開きください。

一番上の欄にありますように、労働委員会の補正予算は1,614万9,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は9,911万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

473ページをお開きください。

委員会費は2つの事項がございまして、まず、上から5行目になりますけれども、(事項)職員費は、1,002万5,000円の減額となっております。これは、職員の人事異動に伴うものでございます。

次に、(事項)委員会運営費であります。612万4,000円の減額となっております。これは、下の説明欄をごらんいただきたいと思いますが、委員報酬費や旅費などの労働委員会の運営に要する経費の執行残によるものであります。

説明は、以上であります。よろしくお願いたします。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○宮原委員 職員の人事異動ということなんです。もう少し詳しく教えてください。

○川越調整審査課長 平成26年度の予算につきましては、当初予算を作成する段階では、平成25年度に事務局に在籍してる職員をベースに人件費を計算しております。

したがって、その後、4月の人事異動が

ございますので、現在の事務局の職員は、当初予算を積算した当時とは入れかわりがございます。そこで、昨年4月の人事異動によりまして、労働委員会事務局は、全部で職員の定員は10名で、うち1名は兼務となっており、実質9名でございますが、9名のうち5名が人事異動によって入れかわっております。

それで、簡単に申しますと、昨年4月の人事異動によりまして、職員がある程度若返ったと申しますか、平均年齢が低くなりましたので、その分人件費の所要額が減ったということでございます。

○中野委員 今は労働委員の報酬は、月額で何ぼぐらいですか。

○川越調整審査課長 今、会長が月額11万円、それから、会長以外の公益委員が4名おりますけれども、その公益委員が月額9万1,500円、それからその他、労働者委員、使用者委員が10名おられますが、それぞれ月額8万3,000円でございます。

それから、日額のほうでございますが、会長が1万9,500円、会長以外の公益委員と労使の委員が1万5,600円でございます。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 最初の宮原委員の質疑をもう一回お願いします。5名が若返った、結局、年齢ですよね。だから、もちろん下がりますよね。それで、5名で1,000万の額じゃないですか。ということは、1人当たり200万下がるような感じになっちゃうから、ちょっと余りにも。若返ったとしても、50万とか100万程度だったら……。1人当たり200万程度のようなことが起こり得るんじゃないかね。

○川越調整審査課長 職員費の減額1,002万5,000円の内訳でございますけれども、まず、

給料、いわゆる基本給、本俸でございますが、これの減が405万でございます。それから、職員手当の減額が446万3,000円、それからもう一つ共済費、共済組合の事業主負担分でございますけれども、これが151万2,000円の減となっております。

それで、職員手当の主なものとしたしましては、いわゆるボーナスに相当します期末手当と勤勉手当の減、これが、合わせまして約220万円ということになっております。

○安井労働委員会事務局長 ちょっと私のほうから補足させてください。25年度は、50代が5人、40代が4人というのが9名の内訳だったんですけれども、26年度になりまして、50代が4人に減りまして、それから、40代が3人に減りました。そのかわり新規採用が1人参りましたのと、30代が1人参りましたので、ぐっと若返ってそれぐらいの差が出たということでございます。扶養家族もおられませんし、子供さんとか、結婚してませんし、そういう若い方が見えたということが大きかったと思っております。

○太田委員 こういう場合がやはりあり得るんですよね。あとの審査にも参考になると思いますので、下がるというのはそういうこともあるということね。よくわかりました。

○岩下委員長 ありがとうございます。そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 ないようでございます。それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時14分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。本日は、お配りしております資料の目次のとおり、平成27年2月定例県議会提出議案（平成26年度補正分）及びその他報告事項について御説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要であります。

議案第54号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」は、事業費の確定等に伴う補正を行うものであります。

商工観光労働部の一般会計歳出は、一番上の表ですが、補正前の額442億9,281万3,000円から、今回、43億5,890万4,000円を減額し、補正後の額が399億3,390万9,000円となります。

次に、2番目の表ですが、繰越明許費の追加として、「休廃止鉱山鉱害対策事業」など2件の平成27年度への繰り越しをお願いするものであります。

次に、3番目の表ですが、債務負担行為の変更として、「就活アシスト！わかもの人財育成事業」など3件の限度額の変更をお願いするものであります。

次に、2ページの一番上の、議案第59号「平成26年度宮崎県小規模企業者等整備導入資金特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算を事業費の確定等に伴い、1億6,653万4,000円増

額補正するものであります。

次に、その下の表ですが、議案第60号「平成26年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算を執行残に伴い、63万4,000円減額補正するものであります。

次に、議案第70号「宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、基金の執行残を国へ返還するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第78号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」は、国の緊急経済対策の実施に伴いまして、いわゆる地方創生交付金事業を実施するための追加補正を行うものであります。

これによりまして、先ほど御説明しました1ページの第54号の補正後の額に増額されまして、2ページの一番下の表にありますとおり、商工観光労働部の一般会計歳出は、補正前の額399億3,390万9,000円に、今回、19億2,876万3,000円を増額し、補正後の額が418億6,267万2,000円となります。

3ページをお開きください。

ただいま御説明いたしました地方創生交付金を活用した20の事業について、繰越明許費の追加として、平成27年度への繰り越しをお願いするものであります。

次に、4ページですが、今回の補正予算（案）及び追加補正予算（案）を表にしたものであります。一番下の表にありますとおり、一般会計及び特別会計を合わせました部全体の補正後の予算額は、表の右から3番目になりますが、427億7,997万5,000円となります。

議案以外のその他報告事項につきましては、表紙の目次のとおりとなっております。

詳細につきましては、担当課長・室長から御

説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○田中商工政策課長 商工政策課からは、補正予算について御説明をいたします。

なお、先ほど部長からもありましたとおり、今回の2月補正予算におきましては、通常の補正に加えまして、国の緊急経済対策の実施に伴う補正を追加をお願いをしておりますので、あわせて御説明をいたします。

まず、通常の2月補正予算であります。

お手元の平成26年度2月補正歳出予算説明資料、この厚いほうの冊子でありますけども、こちらの商工政策課のインデックスのところ、223ページをお開きください。

今回の補正額は、一般会計、特別会計合わせまして29億7,507万7,000円の減額補正であります。補正後の額は、右から3番目の欄にありますように345億8,788万円となります。

まず、一般会計ですが、補正額は31億4,161万1,000円の減額で、補正後の額は340億7,072万5,000円となります。

それでは、主な事項について御説明をいたします。

226ページをお開きください。

(目) 商業振興費の2つ目の(事項) 中小企業金融対策費30億9,419万9,000円の減額であります。

説明欄1の中小企業融資制度貸付金の30億円の減額であります。これは、大規模な自然災害等により、地域経済が大きな影響を受けた際の緊急対策枠として確保しておりました30億円を減額するものであります。

2の中小企業金融円滑化補助金は、県融資制度の保証料軽減のための補助金ですが、額の確

定に伴い4,900万円を減額するものであり、また、3の信用保証協会損失補償金は、平成25年度の代位弁済の金額が見込みより少なかったことから、4,380万1,000円を減額するものであります。

227ページをごらんください。

(事項) 小規模事業対策費2,235万9,000円の減額は、商工会、商工会議所等に対する小規模事業経営支援事業費補助金の額の確定に伴うものであり、職員の中途退職等に伴い、人件費補助が減額となったこと等によるものであります。

次に、229ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計についてであります。

特別会計につきましては、平成27年2月定例県議会提出議案の議案第59号にあります。引き続きこの資料で説明させていただきます。

特別会計の補正額は1億6,653万4,000円の増額で、補正後の額は5億1,715万5,000円となります。これは、(事項) 小規模企業者等設備導入事業助成費1億7,122万9,000円の増額等によるもので、国の制度による「小規模企業者等設備導入資金貸付金事業」が今年度末で廃止されることに伴い、不要となりました国からの貸付金を償還するために、説明欄3の償還金のとおり、1億8,700万円を増額すること等によるものであります。

次に、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正予算についてであります。

歳出予算説明資料、議案第78号、やや薄いほうの冊子になります。こちらの商工政策課のインデックスのところ、61ページをお開きください。

補正額は5億4,050万4,000円の増額で、補正後の額は、351億2,838万4,000円となります。

63ページをお開きください。

(事項) 中小商業活性化事業費 5億4,050万4,000円の増額であります。説明欄の2つの新規事業につきまして、常任委員会資料で御説明をいたします。

常任委員会資料の8ページをお開きください。

新規事業「県内津々浦々で消費を呼び起こす～域内消費喚起等支援事業」であります。この事業は、2の(3)のとおり、県内各市町村が発行するプレミアム付商品券など、消費喚起等の取り組みを支援するもので、予算額5億3,100万円をお願いをしております。

次に、9ページをお開きください。

新規事業「インバウンド需用を取り込め！免税販売促進事業」であります。この事業は、2の(3)のとおり、増加しつつある外国人旅行者の消費を取り込むため、免税店をふやすとともに、免税手続のための機器導入等を支援し、外国人が買い物しやすい環境を整備するもので、予算額950万4,000円をお願いをしております。

商工政策課は、以上であります。

○佐野産業振興課長 産業振興課の2月補正予算について御説明いたします。

まず、通常の2月補正であります。

平成26年度2月補正歳出予算説明資料の、厚いほうですが、産業振興課のインデックスのところ、231ページをお開きいただきたいと思いません。

今回の補正額は、1億2,543万3,000円の減額補正となっております。右から3番目の欄にありますように、補正後の予算額は13億6,147万4,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

233ページをお開きください。

中ほどの(目)工鉦業振興費(事項)新事業

・新分野進出支援事業費1,151万9,000円の減額であります。これは、説明欄2の「売り上げアップに挑戦！経営革新企業応援事業」の補助金において、申請件数は当初の見込みどおりであったものの、1件当たりの実績額が少なかったことなどによるものであります。

次に、一番下の(事項)産学官共同研究推進事業費2,622万3,000円の減額であります。これは、次の234ページの説明欄1の「産学官連携促進・共同研究開発支援事業」において、国の公募事業等を実施する際に、国が精算払いするまでの間、産業振興機構が立てかえる費用に対して無利子貸し付けを行っておりますが、その所要額が見込みを下回ったことによるもの等であります。

次に、234ページ一番下の(事項)産業集積対策費2,423万8,000円の減額でございます。これは、次の235ページ一番上の説明欄4「自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営事業」において、自動車メーカーの現役社員を取引推進アドバイザーに委嘱しておりますが、派遣元のメーカーの御厚意により、人件費が不要になったこと等によるものでございます。

同じページの(目)工業試験場費(事項)工業技術センター総務管理費1,598万9,000円の減額であります。これは、工業技術センターの運営管理費等の執行残等によるものであります。

2月補正に関する説明は以上であります。繰り越しが1件ございますので、本日の委員会資料で御説明したいと思います。

1ページをごらんいただきたいと思えます。

ページの中ほど、繰越明許費、追加の「休廃止鉦山公害対策事業」の687万5,000円であります。これは、市町村が行う休廃止鉦山の鉦害防止工事への補助金であります。事業主体であ

る高千穂町が工期の変更により事業を平成27年度に繰り越すことに伴い、県の事業費も繰り越すものであります。

次に、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正予算についてであります。

歳出予算説明資料議案第78号、やや薄い方の資料になりますが、産業振興課のインデックスのところ、65ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正額は、1億265万1,000円の増額補正となっており、右から3番目の欄にありますように、補正後の予算額は14億6,412万5,000円となります。以下、内容について御説明いたします。

67ページをお開きください。

産業振興課では、4つの新規事業をあげておりまして、(事項)IT関連産業振興事業費537万円、(事項)新事業・新分野進出支援事業費5,725万円、(事項)産業集積対策費4,003万1,000円の増額であります。

事業の内容につきましては、常任委員会資料で説明をさせていただきたいと思っております。

常任委員会資料の10ページをお開きいただきたいと思っております。

新規事業「ICT産業総合力強化推進事業」であります。この事業は、成長が期待される本県ICT企業の基盤強化を図るとともに、雇用の受け皿として期待されますコールセンターの人材養成を図るものであります。予算額は537万円です。

事業の内容につきましては、2の(3)にありますとおり、経営力や技術力強化のための研修会の実施や、首都圏を中心とした県外のICT企業との商談会を開催することにより、受注機会の創出と販路拡大を目指すものであります。

また、コールセンター事業につきましては、通信手段の多様化に対応できるような人材の養成研修を行うこととしております。

次に、11ページをお開きください。

新規事業「地域中核的企業育成・強化事業」であります。この事業は、地域外から外貨を稼ぎ、域内で循環させることにより地域の経済を牽引する中核的な企業の育成を図るものであります。予算額は、5,725万円です。

事業内容は、2の(3)になりますが、⑤の専門家の特別支援チームによる助言・指導を受けながら、事業計画の策定段階から開発・販路開拓・設備投資などの事業化に至る各ステージに応じて、①の産学官による研究開発や、②の新商品等の開発、③のマーケティング、それから、④の設備投資への支援を総合的・重点的に実施するものであります。

次に、12ページをお開きください。

新規事業「東九州メディカルバレー販路拡大ステップアップ事業」であります。この事業は、メディカルバレー構想に基づき、医療機器等の商品化に向けた動きや販路開拓を支援することにより、競争力のある医療機器産業を育成するものであります。予算額は、3,255万2,000円です。

事業内容は、2の(3)にありますとおり、医療機器メーカー等を招いた県内企業の見学ツアーや、県内企業が首都圏のメーカーやディーラーを訪問するツアーの実施、県内企業の医療機器等を医療関係者に評価してもらう展示会開催のほか、製品改良や海外市場可能性調査などを支援するものであります。

13ページをお開きください。

新規事業「宮崎方式で安全・安心！食品開発・取引拡大支援事業」であります。この事業は、

フード・オープンラボの機能を最大限に発揮させ、競争力のある食品開発企業の育成を旨とするものであります。予算額は、747万9,000円であります。

事業内容は、2の(3)にありますとおり、食品加工現場や加工技術に係るコーディネーターを設置し、研修会の開催や訪問指導の実施、さらにはラボを使って試作開発した商品について、大都市圏で展示会等に対して支援を行うものであります。

説明は以上でございます。

○久松労働政策課長 労働政策課の2月補正予算について御説明いたします。

まず、通常の2月補正予算であります。

お手元の平成26年度2月補正歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのところ、237ページをお開きください。

今回の補正は、4億9,000万7,000円の減額補正であります。補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、25億7,630万8,000円となります。それでは、主な事項について御説明いたします。

240ページをお開きください。

上から2番目の(事項)緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費4億8,682万8,000円の減額であります。これは、下の説明欄にあります1の「市町村補助事業」や3の「起業支援型地域雇用創造事業」における執行残、また、4の「地域人づくり事業」における雇用開始がおくれたことなどによります執行残によるものであります。今回補正減した事業費の大部分につきましては、平成27年度における基金事業の財源として執行していく予定であります。

なお、地域人づくり事業の実施状況につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明いた

します。

次に、その下の(事項)宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金返還金1億953万2,000円の増額であります。これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金の国への返還に伴う補正であります。これにつきましても、常任委員会資料で御説明いたします。

次に、241ページの一番下の(事項)認定職業訓練費2,099万2,000円の減額であります。これは、主に下の説明欄2の認定職業訓練助成事業費補助金の減額でありまして、認定職業訓練団体が実施します職業訓練の訓練生数が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

242ページをお開きください。

一番下の(事項)県立産業技術専門校費8,145万円の減額であります。

下の説明欄をごらんください。まず、1の管理運営費につきましても、光熱水費の節減や施設の保安委託料等の入札残などによるものであります。

次に、2の訓練実習費は、外部講師の報酬や訓練実習に係る材料経費等の執行残などによるものであります。

また、3の委託訓練に関する経費であります。これは、離職者が早期に再就職できるよう各種の職業訓練を実施しておりますが、対象者が当初の見込みを下回ったことなどによる減額であります。

歳出予算説明資料での説明は以上であります。緊急雇用基金の返還等について御説明いたします。

資料をかえていただきまして、常任委員会資料の5ページをお開きください。緊急雇用創出事業臨時特例基金の返還についてであります。

まず、1の補正の理由であります。平成25

年度末までに終了した基金事業の基金残額に關しまして、対象となる額を国へ返還するものがあります。

2の返還の対象となる額であります、下の表をごらんください。

今回の返還の対象は、一番左の交付額144億7,000万円にその右の運用益2,169万8,000円を足した事業執行可能額144億9,169万8,000円が対象となります。そこから、既に基金事業として執行した支出済額143億8,216万6,000円を除いた額、1億953万2,000円が今回の返還額であります。

返還については、以上でございます。

次に、右の6ページをごらんください。

地域人づくり事業の実施状況であります。

地域人づくり事業につきましては、労働政策課で予算を一括計上し、事業を実施します市内の各課へ予算を分任するという方法で実施しております。

26年度に着手した事業については、27年度までの事業が継続して実施できるということとなっております。今回の2月補正では、3億75万4,000円の減額となっておりますが、基金の有効活用を図る観点から、新たに事業要望を募り、追加採択等を行ったところであります。

新たに採択した事業につきましては、表の下から4つ、商工観光労働部の「おもてなし人材育成事業」ほか3事業でありまして、多様な人材の育成に努めることとしております。

地域人づくり事業の説明は以上であります。

次に、債務負担行為の変更について御説明いたします。

同じ資料の1ページにお戻りをいただきたいと思っております。

議案書では、15ページに記載されております

が、こちらの資料で説明をいたします。

一番下の表であります。表の一番上、(事項)「就活アシスト！わかもの人財育成事業」であります、限度額を2,927万2,000円に変更をお願いしております。この事業は、26年度から27年度までの事業であります、若年者の職場定着率向上を目指して定着支援員を増員することとし、契約額を増額するものであります。

次に、2番目の(事項)平成26年度離職者等再就職訓練事業であります、限度額を5,901万円に変更をお願いしております。

先ほど御説明いたしました委託訓練に関するものであります、この事業は、委託先に支払う委託費が就職実績に応じて増減するという仕組みとなっております、就職率のアップが見込めますことから限度額を増額するものでございます。

3番目の(事項)地域人づくり事業でございます、限度額を6億9,602万7,000円に変更をお願いしております。内容につきましては、先ほど御説明したとおり、追加採択等によって契約額を増額するものであります。

通常の2月補正については、以上であります。

次に、追加補正について御説明をいたします。資料をかえていただきまして歳出予算説明資料の議案第78号の説明資料で御説明をいたします。

労働政策課のインデックスのところ69ページをお開きください。

労働政策課の追加補正は6,879万円の増額であります。補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、26億4,509万8,000円となります。内容につきまして御説明いたします。

次の71ページをお開きください。

(事項)地域雇用対策強化費6,879万円の増額であります。説明欄にあります新規事業につき

ましては、常任委員会資料で御説明いたします。

14ページをお開きください。

新規事業「お試し就業支援・U I J ターン助成事業」であります。この事業は、宮崎の中小企業が都市部での経験豊富な中核人材を受け入れるお試し就業に係る経費の一部を支援する事業であります。2の事業概要であります。予算額は6,879万円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。①のお試し就業支援事業では、県内の企業がお試し就業として受け入れた中核人材にかかわる給与などの経費を助成することとしております。②のU I J ターン助成推進事業では、U I J ターンに関する企業向けセミナーの開催や広報等を行うこととしております。

説明は以上であります。

○津曲企業立地課長 続きまして、企業立地課でございます。

まず、通常の2月補正を御説明いたします。

お手元の26年度2月補正歳出予算説明資料、厚いほうです。企業立地課のインデックスがございます。245ページになります。

このたびの補正額は、左から2番目、補正額の欄にあります5億5,478万円の減額、補正後の額は、右から3番目の欄にあります4億4,939万9,000円となります。それでは、主な事項につきまして、御説明をいたします。

ページをおめくりください。

ページの中ほどに、(事項)企業立地基盤整備等対策費、1,884万5,000円の減額がございます。主なものは、説明の欄の2番目「宮崎企業立地支援充実事業」でございます。これは、工業団地を整備します市町村への補助事業で、今年度は小林市への助成を行いますが、市の事業費に合わせての減額となります。

次に、一番下の(事項)立地企業フォローアップ等対策費5億2,845万9,000円の減額につきまして、次のページをおめくりいただきたいと思っております。

ページの上のほうでございますが、説明の欄、1、企業立地促進補助金であります。これは、工場建設費用などへの補助金と新規に雇用いただいた人数に応じた補助金がありまして、本県の企業立地にとりまして、非常に効果のあります制度でございます。

今回の補正額、5億2,000万円余りのうち、5億円は国富町にあります太陽電池製造会社、ソーラーフロンティアへの補助金を見込んでおりました。ここは、平成23年から操業しておりますが、投資金額が約1,000億円、雇員人数も約800人と、ともに非常に大きいことから、本県の制度上、大規模案件という区分に該当し、操業開始から5年間の間に、5回まで補助金の申請を行うことができます。23年度に最初の申請があり、投資内容や雇員人数等を審査の上、1回目の交付を行ったところでありますが、実際、あと4回交付が可能ということで、今年度も会社側と申請時期や金額について協議を行っておりましたが、会社側としては、今年度は申請をしないとの結論になりました。

ほかの企業でも、実際の申請額が当初の見込み額を下回る会社もございまして、今回、減額補正をお願いするものであります。

次に、企業立地課の繰越事業につきまして御説明をいたします。常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

先ほど説明もありましたが、繰越明許費の追加というのが、2段目の表になっております。その下のほう、「みやざき企業立地支援充実事業」であります。これは先ほど説明をいたしまし

た小林市への補助金でございますけれども、市の事業が平成27年度に繰り越されることから、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、国の緊急経済対策に伴う追加の補正予算でございます。

今度は薄いほうの歳出予算説明資料、議案第78号であります。

企業立地課のインデックスのところ、73ページでございます。

補正額は、1,206万円の増額、補正後の額は、右から3番目でございますが、4億6,145万9,000円となります。

ページをおめくりいただきますと、今度はページの中ほどに(事項)企業誘致活動等対策費がございます。説明の欄にあります新規事業につきまして、また常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の15ページでございます。

新規事業「投資呼び込み」みやざき企業立地セミナー&視察ツアー開催事業」であります。この事業は、地方創生の流れの中、本社機能の宮崎誘致や工場進出を進めるため、本県のすぐれた立地環境や支援制度を紹介するセミナーを東京、愛知、大阪、福岡で開催いたしますとともに、企業経営者の皆様を本県へお招きし、県内視察や本県の企業関係者との意見交換会などを通じて本県への企業立地を一層推進しようと考えております。予算額は、1,206万円でございます。

企業立地課の説明は、以上でございます。

○孫田観光推進課長 観光推進課の2月補正予算について、御説明いたします。

まず、通常の2月補正であります。

お手元の冊子、平成26年度2月補正歳出予算説明資料のインデックスで観光推進課のとこ

ろ、249ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正額は、一般会計、特別会計を合せて、3,514万円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、14億8,492万4,000円となります。

まず、一般会計について御説明いたします。

一般会計の補正額は、3,450万6,000円の減額で、補正後の額は10億8,477万6,000円となります。それでは、主な事項について御説明いたします。

252ページをお開きください。

このページ、下から2番目の(事項)国際観光宣伝事業費2,403万7,000円の減額であります。

まず、1の「東アジア等観光誘客推進事業」ですが、香港線の就航に係る旅行会社等への送客支援において、香港線の就航が3月末にずれ込んだことから、減額するものであります。

2の「大型クルーズ船誘致環境整備事業」は、油津港の大型クルーズ船に対応した係留施設の整備に係る入札の執行残であります。

次に、その下の(事項)スポーツランドみやざき推進事業費310万円の増額であります。

次のページをごらんください。

2の「プロ野球キャンプ環境充実強化事業」は、球春みやざきベースボールゲームズの開催を支援するものでありますが、参加球団が増加したことに伴い、増額補正をお願いするものであります。

254ページをお開きください。

ここで、県営国民宿舎特別会計について御説明いたします。

(事項)国民宿舎「えびの高原荘」運営費63万4,000円の減額ですが、これは、施設の維持補修費の執行残であります。

なお、国民宿舎特別会計は、別途配布の、平

成27年2月定例県議会提出議案の議案第60号にもありますが、内容が重複いたしますので、この説明にかえさせていただきます。

次に、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正予算について御説明いたします。

2月補正の歳出予算説明資料、議案第78号、薄いほうの資料をごらんいただきたいと思いません。

観光推進課のインデックスのところ77ページをお開きください。

補正額は7億9,535万4,000円の増額で、補正後の額は、22億8,027万8,000円となります。

79ページをお開きください。

(事項) 観光交流基盤整備費5,747万4,000円、(事項) 国内観光宣伝事業費746万6,000円、(事項) ふるさと旅行券誘客促進事業費6億4,530万8,000円、(事項) スポーツランドみやざき推進事業費8,510万6,000円のそれぞれの増額であります。

説明欄にあります各事業の内容につきましては、常任委員会資料のほうで御説明いたします。

常任委員会資料の16ページをお開きください。

まず、新規事業「外国人観光客受入環境整備事業」であります。この事業は、外国人観光客の受入環境整備が急務となっている中、情報発信環境等を整備し、外国人観光客のさらなる誘客促進を図るもので、予算額5,747万4,000円をお願いしております。

事業内容ですが、①のとおり、観光案内版等にWi-Fi環境を整備するほか、②のとおり、県観光情報サイトに自動翻訳機能を追加するなど、情報発信環境の整備を行います。

また、④のとおり、公共交通機関を活用した個人旅行者向けの周遊ルートを開発するなど、移動しやすい環境の整備を行うこととしており

ます。

17ページをお開きください。

新規事業「フィルム・コミッション支援事業」であります。これは、映画やテレビ番組等のロケを県内へ誘致するため、ホームページの改修や、ロケに関する情報収集、誘致活動を行うもので、予算額443万1,000円をお願いしております。

次のページをごらんいただきます。

新規事業「教育旅行誘致・受入体制整備事業」であります。これは、本県への教育旅行に関する専門の事務局をみやざきコンベンション協会に設置し、教育旅行の誘致・受入体制の強化を図るもので、予算額303万5,000円をお願いしております。

19ページをお開きください。

新規事業「みやざきに来んね！神話のふるさと旅行券発行事業」であります。この事業は、県内の宿泊施設で幅広く利用できるふるさと旅行券を発行することにより、本県への旅行需要・観光消費を喚起し、主に県外からの旅行客を取り込むことで、地域経済の好循環につなげるものであります。予算額は、4億6,299万8,000円をお願いしております。

事業内容ですが、県内宿泊施設や本県への旅行商品を割引価格で利用できるようにするため、コンビニエンスストアでのふるさと旅行券の販売や、ネット系の宿泊予約サイトや、旅行会社が造成する本県への旅行商品に対する助成を行うほか、ふるさと旅行券の魅力を高めるための県産品プレゼントキャンペーンを実施することとしております。

また、事業効果の把握や今後のマーケティング戦略等への活用に向けたアンケート調査や分析を行うこととしております。

なお、具体的な割引率や助成条件等については、全国の動向等も踏まえて決定することとしておりますが、ことしの5月から6月には販売を開始し、県内在住の方々にも御利用いただけますので、県外からの誘客促進はもちろん、県民の皆様の県内周遊・地域間交流の促進にもつなげていきたいと考えております。

次のページをごらんください。

新規事業「みやざきに来んね！神話のふるさとみやざきPR事業」であります。ふるさと旅行券の仕組みを活用した誘客促進の取り組みは、全国各地で一斉に実施されるため、この事業において、宮崎ならではの観光素材等のPRを集中的に行うことで本県の認知度向上等を図り、旅行地として選ばれる宮崎づくりにつなげるものであります。予算額は、1億8,231万円をお願いしております。

事業内容ですが、①のとおり、宮崎観光総合プロモーションとして、チラシ、ポスター、クーポンつきキャンペーンブック等の作成や旅行雑誌等を活用した広告掲載を行うほか、県外からの集客を目的とした大規模なイベント等を開催することとしております。

また、②のとおり、神話のふるさとみやざき認知度向上特別プロモーションとして、雑誌社や旅番組等とのタイアップなど、特に若い女性をターゲットとした集中的なプロモーションを行うこととしております。

21ページをお開きください。

新規事業「スポーツランドみやざきグレードアップ事業」であります。近年、スポーツ合宿等の誘致に取り組む自治体がふえており、地域間競争が激化している状況にありますことから、新たに事業内容⑤のアスリートフード推進のための研修会の開催や、⑥のキャンプ受入環境の

向上につながるトレーニング機器の整備を行い、スポーツランドみやざきのグレードアップを図るものであります。予算額は4,589万円をお願いしております。

次のページをごらんください。

新規事業「球春みやざきベースボールゲームズ開催事業」であります。これは、既存球団の長期滞在と新規球団のキャンプ誘致を促進するため、プロ野球球団による練習試合の開催を支援するもので、予算額1,921万9,000円をお願いしております。

23ページをお開きください。

新規事業「東京オリンピック・パラリンピック等おもてなし推進事業」であります。この事業は、2020年オリンピック・パラリンピック等の開催を見据え、事業内容にありますとおり、①の事前合宿等キャンプ誘致対策として、まず、海外チームの直前合宿におけるキャンプ地決定のプロセスや課題等を把握するため調査を実施するほか、誘致活動に必要なパンフレットやホームページを作成いたします。

また、人的ネットワークを活用した情報収集のほか、市町村の合宿等誘致に対する支援を行うこととしております。

次に、②の開会式セレモニー・文化プログラム対策ですが、開会式での天岩戸開き神話の採用を実現するため、オリンピック組織委員会等への働きかけを行うとともに、首都圏での著名な研究者によるシンポジウムを開催するなど、本県神楽に対する関心や注目を高めていくこととしております。予算額は、1,999万7,000円をお願いしております。

観光推進課の説明は以上であります。

○日下オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の平成26年度2月補正予算について御

説明いたします。

まず、通常の2月補正でございます。お手元でございます平成26年度2月補正歳出予算説明資料、分厚いほうの資料、こちらをお開きいただければと思います。オールみやざき営業課のインデックスのところ、255ページをお開きください。

オールみやざき営業課の補正額は、左から2番目の欄、1,256万7,000円の減額でございます。補正後の額は、右から3番目の欄、3億9,122万7,000円となります。それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

257ページをお開きください。

まず、(事項) 県産品販路拡大推進事業費538万円の減額でございます。こちらは主に、説明欄1の「県産品振興事業」につきまして、新宿みやざき館に係る光熱水費や建物賃借料などを減額するものでございます。

次に、(事項) 県外広報対策費504万6,000円の減額でございますが、こちらは主に「県外広報対策事業」に係る委託料及び旅費など事務費の執行残でございます。

続きまして、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正予算についてでございます。

2月追加補正の歳出予算説明資料、議案第78号、薄いほうの資料をお開きいただければと思います。

オールみやざき営業課のインデックスのところ、81ページをお開きください。

補正額は4億940万4,000円の増額補正でございます。補正後の予算額は右から3番目の欄でございますとおり、8億63万1,000円となります。以下、内容につきまして御説明いたします。

83ページをお開きください。

(事項) 地場産業総合振興対策費212万2,000

円、その下の(事項) 貿易促進費4,328万2,000円、さらにその下でございますが、県産品販路拡大推進事業費3億6,400万円の増額でございます。

説明欄でございます新規事業につきましては、常任委員会資料で御説明申し上げます。

常任委員会資料24ページお開きいただければと思います。

まず、新規事業「みやざき工芸品振興事業」でございます。この事業は、2の事業概要(3)のとおり、若手工芸家が県外の催事場で展示販売をする際の会場費などの支援や、次世代の人材確保に向けた、県伝統工芸士等への実態調査や先進地事例の調査を実施し、効果的な後継者確保等につなげていきたいと考えております。予算額は212万2,000円をお願いしております。

続きまして、25ページをお開きください。

新規事業「世界に広げよう！グローバル展開支援事業」でございます。この事業は、2の事業概要(3)にございまして、県内企業の新たな市場の販路開拓活動に対する支援や、翻訳作業のサポート、さらには、グローバルなビジネスを担う人材の育成等に取り組むことにより、県産品の輸出促進を図るものでございます。予算額は2,060万円をお願いしております。

26ページをお開きください。

新規事業「香港メディアを活用した県産品PRプロモーション強化事業」でございます。この事業は2の事業概要(3)にございまして、食と観光地の紹介番組を作成し、現地で放映しますとともに、番組で紹介した県産品をテレビ局が運営する通販モールでテスト販売することにより、県産品の認知度向上等を図るものでございます。予算額は2,268万2,000円をお願いしております。

続きまして、27ページをお開きください。

新規事業「ふるさと名物商品PR事業」でございます。この事業は2の事業概要(3)のとおり、ふるさと名物商品を購入することができるECサイトを構築するとともに、大都市圏のアンテナショップ等に販売窓口を設置します。また、カタログやCM等を制作して、ふるさと名物商品のプロモーションを行うこととしております。予算額は3億6,400万円をお願いしております。

オールみやざき営業課の説明は、以上でございます。

○福嶋地域雇用対策室長 委員会資料の28ページをごらんください。

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、1の改正の理由ですが、先ほど補正予算の説明にありましてとおり、国からの通知に基づき、当該基金の返還金を処分するため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の概要であります。附則第3項において、基金は平成25年度に限りその一部を処分することができるとしておりましたが、平成25年度を平成26年度に改めるものであります。

これは、条例第5条において、基金の処分は設置目的に沿った事業に充てる場合に限り可能とされており、今回のような国の通知による返還は例外的な取り扱いとなるため、年度を限って処分の特例を設けることとしたものであります。

なお、3にありますとおり、施行期日は公布の日としております。説明は以上であります。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

質疑に入っておりますけれども、ちょっと時間を経過しておりますので、10分ほど休憩を入れたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時18分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

○太田委員 資料の8ページ、域内消費喚起等支援事業、5億3,000万程度プレミアムつき商品券の発行を支援するということですが、額が大きいもんですから、これは既に市町村からは、うちは具体的にこういうことをやりたいということで、計画なり額なり、そういうのはもう上がってきているんでしょうか。

○田中商工政策課長 市町村によっては、議会への提案とかがまだのところもありまして、現在、県内の全市町村に対して、どんなことをやられるおつもりなのか、あるいはプレミアム率の具体的なお考え等をお聞きしてるところでございます。

○太田委員 今からということで。それと、19ページ「みやざきに来んね！神話のふるさと旅行券発行事業」これも4億6,000万、額が大きいですよね。ぜひ、先ほどのプレミアムを含め、地域で消費されるように大いに活用してほしいという立場から質問しますけれども、この事業の4億6,000万は割引に対しての補助といたしますか、そういうものだろうと思いますが、普通の商品券では、旅行券とかそういったもの割引のパーセントは、5%とか10%とかいろいろあるのかなと思って。これが、本当にみんな利用されれば一番いいわけですよ。割引というのは、

どの程度の割引で、何人ぐらいとか、商品がどのくらいの数があるのか。この窓口販売、ネット販売とかいうところで、想定される額やらは何かあるんですか。

○孫田観光推進課長 この旅行券を活用いたしました誘客対策というのは、全国で一斉にやりますので、お互いに腹を探り合っている部分もあります。国のほうが示しておりますのは、割引率は5割を超えないことというような感じであってまいりますけれども、商品ごとの割引率をどんな形態で販売するかによって、結果的な割引率というのがいろいろ変わってくるかと思いません。

今、考えておりますのは、半額程度にしようということでありまして。ただ、それは、1回で使う分の上限額等をどういうふうに設けるか。旅行費用の全部の半額となりますと、1人当たりが大変なことになってしまいますので、そのあたり制度設計については、全国の状況等をよく見ながら、今、取り組んでいるところでございます。

○太田委員 わかりました。

あと2つほどあります。今度は、歳出予算説明資料で、248ページ、企業立地課の先ほどの説明で、ソーラーフロンティアが申請は5回できるんだけれども、今回はしなかったというのは、私たちの感覚から見れば、申請しなさいよというような感じがするんですが、事情があるんでしょうか。

○津曲企業立地課長 雇用額と雇用人数、それから投資額というのが、今回の補助金の仕組みになっているんですが、平成23年度に新設された折に、大半の投資につきましてはお願いをされました。今回はどうされますかというのは、実は新たな雇用が何人ふえますかという、ここ

を企業さんとしては……。私たちは、1年間を通じて勤務をされる、はっきり言うと正社員は何人ふえたのというのが一番大きな話なんですけれども、企業としては、ふえた人数が一番多いとき出されたほうが結構有利になるものですから、今年度よりかもうちょっと先かなと見てらっしゃるんじゃないかと思えます。以上です。

○太田委員 わかりました。

それと最後に、235ページ、産業振興課のところで、説明として、自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営事業というので、これは、会社のほうが人件費を持つようになりましてということで、私としてはいいことだろうなと思えます。通常予算を立てる場合には、そういったものを見込んで立てるわけですけれども、いい方向と言っていいかどうかわかりませんが、向こうが出してくださるのは、それはいいっちゃということになると思うんです。ただ、そういったのを行政の側が強要した形になっていかんのかなとか、寄附の強要なんかはしてはいけませんので、その辺は何かあうんの呼吸で決まったところがあるのかなと思えますが、その辺の事情はどういうことでしょうか。

○佐野産業振興課長 具体的には、この事業におきましては、2人ぐらい現役のメーカーの社員の方をアドバイザーとして確保したいということで、例えば、常勤でお世話をいただくようなことも考えて、この予算は組んでおったわけなんですけれども、最終的には協力をいただいたダイハツ九州さんから、週に一度ぐらい御指導いただくという形で委嘱をさせていただくことができました。ダイハツ九州さんとしても九州に貢献したいという考え方もお持ちであったということで、報酬は要らないということで整理をさせていただいたところですよ。

○太田委員 わかりました。

○外山委員 それじゃ、何点か聞いていきますが、この説明資料でお聞きをします。

9ページのインバウンド事業で、免税店の数をふやすということですが、免税店を開設というか、つくるときはどのような手順でつくっていくんですか。

○田中商工政策課長 これは、所轄の税務署に届け出をすることになるんですけども、お店の見取り図ですとか、どこら辺で免税のカウンターを設けるとか、あるいは取り扱っている品目、そういったものの必要書類を所管の税務署に提出して許可を得るといような手続となります。

○外山委員 ということは、許認可になるんですか。

○田中商工政策課長 許可になります。

○外山委員 そこで、免税手続の円滑化等のための助成というのは、具体的にはどういうことなんですか。

○田中商工政策課長 免税店の手続をするのは、パスポートの情報を読み取って購入記録票というのを作成し、それを商品につけまして、開封できないように梱包するというような手続がございます。手作業でも可能なんですけれども、人数が多くなると非常に時間がかかるもんですから、パスポートリーダーと購入記録票をリンクさせて出すようなソフトあるいは機器というものがございますので、そういったものを使えば、1人が二、三分で処理ができるようになります。こういった機器の導入を支援しようということでございます。

○外山委員 この許認可の税務署のハードルはないんですか。

○田中商工政策課長 認可自体は、そんなに難

しいことはございません。ただ、商店側が非常に、なれていらっしゃるところが多いものですから、手続にどれだけかかるのか、あるいは実際に来られたときにうまく対応ができるのか等に不安を感じていらっしゃると思いますので、今回、セミナー等も開催して、そこら辺のことについてもいろいろと勉強していただこうかなと思っております。

○外山委員 ちなみに、県の物産センター、ここは免税店の申請をする予定はあるんですか。

○田中商工政策課長 現時点では、まだ免税店の許可は取っていらっしゃいませんけれども、この間、私どももお話に行きまして、取る方向で検討されています。

○外山委員 18ページの教育旅行誘致、専任職員1名を設置ということで、ことしはそういう方が何人かおられますよね。

○孫田観光推進課長 *現在、別事業で3名ほど置いております。ですが、それは人材育成的な要素で置いておりまして、今回はきちんと専任を1人置いて、事務局を立ち上げるということになります。

○外山委員 教育旅行誘致のための職員を、年度末の今、ここで入れるというのはどういうことなんですか。

○孫田観光推進課長 先ほどの答弁は、現在、教育旅行関係の仕事をしておりますのは、ホテル旅館組合におりまして、そちらを今度、観光コンベンション協会のほうに1人選任を置いて、取り組むということでございます。済みません、訂正させていただきます。

○外山委員 ということは、まだ来年度予算に入ってませんが、ここで入ってもらったら、新年度も来年度も延長していただろうということ

※このページ右段に発言訂正あり

になるわけですか。

○孫田観光推進課長 この教育旅行誘致受入体制整備事業は、今回補正でございますけれども、実際に動き出しますのは4月1日から、繰り越して27年度の事業ということになります。

○外山委員 ここで、補正で、この人間の配置を出していくというのはどういうことなんですか。

○孫田観光推進課長 今回の交付金対象の財源でやるということですので、追加補正で上げさせていただいて、一括して新年度に繰り越しをさせていただいて、そちらで事業を実施するというところでございます。

○外山委員 わかりました。

21ページのスポーツランドグレードアップ事業で、この事業内容の、宮崎大学医学部と連携し、スポーツメディカルを推進するという、これは、具体的にはどういう形の事業になるんですか。

○孫田観光推進課長 この事業の中で、スポーツメディカルの推進は、実際にはもう今年度から取り組んでおりまして、中身といたしましては、宮崎でキャンプ、合宿を行っていただきますアスリートの皆さんのメディカルチェックを宮崎大学で行っていただいて、その後のパフォーマンスの向上に役立てていただくという事業でございます。

○外山委員 これは、今でも常時やってもらっているんですね。

○孫田観光推進課長 はい、今年度の事業として進めておりまして、もう既に受け付けをしております。

ただ、まだ宣伝が足りませんで、現在のところでは、実績としては3人の方がこの事業を利用されているところでございます。

○外山委員 ということは、ここで合宿等をするチームなり選手が申し込みをして、そこで、宮大の先生がするということになるわけですね。

○孫田観光推進課長 委員のおっしゃるとおり、御希望がありましたら、それを受け付けまして、受診していただくときに、実際に宮大に払う経費の一部を県のほうで助成するという形になっております。

○外山委員 わかりました。

それから、その下のほうで、トレーニング機器を整備とありますが、これは、どこに設置するんですか。

○孫田観光推進課長 このトレーニング機器といいますのは、具体的には高気圧酸素タンクという機器でありまして、アスリートの方々の疲労回復等に非常に有効ということで、最近、さまざまところで取り入れられつつある機器であります。こちらのほうを複数台購入いたしまして、それぞれのキャンプ、合宿のトレーニング施設、あるいは宿泊施設等に配置をして、御利用いただきたいと考えております。

○外山委員 どこかに常設で置いておくんじゃなくて、持って移動するということですか。

○孫田観光推進課長 この機器は、固定式と移動式の2種類がありまして、配置する場所によりまして、常時置いておく場合、あるいは必要に応じて貸し出しといたしますか、持っていただいて使ってもらおうというような形を考えております。

○外山委員 ということは、どこかで管理しないとぐあいが悪いですよ。どこが管理することになるんですか。

○孫田観光推進課長 一応県の備品ということになりますので、購入いたしましたら、観光推進課のほうで管理することになると思います。

○外山委員 わかりました。

それから、単純なことですが、27ページのふるさと名物商品PR、この名物商品というのは具体的にどんなものを差しておるんですか。

○日下オールみやざき営業課長 ふるさと名物ということで、農産物であるとか、加工品であるとか、工芸品であるとか、そういった県産品をイメージしております。

○外山委員 今までふるさと名物商品という言い方は聞いたことなかったから、何か特別な物があるのかと思ったけれども、農産物で県産品であれば名物という表示になるんですか。

○日下オールみやざき営業課長 今回の事業におきましては、公募を県のほうで行わせていただきまして、公募の上で選定した商品をふるさと名物ということで、今回のこの事業による割引の対象といたしたいと考えております。

○外山委員 もう一点、6ページのおもてなし人材育成事業というのが、下から4段目にありますね。具体的に、宮崎流のおもてなし実現を担うという、これは、具体的にどういうことを指してるんですか。

○久松労働政策課長 これは、地域人づくり事業の一環として行うものでございまして、地域人づくり事業につきまして雇用拡大と処遇改善という2つのメニューでやっております。

具体的には、ホテル旅館生活衛生同業組合に委託しまして、失業者を新規で10名ぐらい雇用いたしまして、それに対して訓練等を行って、ホテル従業員として育成するというところで事業を考えております。

○外山委員 私は、ちょっと前からおもてなしが大事だということを言ってきておるんですが、おもてなしの一番の原点のホテル等の設備等が、今、高齢化社会で結構私ぐらいの人やら、高齢

者の方が旅行に来られます。いつも思うんですけども、例えば、部屋に入って空調をチェックしようと思ったら、クーラーのリモコンがどこにあるか探しても、今度は文字盤が小さくて、消すのがよくわからん。眼鏡を探してきて、電気をつけてやっとわかる。そういうのが昔からの流れでそのまま置いてあるような気がするし、それから、明かりにしてもそうです。風呂に入ると、シャンプーやら3種類ぐらいあるでしょう。文字が大きく書いてなくて、しかも横文字で書いてある。だから、しょうがないから裸で眼鏡を探してきて見るとか、よくあるんです。そういう一番原点のところ、今までの惰性であるような気がする。

それからもう一つ、これは皆さん方も多分経験されたと思うんですが、和室で寝るときは別に関係ないんですが、ベッドのときに、周りが布団やら毛布が入れ込んであって、入るとミノムシ状態で、これじゃあ絶対に寝られん。(笑声)それで、私はホテルの社長にそのことを言ったら、これはベッドの場合こういうことになってるんですと、だから、そういうことでこのマニュアルがあって訓練しとる。それは、今までの感覚であって、多分皆さん方も、ベッドであんなもの寝れんと思う。

だから、おもてなしの前の部分が、何かきちっと、いろんな機器を含めてやり方を、そこ辺から見直していかないと、おもてなしという言葉だけがひとり歩きしておるような気がするんですけれども、どうでしょう。

○孫田観光推進課長 委員御指摘のとおり、今、従来どおりのやり方では通用しないさまざまな局面が出てきておまして、これになかなか対応できなかつたために、宮崎が全国の中での相対的地位が低下してしまったという痛烈な反省

をしております。そのために、今後、委員が御指摘のような利用者の立場に立ったハード、ソフト、さまざまな対応というのをやっていかないといけないと考えております。

現在、御提案しております観光推進条例、あるいはまた、お諮りすることになっております観光の計画その他の中でも、その理念あるいは取り組みの方向性等をうたっておりますけれども、これが実際に現場のホテル、旅館、サービス事業の中に反映されていきますように取り組んでまいりたいと思っております。

○後藤委員 委員会資料の25ページ、一般質問でも取り上げられておりましたが、今まで東アジアをターゲットとしていたところ、今回、ミラノ国際博覧会の出展をきっかけとして、EU市場へ出すと。ミラノというのは一つの契機なんですけれども、現地キーパーソンの発掘・招聘とありますが、ある程度目途は立っているのでしょうか。東アジアを今までずっとやってきて、またこれからもやらなくてはいけないので、まだちょっと早いような気がするとか、考え方をちょっと教えてください。

○日下オールみやざき営業課長 おっしゃるとおり、初めは平成24年3月に東アジア戦略ということでスタートいたしまして、いろいろ取り組んでいるところですが、例えば香港に事務所を開設いたしまして、その中で香港への輸出もふえる状況というのも出てきております。また、台湾、シンガポールを初めとしたアジア諸国への輸出というの、いろいろな企業さんが出てきているという状況であります。

そういった中で、今、輸出をめぐる環境がいろいろ変化をしております、例えば、先ほど御指摘いただいたミラノ万博というのも一つのきっかけではございますが、牛肉の輸出規制が

ヨーロッパにおいて緩和される、そういったことも起きました。また、いろいろ報道とかでもなされてますとおり、ムスリム諸国のハラール食品と、こういったものも大分取り組んでいる自治体というのもふえてきてる。そういった中で本県も、実際、本県が得意としている牛肉であるとか、そういったものもございまして、今後はより視野を広げて、ヨーロッパであるとか、また北米、こちらも牛肉の輸出量が、実際にかなり伸びてきているという状況も出てきておりますので、そういったところも視野に入れた戦略というのが今後は必要なのかなと考えてます。

ただ、御指摘のように、視野を広げれば広げるほど、当然、焦点がぼけてくるということも起きかねないですので、地域としての視野は広げますけれども、それぞれの国ごとに、観光物産も含めて、しっかりと戦略を立てて取り組みを行っていきたいと考えております。

○後藤委員 わかりました。

あと、スポーツの21ページ、先ほどから出てますけれども、グレードアップということで、事業内容の5番目のアスリートフード推進、県栄養士会と連携するということは、当然、宮崎の食材を使うイメージなんですけど、今までのアスリートフードというか、スポーツドリンク的な、大手食品メーカーのそういったイメージがされるんですけども、どのような食材を考えられてPRしていかれるのかお伺いいたします。

○孫田観光推進課長 今回、この研修会等を実施して進めていきますアスリートフードと申しますのは、基本的に合宿先のホテル等で提供される食事、これのメニューを開発していこうということでございます。当然、地場産のものを使うことになると思いますが、基本的なやり方としては、現在ホテル等で出されておりますメ

ニューをきちんと栄養士会のほうで分析をしていただきまして、減量、増量、鉄分補給といった目的に合わせたメニューを、改良なりわかりやすく提示するような形でやろうというようなことで、現在は考えております。

○後藤委員 今回、国の法律で、健康機能性食品とか、いろいろ開発が緩和される中で、ここで栄養士会さんであるんですけども、大手食品メーカーさんですら、このスポーツ関係の中で……。宮崎アスリートフードってできるかなという気がするんです。

○孫田観光推進課長 アスリートフードというのは、大手食品会社さんが出されているような、全国にサプライしていこうということではなくて、宮崎においていただいたときに活用していただけるメニューということを基本としております。

これは、例えば、鹿児島鹿屋体育大学が連携して、地元で食堂を開いておまして、こちらでさまざまなアスリート向けの食事を出したりというようなこともしております。

こういった、宮崎にきていただいたアスリートの方々に活用していただけるというようなことを、今のところは想定しております。

もし、非常にいいものが今後生まれてきましたら、将来流通できればというふうには思いますけれども、現時点ではそういう考え方でございます。

○後藤委員 はい、わかりました。

○宮原委員 8ページのところで、先ほどプレミアム商品券のことですが、これは、県内全ての市町村が取り組まれるんですか。

○田中商工政策課長 今、県内の全市町村にお聞きをしておりますけれども、大体皆さん、取り組まれる予定となっております。

○宮原委員 そうしたときに、県内津々浦々ま

でということは、今度は5億3,000円という金額の割り振りです。当然、人口が大きい宮崎市と人口が一番少ないところでは、相当金額に開きが出るのは当たり前なんですが、人口の少ないところというのは大した金額にならないのかもしれないのですけれども、そのあたりについての考え方はどうなんでしょう。

○田中商工政策課長 今回の支援につきましては、県内の市町村の財政力指数に応じて補助をすることといたしております。県内津々浦々まで経済効果を波及させるために、できるだけ財政力が弱い小さな市町村に対して手厚く補助をする、そういった仕組みにしたいと思っております。

○宮原委員 あとは、今度は小さい市町村ということで考えると、その地域内の消費喚起をということですから、当然、その市町村でしか買えない物はできないプレミアム商品券なんですか。

○田中商工政策課長 これは、市町村さんの設定かなと思っております。市町村さんによっては、ある程度広域的に考えられるところもあるかもしれませんし、その市町村内でしか使えないということもあるかと思えます。

○宮原委員 例えば宮崎市であると、県外の大きな資本のところがありますよね。全部がそこに行ってしまう可能性もあるかなとも思うんだけど、そのあたりの線引きというのは、県としてはどう考えておられるのか。

○田中商工政策課長 これも、基本的には市町村さんの制度設計によりますけれども、ただ、やはり県内に経済を波及させるためには、できるだけ地元のお店を使っただけのがベターかなと思っております。

○宮原委員 そういうもともとが大きな資本で、集客のあるところというのが喜ぶだけで――

やっぱり商店街とかそういった疲弊してるところで売上げが伸びるような状況に持っていかないとあまり意味がないのかなという気がしますので、せっかく大きな事業費を組まれるわけですから、その辺は十分市町村と連携を図っていただくとありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、9ページの「インバウンド需要を取り込め！免税販売促進事業」ですが、この免税の部分というのは、安い商品はその場で渡してもらえけれども、高額な商品になると、たしか出国するときに渡す仕組みになっていますよね。

○田中商工政策課長 免税にも2種類ありまして、いわゆる消費税の免税と関税の免税というのがございます。基本的には、関税の免税になりますと、空港内ですとかそういったこととなりますが、今回はいわゆる消費税の免税でありまして、基本的には従来からの一般物品に加えて、消耗品というのも対象となっております。5,000円以上であれば免税となるということになっておりますので、今回は、基本的にはお店で買ったものをそのままお渡しするということになります。

○宮原委員 わかりました。

あと一点、24ページのみやざき工芸品振興事業で、若手工芸家に対するということで、支援をしていかれるということが組まれているんですが、この若手工芸家という位置づけです。誰でも彼でもということではないんだと思いますが、誰かこういうような、展示会なりそういうものを事前にやりたいというのがあって支援をされるのか、これから募集をかけることになるのか、そこを教えてください。

○日下オールみやざき営業課長 若手工芸家の方々は、これまでも、実際に鹿児島だとか福岡

だとかで、若手工芸家展ということで取り組みを行われているところがございます。今回、この事業につきましても、そういった形で、福岡とか鹿児島とかのデパートなどの一角をお借りして、幾つかの商品を集めて買ってもらうような展示会を開くと、こういったものを想定した事業となっております。

○宮原委員 これは、1人の人が開くということではなくて、組んでやるということではないんですか。

○日下オールみやざき営業課長 はい、おっしゃるとおりでございます。おおむね10者程度の方々が集まって開催するような形になりました。

○宮原委員 わかりました。

○新見委員 委員会資料の10ページです。ICT産業総合力強化推進事業についてですが、そもそも宮崎県内のICT企業というイメージが、例えば、何社ぐらいあって、その状況がどうなのかってわかりますか。

○佐野産業振興課長 本県のICT産業の数ということになりますと、経済センサス活動調査が24年に実施されておまして、そこのソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業の合計値ということになります。宮崎県は237社、従業員数でいきますと3,766、売上高が590億円ほどございます。

○新見委員 それだけの数のICT企業が宮崎県にもいらっしゃるんですが、この事業内容を見ると、③販路拡大強化ということで、そもそも首都圏のICT企業は、本県のICT企業にとってはライバルじゃないかと思うんですけれども、そういったところとの商談会というイメージがよくわからないので、そこを詳しく説明していただきたい。

○佐野産業振興課長 確かに首都圏の企業さん

とのライバル関係というものはあるかもしれませんが、そういった仕事が首都圏に集中をしているというような状況がございますので、それを宮崎県の企業がとりにいくためにこういった事業を考えてるところでございます。

○新見委員 ということは、商談会を企画する何らかの部署があつて、そこにそれぞれのICT企業に来ていただくということでよろしいですか。

○佐野産業振興課長 首都圏を中心としたICT企業との商談会ということで、企画コンペ方式によりまして、こういった商談会を開催するというような提案をしていただきまして、そこに委託する形で商談会を実施して、販路拡大につなげようという考え方でおります。

○新見委員 同じページの事業内容の④コールセンターのスキル習得事業ですが、コールセンターの人材養成には、従来から取り組んでらっしゃったんじゃないかと思いますが、今回のこの④の事業については、通信手段の多様化ということもあります。従来とここが違うよというものが何かございますか。

○佐野産業振興課長 ④の事業名の下に情報通信手段の多様化に伴うというところがございますが、これまでは、コールセンターというのは電話とかを中心に業務対応をされてるということが多かったんですが、最近はインターネットの普及というのがありまして、ウェブ上でとか、メールでとか、そういう話もございますので、そういったことにも対応できるような人材の育成ということで、基礎的な部分から応用的な部分も対象にした研修を実施したいと考えております。

○新見委員 次に、14ページですが、そもそも都市部での経験豊富な中核人材という方々が、

こういったお試しで宮崎県に来てくれるのかというのがあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 現在、県外のUターン者を登録してます人材バンクにおきまして、年間200名ぐらいの新規登録があつてる状況です。それに加えて、地元の企業さんも即戦力を欲しがっているということがございますので、お試しということであれば、それでUターンが進むということが期待できると考えております。

○新見委員 このお試し就業期間は、どのくらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 最長3カ月を考えております。

○新見委員 こういった優秀な方々は、現在も都市部で勤めていらっしゃると思うんですが、そういった方々が3カ月間、自分が所属している会社を離れて、こういう事業に参加すると。そこ辺は、今働いていらっしゃる会社との話し合い等はうまくいくのでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 この予算は、国が地方創生で各県にお願いしたい事業として上がってきてるんですが、国のほうでプロフェッショナル人材センターという人材バンクのようなものを設けることにしていると聞いております。

国が今想定しているのは、SONYとかコロンビアとか、いろんな大きな会社で、リストラといいますか、M&A等によりまして、いろんな方が次の職を探さないといけない状況にあると。恐らくそういう方々をバンクに登録されて、次の職場を地方に求めてみてはどうかということが背景にあるのではないかと考えております。

○新見委員 わかりました。

○渡辺副委員長 まず8ページ、先ほど宮原委

員からもあった件について、もう少しはっきり聞ければと思ったんですが、いわゆる大規模店舗と県外資本の話です。使えるところをどうするかっていうのは、もちろん市町村が制度設計する話だというのは十分わかった上でですが、いわゆる大規模店舗では使えないという話なのか、それとも、県外資本であっても、地域の中に根づいたいろんなスーパー等々というのはあるわけだと思うんですけども、もう一回そのあたりの基本的な考え方をちょっと教えていただけませんか。国から言ってくる指針みたいなものの中に何かあるのかなのか、そこはいかがでしょうか。

○田中商工政策課長 基本的には、店舗については特に制限というものは来ておりませんので、プレミアム商品券を発行される市町村の制度設計によるものと思っております。

○渡辺副委員長 ちょっとテーマが変わりますが、27ページのふるさと名物商品PR事業ですけれども、3億6,000万、たくさんっているわけなので改めて確認ですが、これは、販売している物の値段、要するに価格の一部を補償するというようなことはないんですね。割引で売って、割引いた分を県がお金を出すというような制度設計のものではないということかどうか、まず、そこを確認します。

○日下オールみやざき営業課長 こちらにつきましては、通常の価格で物産貿易振興センターに受託をしていただいて、物産貿易振興センターが、ECサイトであったりとかで割引価格で販売をすることになります。その割引価格分をこの事業によりまして支援をするという形のスキームを想定しております。

○渡辺副委員長 割引にも使うということは、この3億6,000万の予算のうち、いわゆるその商

品の割引分に充てるものがどのくらいなのかということと、この制度設計というか、ECサイトを使った云々というのの確立にどのくらいお金を使って、かつ、CM等のプロモーションを行うということになってますけれども、それはどんな分け方に、ざっくりとでも結構なんです。

○日下オールみやざき営業課長 割引分に補填をいたします助成金が、3億16万9,000円でございます。ECサイトの構築、改修等に係る費用が、1,198万9,000円を想定しております。もう一つ御指摘がございましたCM等のプロモーションに係る経費が、4,138万6,000円を想定しているところでございます。

○渡辺副委員長 この事業の目的と背景のところで書いてますけれども、県として公募を行って、選定された県産品というのをまず決められて、それを県の物産貿易振興センターを通して割り引いて売るということになれば、どのくらいの規模を想定してるのかをまずお伺いしたいんですが、公募を行って選定される県産品というのがどのくらい選ばれるのか。また、かつその選定の仕方は、例えば、たくあんが田野でいっぱいとれるから名物だといった場合に、たくあんというのを宮崎県の名産品としてやるのか、それとも、〇〇食品のたくあんということで作るのか。3億円を割引の分に使うということは、ここで選定されて、そういう扱いを受けられるところとそうじゃないところではかなり……。もちろん選ばれるものの数にもよるかとは思いますが、いろんな気持ちも発生するかなという気がするんですが、その辺の制度設計はどんなふうになるのでしょうか。

○岩下委員長 ちょっとお断りを申し上げます。間もなく12時となります。執行部の皆様は休憩

時間となりますが、このまま続けてよろしいでしょうか——じゃあ、お答えのほうまでお願いします。

○日下オールみやざき営業課長 こちらの公募に当たりましては、特段の制限はつけない形で、幅広く農産物、加工品、工芸品も含めて、県産品を対象に行う予定であります。

ただ、もちろん数が余りにも膨大になるというのは、またいろいろ問題もございますので、申請を行うのは、各事業者ごとに上限といたしますか、おおむね5種類の5商品であるとか、そういう形で上限を設けつつも公募をしまして、幅広く対象とはいたしたいと考えているところでございます。

全体の売り上げの想定でございますけれども、今回、3億円を割引分に充てるということで御説明申し上げましたが、割引の割合といたしましては、3割というのを現在想定をしておりますので、今回の事業による実際の売り上げとしては、10億円というのを想定をしているところでございます。

○岩下委員長 ここでお断りを申し上げます。ちょうど12時になりました。質疑の最中でございますが、暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、議案質疑を継続いたします。よろしくお願いたします。

○渡辺副委員長 先ほどのふるさと名物商品の件の続きです。もうちょっと具体的なイメージを持ちたいんですが、県物産貿易振興センターは、僕の記憶が間違っていなければ、会員企業さんになられて、そういうところの商品だけが扱

えるという基本的なルールだったように記憶しておるんですけども、今回のこのPR事業のスキームでも、基本的にその会員企業となっていることが、そもそも公募に申し込むに当たっての条件となるのかという点と。

あと、あわせてふるさと名物商品って、必ずしも僕らがKONNEに行ったり物産館に行ったりしても、確かに宮崎県の企業がつくって出してる商品ではあるなとは思いますが、宮崎県民から見ても、これが果たして特段宮崎県の名産品だと思う商品ばかりがあるわけではないわけです。そのときに、基本的には公募された方々の自由な発想で、これがふるさと名物商品だと公募に申し込まれた方々が言っていればそうなるのか。それとも、例えば、県もしくはセンターとして、やはり広く認知されている宮崎の名物商品であるということが、ある程度の理解として広がってる商品にその品物は限るのか、その辺はどういうお考えなんでしょうか。

○日下オールみやざき営業課長 まず、1点目のセンターの会員じゃないと今回の対象にならないのか否かという点でございますけれども、物産貿易振興センターが、今、KONNEなどで扱ってる商品については、必ずしも会員でなくても扱えることとなっております。ただ、その場合の手数料率が異なるという点はございますけれども、必ずしも会員でなくても取り扱っております。今回のふるさと名物商品、この事業の対象としても、そのような形で会員以外の事業者さんにつきましても、対象とする予定であります。

2点目についてでございますけれども、先ほどもご説明させていただきましたように、今回は公募の形で行いますので、県のほうで商品を区切ってというか、絞った形で行う、最初から

枠を狭めてというわけではなくて、幅広く事業者さんが応募をいただいたものを対象といたした上で、一定の数であるとか、選定はいたしますけれども、基本的には、まず入り口といたしましては排除はしないということで考えているところでございます。

○渡辺副委員長 ということは、そう大きく外れることはないでしょうけれども、一般の方が見て、既に認知度のある宮崎の名物商品だとと思われるものが欠落していたりする可能性というもの、この制度のスキーム上あるということですよ。

○日下オールみやざき営業課長 公募という点では、そういう可能性も否定はできないかなと思います。

○渡辺副委員長 最後に、ちょっと変な聞き方になるかもしれませんが、今度、国の地方創生絡みでこういう予算がついて、財源が出ているのでそれを有効活用するという意味で、こういう企画が出てると理解するんですけども、例えばこの事業が、今回こういう特別な国の財政措置がなくても、新年度予算で取り組む用意があるというか、価値判断としてそれだけの重要性があるというふうに——ちょっとお答えしづらいとは思いますが、そこはいかがですか。

○日下オールみやざき営業課長 もちろんこの予算額はかなりの額でございますので、国からの交付金というのが来た中で、それをうまく活用させていただきながら、かなり大規模な額の設定にはなっているという面はございます。一方で、やはり県産品を含めた、本県をしっかりと県外に対してPRしていくことというのは大変大事だと思っておりますので、もしこういった国の交付金がなければ、全く同じスキームか否かというのはもちろんございますが、やはり何らか

の形で、県外に対してこういった県産品というのをしっかりと売り込んでいく、PRしていくという事業は大変大事であると認識しております。

○渡辺副委員長 もちろん国が今回こういう対応をして、それを県としては受けて必死に活用するというのは当然のことだと思いますし、すばらしい対応だと思うんですが、宮崎県でもいろんな県産品をつくってるところはあって、もちろん自分の力だけでやろうというところもあれば、県の関与がある物産振興センター等と協力してやろうと、そこにそれぞれの判断があるのは当然だと思うんです。ただ、これだけ大きな規模の額のいわゆる割引の部分だけで3億円を使うという事業があって——イメージ戦略として宮崎の名物商品というのをきちんと定着させようという取り組みも正しい方向性だと思うんですが——一部限定のところは直接割引の部分が行くという事業なので、広く県産品をPRするという本質的な狙いの部分と、それによる受益が出るところが、県内でも一部に偏るというような事象があるのは、いろいろ考えるべきところもあるのかなとちょっと気になったものですから、いろいろ教えていただいたところです。そこをまたいろいろ御配慮賜ればと思いますので、お願いします。

○日下オールみやざき営業課長 おっしゃるとおりでございます。このふるさと名物商品PR事業は、一つの県産品に目を向けていただくきっかけの事業かなと思います。実際、名物商品をPRするに際しては、いろいろな、例えば東京などでPRをするためのイベントを開いたり、CMなどを検討していくわけですが、名物商品に限らず本県全体をうまくPRすることで、名物商品以外の商品についても今後売れていくよ

うな形になるように、しっかりそういった取り組みを行っていきたいと思っています。

○中野委員 今回は、補正で新規も出てるし、また、新年度で新規も出ると。どこまで言っているのかなというのがわからんですけれども、まず一つはおもてなし。東京のオリンピックが決まって、おもてなしという言葉がいろいろ動いているけれども、私は、おもてなしと言った場合、県がどうのこうの言う前に、やっぱり業界が——宮崎県のおもてなしというのは、全国に先駆けて、岩切章太郎さんのときからかなり進んでるのかなという話で……。今回のこの事業を見ても、県内向け研修会の実施ぐらいかなとか思っているけれども、もうちょっとこのおもてなしというのはいろんな関係業界を主体にやるような話がいいのかなと。この場合、東京オリンピックって、いわゆる合宿関連を誘致するかという話で、おもてなしが表に出過ぎて中の事業がぼやけてくるのかなと思うんです。本当におもてなしを今以上にするとすれば、観光協会とかいろんな業界、ここら辺が主体となってやるような話じゃないと、私は、結果はどうかなと。これは、意見だけでいいです。

それともう一つ、今、渡辺副委員長が言ったように名物、国富で名物っていったら白玉まんじゅうしかないって、やっぱ名物の定義をしっかりとせんと。これは、一生懸命つくってる人の立場で考えれば、ここに名物で載ったと載らんというのは差がつくから、やはりそこ辺はしっかりとしたほうがいいかな。

それと、新規にあるかどうかはわからないけれども、6次産業、農商工連携はもう2年ぐらいたつかな。もうそろそろ補助事業で試作品なりそういうのは出てきてると思うとやけれども、そこ辺の、あれもやはり宣伝しないと、どれだ

け売れるかもわからんし、フードビジネスで目標数値もかなり上がっているけれども、そういう6次産業とか、そこ辺でできた新製品のPRというのは新規か何か、そういう事業というのはあるとですか。

○富山産業集積推進室長 これについては戦略産業創造プロジェクト事業という事業の中で——これはフードビジネス推進課が一括して予算を計上してるものですが——宮崎県の6次産業化あるいは農商工連携等で開発された、あるいは開発途中の製品について支援をする、PRをする、販路開拓をする、そういう支援事業を計上させていただいております。

○中野委員 それと、これも新規に行つてもわからん話だけれども、今私は、フードビジネスをするでも、食品関係の事業所とか、かなり昔からやけれども、事業所が少ないということ。それから、この間ちょっと言ったけれども、平成24年度のいろいろな統計が出ているが、その中で、製造業関連従業員数が対前年度で減った県をみたら、宮城県、宮崎とか入ってるわけ。そういう絡みをあわせて、工業試験場、おとなしく何も今回は出てないけれども、やっぱり工業試験場、そこら辺も含めた新規事業というのは新年度に入ってるのか。そういう製造業関連事業所、工業試験場の新規事業は何も入ってないのか。

○富山産業集積推進室長 委員会資料の13ページをごらんいただきたいんですが、今回の交付金の追加補正の事業の中で「宮崎方式で安全・安心！食品開発・取引支援事業」がございます。これは、新たに食品開発センターに加工技術コーディネーターを配置いたしまして、食品開発センターとともに加工技術の研修指導を行ったり、あるいはフードオープンラボを使いたいと

希望されてる製造業の方に、具体的にこんなふうにラボを活用したらいいですよということを指導していただく、そういうふうな事業を行うことを盛り込んでおります。

○中野委員 新規事業は、何か今回は、新規も含めて工業試験場関係は何もないわけですか。

○古賀工業技術センター所長 具体的な予算づけは、もう御存じのとおり本課のほうでやっておりますので、本課の産業振興課長からお願いいたしたいと思います。(笑声)

○佐野産業振興課長 委員御指摘の工業技術センター、食品開発センターでの新規という形では組んでおりません。ただ、従来どおりといたしますか、今後も工業技術センター、食品開発センターによって研究開発ですとか人材育成、そういった研修指導、そういった形の事業を展開していくということにしております。

○中野委員 一般向け、製造業、自動車関連とか、あそこのいろんな機械も大分古くなってるはずやけれども、更新とか。最近、工業試験場の名前が何も出てこんのよな。何か、そういうのは入っとると。

○佐野産業振興課長 委員がおっしゃる意味が、工業技術センターの活躍がないというような意味なのかもしれませんが、例えば、一例を申し上げますと、霧島酒造が白霧島を新しくして販売開始しておりますが、そこに使われてる酵母、これは、平成宮崎酵母といった酵母でありまして、アルコールの生産性が高く風味がいいというような酵母なわけですけれども、それにつきましては、工業センターのほうで開発された酵母であるとか、そういった事例もあります。今後も引き続き、これから説明がありますけれども、SPGの関係とか、そういったものを展開していただいて、本県の工業集積を高めてい

ただくような展開をしてまいりたいと考えております。

○中野委員 まあ、いいですわ。焼酎ばかりじゃあね。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、議案質疑を終了いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○田中商工政策課長 それでは、常任委員会資料の29ページをお開きください。

県内経済の概況等について御説明をいたします。

まず1の総論であります。本県の景況判断はほぼ横ばいでありまして、日銀それから財務事務所ともに全体としては持ち直しの動きが続いているとの判断でございます。

30ページをごらんください。

(1)の県内大型小売店の販売額ですが、昨年8月以降は全店ベースでは前年同期比プラスとなっておりますけれども、都市部と比べますと高額品等の改善が小さく、回復は遅い状況でございます。

(2)の乗用車販売台数ですが、消費税率の引き上げ後、反動減が続いてるところでございます。

31ページをお開きください。

観光ですが、宮崎市内の主要ホテル・旅館宿泊客数は、月によって増減はありますが、右のほうの年ごとの表を見ますと、26年全体では25年に比べマイナスとなっております。

(4)の製造業の生産では、電子部品・デバイス等を中心に増加の動きがありまして、全体としては持ち直しの動きとなっております。

32ページをごらんください。

(5)の雇用情勢です。

アの有効求人倍率は、本年1月は0.97倍と前月よりやや下がりましたが、医療、福祉を中心に新規求人が高い水準で持ち直しの動きが続いております。

イの民間事業者への調査では、1～3月期は人材流動のピーク時期ということもあり、求人、求職ともに増加を予想するところが多くなっております。

次に、33ページをお開きください。

みやぎん経済研究所が行った企業動向アンケート調査によりますと、アの景況感では、10～12月期は前期に比べ改善したものの、先行きについてはマイナスの見通しとなっております。

また、イの27年の見通しでは、横ばいというところが最も多く、また、悪化するという回答も4分の1程度ありまして、県内景気が好転する材料に乏しい様子が見られるところでございます。

次に、34ページをごらんください。

12月の委員会で御指示のありました本県製造業の状況について御説明いたします。

まず、(1)の製造品出荷額等の推移であります。平成元年と比較しますと、製造品出荷額及び付加価値額が伸びている一方、事業所数、従業者数は減少しております。

一方、全国を見ますと、右下のほうの表にありますとおり、この全てが減っている状況でありまして、事業所数、従業者数も本県より大きな割合で減っているところでございます。

(2)の従業者規模別の状況ですが、事業所数は規模の小さな事業所で減少が大きく、4から9人規模では平成元年に比べ半数近くになっております。

一方、従業者数では、30から99人規模の事業所が最も多く減少しているところでございます。

35ページをお開きください。

産業別に見ますと、事業所数では、繊維、木材、家具、印刷等で50%以上減少しており、これに食料品、窯業・土石を含めた6業種で大きく減少しております。

従業者数では、繊維が1万人以上の減となっており、そのほか木材、印刷、化学等の業種が減少しております。

36ページをごらんください。

製造品出荷額をリーマンショック前の平成19年との比較で見ますと、全国では、まだ出荷額が減少している中で、本県では、電子部品・デバイス、化学工業を除く産業で出荷額が伸びております。これは、本県の産業構造が、どちらかといいますと景気の変動を受けにくい基礎素材型、あるいは生活関連型の割合が高いこと、それから、この間に大規模な工場の撤退がなかったことなどが影響しているのではないかと考えているところでございます。

以上、簡単であります。本県の経済概況及び製造業の動向について御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○古賀工業技術センター所長 シラス多孔質ガラス関連技術の研究開発状況につきまして報告させていただきます。

常任委員会資料の37ページをごらんいただければと思います。

まず1、SPGの開発であります。

SPGは、工業技術センターがシラスを主な原料にして、昭和50年代に開発しました。

SPGの特徴は、50ナノから50ミクロンの範囲で、管ごとに穴の大きさを任意に変えることができること、そして、相当の強度や耐熱性が

あり、酸やアルカリに強いという特徴を持っております。

その後、センターでは、SPGのこうした特徴を生かして、微細な粒子を精度よくつくることのできる技術を開発し、新たな用途や製品の開発を行ってきました。

その成果は、2、SPG活用技術の開発にあるとおりであります。

まず、①は、油滴や水滴をつくる乳化技術になります。この技術を利用して、肝臓がんの治療製剤、液晶スプレー、化粧品、乳化装置、マーガリン等が製品化されてきました。

次のページ、②は、均一で微細な気泡をつくる技術になります。この技術で、廃液のオゾン処理、動物細胞の高密度培養抗体医薬品の製造装置が実用化されております。

③は、金属の粒子を製造する技術になります。現在は、スマートフォン等の電子機器類に搭載されているハンダ微粒子、レアメタル微粒子等が作製されております。

続きまして、3の次世代のナノ技術開発であります。

以上のように、現在でもSPGの活用技術の開発を行っておりますが、センターでは、この技術をさらに進化させ、次世代のナノ技術開発にも取り組んでおります。

ただいま特許申請準備中で、詳細は申し上げられませんけれども、ナノ金属粒子、磁性流体、この2つにつきましては、世界でもまだこういったのを精度よくつくる技術というのはございませんので、こういったのをつくる技術を開発いたしておるところでございます。

このように、SPG研究は着実に成果を上げ、また、県内外の企業との共同研究による技術移転、さらに企業誘致につながった例もあります

ことから、今後とも研究に努めてまいりたいと考えております。

工業技術センターからは以上でございます。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 要望でいいですけども、今本当に宮崎県の製造業はどんどん減っていつている。だけど、製造出荷額は1兆3,000億ぐらいで横ばいしてるわけ。何かなと思ったら、結局旭化成とか旭有機材、そういう大手でもててるのかなと思ったりするわけ。だから、今後、資料としては付加価値によっても、従業員が30人以下と以上と分けてあるし、そこ辺の今の宮崎の製造業の実態、中小企業もどんどん減ってきてよる。今後役に立つと思うとやけれども、ぜひそこら辺も分析してください。

この間、ちょっとテレビ見とったら、何神社か忘れたけど、そこのおちちあめを製造しようとしたところが、もう高齢化でやめるという状況で、青島にサーフィンに来とった夫婦が後を受け継いでやってるわけ。

今後、中小企業、そういういろんな事例があつとかなど。空き家対策じゃないけれども、中小企業で、後継者がいなくてやめるといふようなところはリストアップして、一からはやれんけれども、ある程度土台があれば、割かし入りやすいから、そういう中小企業対策が、今後はやはり必要じゃないかな。もうどんどん高齢化していきよるし、ぜひ、そういうのを検討してください。

古賀さん、今、SPGの特許料はちょっとはふえとるの。

○古賀工業技術センター所長 収入でしょうか。

○中野委員 特許料として。

○古賀工業技術センター所長 収入は、申し上げづらいですけれども、まだ100万円に達しておりません。

ただ、38ページの③で、金属微粒子がありますけれども、本格生産を初めておりますので、少しずつは伸びていくのかなと思っております。

それと、②の動物細胞の高密度培養抗体医薬品、これは何のことだろうかと思われたかもしれませんが、これは、インフルエンザのワクチンは、従来でしたら卵でしたけれども、それじゃもう今は間に合いませんので、こういった新たな製造方法というのを開発する必要があるということで、県内ゆかりの方が代表を務めております大手のプラントメーカーと一緒に昨年開発いたしまして、今年度から販売が始まるということもございますので、少しずつは伸びてくるのかなと思ってます。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時35分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いします。

○大田原県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願ひいたします。

議案等の説明に入ります前に、まず、お礼を申し上げます。先月、2月10日の県道宮崎西環

状線の相生橋の開通式、また、同じく20日の産業開発青年隊の修了式におきましては、岩下委員長を初め、県議会の皆様に御出席をいただきました。この場をおかりしまして、お礼申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、2点ほど御報告させていただきます。申しわけありませんが、座って報告させていただきます。

まず、1点目ですが、耳川の水防災事業の竣工式についてであります。

日向・入郷地区を流れております耳川流域につきましては、平成17年の台風14号により、家屋流失などの浸水被害や大規模な山崩れなど、未曾有の災害が発生しました。

県では、平成20年度から「土地利用一体型水防災事業」に着手しまして、輪中堤や宅地かさ上げなどの整備を進めてきたところですが、このたび、諸塚村中心部が完成し、今月の7日、諸塚村と県で竣工式を行うこととなりました。

今後とも安全・安心な県土づくりに努めてまいりますので、引き続き県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、2点目ですが、10月の常任委員会の際にも報告したところですが、九州中央自動車道の一部となります一般国道218号北方延岡道路、蔵田一北方間の開通が、さらに前倒しされまして、4月29日になりますことが、先月19日に国土交通省から発表されました。

これまで御支援、御協力いただきました県議会の皆様に、この場をお借りしてお礼申し上げます。今後とも引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

お手元に配付しております商工建設常任委員会資料の目次をごらんください。

まず、議案でございますが、公共事業等の国庫補助決定に伴う補正予算案のほか、工事請負契約の締結、県道の路線廃止・認定等についてであります。

次に、報告事項につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについてであります。

最後に、その他の報告事項といたしまして、建設工事における指名競争入札についてほか、2件であります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○福嶋管理課長 管理課でございます。

まず、県土整備部の2月補正予算の概要について御説明をいたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧表にして取りまとめました県土整備部の予算総括表であります。

表の中央の太線枠内をごらんください。

左側のCの列が議会開会日の提出分でありまして、一般会計と特別会計を合わせた補正額は、一番左の行に記載のとおり、129億9,349万2,000円の減額であります。

主な内容は、国庫補助事業や災害復旧事業等の事業費の確定等に伴うものであります。

その右のDの列は、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正でありまして、補正額は一番下の行にありますように、16億4,342万7,000円の増額で、全額が一般会計であります。

なお、これらを含みます補正後の額は、右隣

に記載のとおり、637億30万6,000円となっております。

次に、2ページをお開きください。

2の補助公共・交付金事業であります。

太線枠内、Cの列につきましては、現計予算と国庫補助決定額との差額を調整するものでありまして、合計で43億4,237万6,000円の減額であります。

その右のDの列が緊急経済対策による追加分で、補正額は14億4,976万1,000円の増額であります。

次に、3ページをごらんください。

上の表、3の直轄事業負担金につきましては、当初予算計上分の国の直轄道路や河川事業費等の事業費確定に伴いまして、中ほどのCの列の一番下の計のとおり、10億1,261万円を減額しております。

なお、その右のDの列は、宮崎河川国道事務所などの直轄事務所が実施いたします緊急経済対策の負担金として1億3,466万6,000円を追加するものであります。

次に、下の表4の災害復旧事業でございますが、当初予算計上額と災害査定決定額との差額につきましては、中ほどCの列の一番下の行のとおり、67億6,821万円を減額するものであります。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計繰越明許費補正の集計表であります。

太線で枠囲みをしております2月議会申請分の欄が、今回の申請額であります。

議案第54号と第78号、それぞれの追加と変更の合計で、86億5,969万5,000円をお願いいたしております。

この結果、一般会計の繰越明許費は、一番下に記載しておりますように、46事業、222億362

万8,000円となります。

次の6ページから8ページにかけまして、繰り越しの事業ごとの内訳を掲げておりますが、このうち6ページと7ページに記載しております議案第54号の繰り越しの主な理由は、関係機関との調整や用地交渉等に日時を要したことなどによるものであります。

また、8ページに記載しております議案第78号につきましては、国の緊急経済対策の実施に伴う補正の関係により、工期が不足することによるものであります。

次に、9ページをごらんください。

特別会計の繰越明許費であります。

上の表が公共用地取得事業特別会計で、用地交渉等に日時を要しましたことから、4,771万3,000円の繰り越しをお願いするものであります。

下の表は港湾整備事業特別会計でありまして、細島港管理運営事業と細島港整備事業の2事業の合計で、2億8,000万円をお願いしております。

繰り越しの理由は、工法の検討に日時を要したことなどによるものであります。

県土整備部の補正予算の概要は、以上であります。

続きまして、管理課の補正予算について御説明をいたします。

委員会資料の4ページにお戻りいただきたいと思っております。

一番上の管理課の行の中ほど、太線枠内のCの列をごらんいただきたいと思っております。

当課の2月補正は、議会開会日に提出いたしました議案のみでありまして、1億879万4,000円の減額であります。

この結果、補正額の予算額は、Eの列、20億2,736万1,000円となります。

その内容につきましては、お手元の平成26年度2月補正歳出予算説明資料で御説明いたします。厚目の資料、歳出予算説明資料の管理課のインデックスのところをお願いしたいと思います。

このうち、主なものについて御説明いたします。329ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、中ほどになりますが、(目)土木総務費の(事項)職員費であります。ここには、管理課のほか土木事務所の総務課など、出先機関の一部の人件費を計上いたしておりますが、配置職員数の減などにより、7,108万2,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)公共事業支援統合情報システム運営管理事業費であります。

ここには、電子入札システムなどの運営管理に要する経費を計上いたしておりますが、これらの経費の執行残により、364万7,000円の減額であります。

次の330ページをお開きください。

(目)建設業指導監督費の2つ目の(事項)建設業指導費であります。

これは、建設業許可や経営事項審査に要する経費の執行残のほか、建設産業対策として実施した建設産業経営力強化支援事業のうち、新分野進出補助金につきまして、今年度の所要額が当初の見込みを下回ったことにより、3,384万4,000円の減額であります。

管理課は、以上でございます。

○林用地対策課長 用地対策課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の4ページをお開きください。

用地対策課の行の太線枠内をごらんください。

まず、当課の2月補正でございますが、議会

開会日に提出しました議案のみでございます。

まず、Cの列でございますが、一般会計で6,220万3,000円の減額、公共用地取得事業特別会計で6,900万円の減額、合わせまして1億3,120万3,000円の減額であります。

この結果、補正後の予算額は、Eの列をごらんください。一般会計で1億6,971万1,000円、公共用地取得事業特別会計で9,411万円、合わせまして2億6,382万1,000円となります。

続きまして、補正の主な内容につきましては、お手元の歳出予算説明資料のほうをごらんください。

用地対策課のインデックスが張ってあるかと思いますが、その333ページをお開きください。

まず、一般会計であります。ページの中ほどでございますが、(事項)収用委員会費であります。土地や物件の鑑定料等の執行残によりまして、2,257万1,000円の減額であります。

次に、特別会計繰出金であります。

事業費の確定等に伴いまして、3,960万4,000円の減額であります。

続きまして、334ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計であります。

(事項)公共用地取得事業費は、事業費の確定等に伴いまして、6,900万円の減額であります。これは、下のほうの説明欄でございますが、1にあります先行取得するための公共用地取得事業費の3,961万円の減額と、説明欄の下のほうの2でございますが、一般会計への繰出金2,939万円の減額との合計でございます。

用地対策課につきましては、以上でございます。

○高橋技術企画課長 技術企画課であります。

当課の補正予算について、御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

表の上から5行目になりますが、技術企画課の行の太線枠内をごらんください。

当課の2月補正は、議会開会日に提出いたしました議案のみであります。93万3,000円の減額であります。

この結果、補正額の予算額は、3億2,693万8,000円となります。

その内容につきましては、お手元の2月補正歳出予算説明資料で御説明いたします。厚目の冊子技術企画課のインデックスのところでございます。このうち主なものについて御説明いたします。

337ページをお開きください。

まず、(目)土木総務費(事項)土木工事積算管理検査対策費であります。これは、「公共工物品質確保強化事業」における委託料の執行残などにより、63万6,000円の減額となっております。

次に、一番下の(事項)公共工事技術力向上事業費であります。これは、研修会などの委託料の執行残により、29万4,000円の減額となっております。

技術企画課は、以上であります。

○大坪道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の4ページをお開きください。

道路建設課の行の太線枠内をごらんください。

当課の2月補正は、議会開会日に提出いたしました議案のみでありまして、14億8,710万1,000円の減額であります。

この結果、補正額の予算額はEの列、169億1,588万9,000円となります。

その内容につきましては、お手元の平成26年度2月補正歳出予算説明資料で御説明いたします。厚目の冊子の道路建設課のインデックスの

ところでございます。

このうち、主なものについて御説明いたします。

341ページをお開きください。

まず、(目)道路橋梁総務費(事項)直轄道路事業負担金であります。これは、直轄事業費の確定により、7,893万5,000円の減額であります。

次に、一番下の(目)道路新設改良費(事項)公共道路新設改良事業費であります。これは、国庫補助決定に伴いまして、13億9,290万7,000円の減額であります。

342ページをお開きください。

(事項)道路建設受託事業費であります。これは、宮崎市などからの受託事業の決定に伴いまして、1,548万3,000円の減額であります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の10ページをお開きください。

議案第74号「工事請負契約の締結について」であります。これは、一般国道448号夫婦浦工区で施工する(仮称)夫婦浦トンネルに関する工事請負契約の締結であります。

一般国道448号は、県南の海岸線を走る幹線道路であり、現在のトンネルは断面が狭く、また、現道部は地質が脆弱なことから、地すべりなどの災害が懸念されているところであります。

このことから、隘路区間を解消するとともに、災害の危険性の高い現道を回避するため、トンネルを含むバイパス区間を夫婦浦工区として、平成24年度より事業を実施中であります。

(仮称)夫婦浦トンネル工事につきましては、延長498メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8メートルで、ナトム工法により串間側から掘削を行う予定としております。

1に夫婦浦工区の事業概要を、2にトンネル

工事の概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。

契約の金額は13億4,867万1,600円で、契約の相手方は、吉原・富岡・山崎特定建設工事共同企業体、工期は平成28年10月31日までであります。

道路建設課は、以上であります。

○**馴松道路保全課長** 道路保全課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料、4ページをごらんください。

道路の保全課の行の太線枠内をごらんください。

当課の2月補正は、議会開会日の提出分で、C列になりますが、4億3,814万8,000円の減額、その右の列、追加提出分で8億7,675万5,000円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は136億6,469万8,000円となります。

補正の主な内容につきまして御説明いたします。

まず最初に、平成26年度2月補正歳出予算説明資料、道路保全課のインデックスをごらんください。345ページになります。

左側の上から6行目になりますが、(事項)職員費であります。職員数の増に伴い、433万3,000円を増額するものであります。

次に、その下の(事項)道路管理費であります。執行残に伴い、5,990万3,000円を減額するものであります。

次に、一番下の(事項)公共道路維持事業費であります。説明は、次の346ページに記載しておりますが、国庫補助決定に伴い、3億7,997万3,000円を減額するものであります。

開会日提出分につきましては、以上でございます

ます。

続きまして、追加提出分について御説明いたします。

別冊になりますけれども、平成26年度2月補正歳出予算説明資料、下に括弧書きで議案第78号と書かれた薄い冊子のほうをごらんください。道路保全課のインデックス119ページになります。

(事項) 公共道路維持事業費であります。これは、県が管理する国県道におきまして、落石等のおそれがある危険箇所等の防災対策や橋梁の補修工事などを行う事業であります。国の緊急経済対策の実施に伴い、8億7,675万5,000円を増額するものであります。

補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、商工建設常任委員会資料にお戻りください。12ページになります。

議案第77号「県道の路線廃止について」御説明いたします。

1の議案提出の理由であります。高千穂鉄道の廃止に伴い、県道の認定要件を満たさなくなった路線を廃止するものであります。路線廃止後は、地元日之影町において町道認定し、町道として管理していただくことの合意が得られましたので、日之影町に移管することとしております。

次に、2の路線廃止の内容であります。県道日向八戸停車場線は、位置図におきまして、赤線、赤文字で示している区間であり、ダイダイ色の県道北方高千穂線と青色の国道218号とを結ぶ延長1,855.5メートルの区間が、路線廃止に伴い町道となります。

次に、3の今後のスケジュールであります。路線廃止の公示を年度内に行いたいと考えております。

道路保全課は、以上であります。

○大谷河川課長 河川課でございます。

当課の補正予算について御説明をいたします。

まず、商工建設常任委員会資料の4ページをお開きください。

その河川課の行の太線枠内でございます。

当課の2月補正につきましては、議会開会日の提出分で78億3,897万2,000円の減額、その右の列、追加提出分で1億5,810万2,000円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は、Eの列、106億1,347万9,000円となります。

その内容につきましては、平成26年度2月補正歳出予算説明資料の河川課のインデックスのところをごらんください。349ページです。

まず、下から2行目の(事項)ダム施設整備事業費であります。国庫補助決定に伴いまして、1億8,460万5,000円の減額であります。

次に、350ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共河川事業費でございますが、これも国庫補助決定に伴いまして、8億9,334万5,000円の減額であります。

次に、下の351ページ、一番上の(事項)直轄河川工事負担金であります。国の直轄事業の確定に伴いまして、6億7,025万の減額であります。

次に、352ページをお開きください。

中ほど上の(事項)公共土木災害復旧費でございます。災害復旧の事業費が確定したことによる国の補助決定に伴いまして、59億9,276万8,000円の減額であります。

開会日提出分につきましては以上ですが、引き続きまして、追加提出分について御説明をいたします。

別冊の平成26年度2月補正歳出予算説明資料、括弧書きで議案第78号と書かれた冊子です。こ

の河川課のインデックスのところでございますが、123ページをお開きください。

まず、(事項)ダム施設整備事業費であります。これは、国の補助を受けまして、ダム施設の一部改良を行うものですが、2,183万6,000円の増額であります。

次の(事項)公共河川事業費ですが、これも国の補助を受けまして、浸水被害を軽減するために河川改修を行う事業であります。9,360万円の増額でございます。

最後に、一番下の(事項)直轄河川工事負担金でございます。これは、国が行います河川工事に伴う県の負担金でございますが、4,266万6,000円の増額でございます。

いずれの事項も、国の緊急経済対策に伴う補正でございます。

河川課は、以上でございます。

○土屋砂防課長 砂防課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

表の中ほど、砂防課の行の太線枠内をごらんください。

当課の2月補正は、議会開会日提出分で1億7,698万7,000円の減額、追加提出分で3億1,800万円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は、右の欄に示しておりますように、53億4,233万1,000円となります。

その内容につきまして、提出順に御説明いたします。

厚目の冊子の平成26年度2月補正歳出予算説明資料、砂防課のインデックスのところでございます。357ページをお開きください。

主なものについて御説明いたします。

まず、ページの中ほどの(事項)公共砂防事

業費でございます。国庫補助決定により1億2,280万円の減額であります。

次に、一番下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費でございます。国庫補助決定により9,029万円の減額であります。

358ページをお開きください。

中ほどの(事項)直轄砂防工事負担金でございます。これは、霧島火山群からの土砂流出による災害を防止するため、国が実施しております直轄砂防事業に対する負担金で、事業費の確定により3,698万3,000円の増額であります。

開会日提出分につきましては、以上でございます。

引き続き、追加分提出分について御説明いたします。

別冊の薄目の冊子、平成26年度2月補正歳出予算説明資料、下に括弧書きで議案第78号と書かれた冊子でございます。砂防課のインデックスのところ、127ページをお開きください。

まず、(事項)公共砂防事業費でございます。これは、土石流危険渓流に係る土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査を行う事業で、国の緊急経済対策実施により、1億700万円の増額であります。

次に、中ほどの(事項)公共急傾斜地崩壊対策費でございます。これも、公共砂防事業費と同様、急傾斜地崩壊危険箇所に係る基礎調査を行う事業で、国の緊急経済対策の実施により、2億1,100万円の増額であります。

砂防課は、以上でございます。

○菱方港湾課長 港湾課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

港湾課の行の太線枠内をごらんください。

当課の2月補正は、議会開会日の提出分で、

一般会計15億533万4,000円の減額、港湾整備事業特別会計533万4,000円の減額、追加提出分で、一般会計1億3,957万円の増額であります。

この結果、補正後の予算は、右の欄に示しておりますように、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、67億7,842万9,000円となります。

その内容につきましては、提出順に御説明いたします。

お手元の平成26年度2月補正歳出予算説明資料、厚目の冊子の港湾課のインデックスのところでございますが、こちらのほうで説明させていただきます。このうち、主なものについて御説明いたします。

361ページをお開きください。

まず、一般会計補正予算であります。

上段の(事項)空港整備直轄事業負担金であります。直轄事業費の確定により、2,274万2,000円の減額であります。

次に、中段の(事項)公共海岸保全港湾事業費であります。平成26年度は大規模な漂着流木等がなかったことにより、2,625万円の減額であります。

次に、362ページをお開きください。

中段の(事項)特別会計繰出金であります。特別会計の歳入増により、一般会計から特別会計への繰出金が3億4,354万5,000円の減額となったものであります。

次に、その下の段、(事項)直轄港湾事業負担金であります。直轄事業費の確定により、1,474万2,000円の減額であります。

次に、363ページをごらんください。

上段の(事項)公共港湾建設事業費であります。国庫補助決定に伴い、3億4,497万9,000円の減額であります。

次に、その下の段、(事項)港湾災害復旧費であります。平成26年度は港湾災害がなかったことにより、7億4,691万円の減額であります。

以上が、一般会計補正予算であります。

次に、港湾整備事業特別会計補正予算について御説明いたします。

364ページをお開きください。

上段の(事項)宮崎港管理運営費であります。役務費等の執行残に伴いまして、365万8,000円の減額であります。

開会日提出分につきましては、以上であります。続きまして、追加提出分につきまして御説明いたします。

別冊の平成26年度2月補正歳出予算説明資料の下に括弧書きで議案第78号と書かれました冊子でございますが、こちらのほうの港湾課のインデックスのところでございます。

131ページをお開きください。

(事項)公共港湾建設事業費であります。これは、県内港湾において、岸壁補修など施設の老朽化対策を実施する事業で、国の緊急経済対策の実施に伴い、1億3,957万円の増額であります。

港湾課は、以上であります。

○瀬戸長都市計画課長 都市計画課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

都市計画課の行の太線枠内をごらんください。

当課の2月補正は、議会開会日の提出分で、6億5,544万円の減額、追加提出分で5,900万円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は、31億913万8,000円となります。

その内容につきまして、提出順に御説明いたします。

まず最初に、平成26年度2月補正歳出予算説明資料の都市計画課のインデックスのところでございます。このうち主なものについて御説明いたします。

367ページをお開きください。

まず、一番上の段(目)都市計画総務費の(事項)職員費であります。職員数の増等に伴い、1,952万7,000円の増額であります。

次に、368ページをお開きください。

下から2段目(目)街路事業費の(事項)公共街路事業費であります。国庫補助決定に伴いまして、4億8,279万円の減額であります。

次に、一番下の段(目)公園費の(事項)公共都市公園事業費であります。これも、国庫補助決定に伴い、1億6,197万5,000円の減額であります。

次に、369ページをごらんください。

上から2段目(事項)観光みやぎの再勢公園施設改修事業費がありますが、事業費の確定に伴いまして、1,862万8,000円の減額であります。

開会日提出分につきましては、以上であります。引き続き、追加提出分につきまして御説明いたします。

別冊の平成26年度2月補正歳出予算説明資料、下に括弧書きで議案第78号と書かれた冊子の都市計画課のインデックスのところでございます。

135ページをお開きください。

(目)公園費(事項)新規事業「スポーツ施設等おもてなし環境整備費」であります。これは、地方創生に関する国の緊急経済対策の実施に伴う補正であり、観光部局で行う事業と一体となって、さらなるスポーツランド宮崎の推進を図ることを目的として、宮崎県総合運動公園のトイレの改修等の環境整備を行う事業でござ

いまして、国の緊急経済対策の実施に伴いまして、5,900万円の増額であります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の13ページをお開きください。

議案第71号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

1の改正の理由にありますように「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」などの施行に伴いまして、これまで宮崎県における事務処理の特例に関する条例に基づいて、市町村へ移譲していましたが風致地区内における建築等の行為に対する許可などの事務につきまして、市町村の固有事務となったことから、条例から削除するものであります。

2の改正の内容であります。風致地区内における建築等の行為の許可など6つの事務を、これまで都城市及び日向市に、また、②にありますように、風致地区内における建築等の行為の許可に関する申請、届け出等の受理に係る事務を、高原町にそれぞれ移譲しておりました。

しかし、法律の施行に伴いまして、これらの事務が市町村の固有事務となることから、市町村みずから風致地区内における建築等の規制に関する条例を制定し、建築等の行為に対する許可等を行うこととなるため、この条例から削除するものであります。

3の施行期日につきましては、平成27年4月1日からとしております。

都市計画課は、以上であります。

○森山建築住宅課長 建築住宅課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の4ページをお開き

ください。

建築住宅課の行の太線枠内をごらんください。

当課の2月補正は、議会開会日に提出いたしました議案のみでありまして、3億684万1,000円の減額であります。

この結果、補正後の予算額は、22億1,384万9,000円となります。

その内容につきまして、お手元の平成26年度2月補正歳出予算説明資料で御説明いたします。厚目の冊子の建築住宅課のインデックスのところでございます。このうち主なものについて御説明いたします。

373ページをお開きください。

まず、中ほど、(目)建築指導費の一番下の(事項)建築確認指導費であります。これは、建築確認申請等の件数の見込みを下回ったことなどによりまして、1,103万3,000円の減額であります。

次に、374ページをお開きください。

中ほどの(事項)建築物地震対策費であります。これは、耐震診断の補助件数が見込み件数を下回ったことなどから、国庫補助決定に伴い7,587万2,000円の減額であります。

次に、375ページをごらんください。

中ほどの(目)住宅建設費の(事項)公共県営住宅建設事業費であります。これは国庫補助決定に伴い、1億4,093万1,000円の減額であります。

次に、表の一番下の(事項)公共優良賃貸住宅供給促進費であります。*3,755万9,000円の減額であります。

376ページをお開きください。

説明欄2の「地域優良賃貸住宅供給促進事業」におきまして、民間事業者等からの応募がなかったことなどから、国庫補助決定に伴う減額であ

ります。

補正予算につきましては、以上であります。

続きまして、委員会資料に戻っていただきまして、委員会資料の14ページをお開きください。

議案第75号「工事請負契約の締結について」であります。

これは、県営平和ヶ丘団地4号棟主体工事の請負契約の締結についてであります。

1の県営平和ヶ丘団地建替事業の概要であります。県営平和ヶ丘団地は、宮崎市の平和台公園の北側に隣接する住宅地の一角に位置しており、団地の敷地面積は、2万3,273.17平方メートルであります。

(5)の事業計画ですが、団地全体で4棟175戸の建てかえを実施しており、これまでに3棟を建設し、今年度、最後の4号棟に着手するものであります。

次に、2の4号棟建設工事の概要ですが、鉄筋コンクリート造7階建て42戸の延べ床面積3,365.54平方メートルを建設する予定としております。

3の工事請負契約の概要ですが、契約の金額は5億3,082万円、契約の相手方は吉原建設株式会社、工期は平成28年8月12日までであります。

建築住宅課は、以上であります。

○上別府営繕課長 営繕課であります。

当課の補正予算について御説明申し上げます。商工建設常任委員会資料の4ページをお開きください。

営繕課の行の太線枠内をごらんください。

当課の2月補正は、議会開会日に提出いたしました議案のみでありまして、6,916万3,000円の減額であります。

この結果、補正後の予算額は7億4,055万1,000

※56ページに発言訂正あり

円となります。

その内容につきまして、歳出予算説明資料で御説明いたします。営繕課のインデックスのところでございます。このうち、主なものについて御説明いたします。

379ページをお開きください。

まず、(目)財産管理費の(事項)庁舎公舎等管理費であります。これは、庁舎公舎等の補修工事等の執行残に伴い、2,909万6,000円の減額であります。

次に、(事項)電気機械管理費であります。これは、庁舎等の機械、電気設備の維持管理業務委託等の執行残に伴い、2,151万5,000円の減額であります。

次に、(事項)電話整備等管理費であります。これは、庁舎等の電話整備の維持管理業務委託等の執行残に伴い、203万4,000円の減額であります。

営繕課は、以上であります。

○直原高速道対策局長 高速道対策局でございます。

当局の補正予算について御説明いたします。

委員会資料4ページの一番下の行になりますが、開会日提出分で2億7,024万2,000円の減額、追加提出分で9,200万円の増額となっており、この結果、補正後の予算額は17億382万2,000円となっております。

まず、開会日提出分ですが、厚目の冊子の383ページをごらんください。

こちらの(事項)直轄高速自動車国道事業負担金で2億7,024万2,000円の減額となっておりますが、これは、国の直轄事業費の確定によって生じるものでございます。

開会日提出分は、以上でございます。

引き続き、追加提出分について御説明いたし

ます。

別冊、薄いほうの資料、139ページをお開きください。

こちら、(事項)直轄高速自動車国道事業負担金9,200万円の増額となっておりますが、これは、国の緊急経済対策の実施による増額でございます。

高速道対策局からは、以上です。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑はありますか。

○太田委員 議案第78号の歳出予算説明資料の小さなほうの分ですけれども、河川課のほうですか、123ページにダム管理の改良に要する経費とか、河川の改修に対する経費というのが上げられていますが、額としては非常に小さかったもんですから、普通、改修といたら大きい額だろうと思ったら、これは、場所とか、施設とか、例えばどんなものなんですか。

○大谷河川課長 まず、ダム施設整備事業費の2,183万6,000円の今回の補正でございますが、これにつきましては、延岡にあります祝子ダムにおいて洪水調節を効率よくするために、ダムを一部改造しております。これは、ことし発注をしております。債務負担でやっております。その分の事業進捗を図るということで、2,000万円ちょっとの増額をお願いをしております。

それと、公共河川事業費9,360万円でございますが、これにつきましては、宮崎市を流れます小松川、ここの河川改修の進捗を図る事業でございます。これを今回、補正で国のほうからいただいたものでございます。

○太田委員 わかりました。

今度は大きな予算説明資料の376ページ、建築住宅課のほうですか、この中に、公共優良賃貸住宅の云々とありますが、これは、今はやりの

高齢者向けの有料老人ホームとか、この1と2あたりは、そういったたぐいのものでしたか。

○森山建築住宅課長 公共優良賃貸住宅でございますが、ここでは高齢者向け優良賃貸住宅と地域優良賃貸住宅で書いておりますけれども、現在は、高齢者向け優良賃貸住宅という制度が変わりまして、サービスつき高齢者向け住宅のほうに移行しております。

1番の高齢者向け優良賃貸住宅のほうは、平成19年度ごろまでに民間のほうで供給されたものに対して家賃の補助を行っているわけですが、現在は建設はございません。

地域優良賃貸住宅につきましては、高齢者、そして障がい者、子育て世帯等、居住の安定に特に配慮が必要だと思われる世帯を入居対象とした、バリアフリー化等の構造など、一定基準を満たす住宅の新築とか改修に対して補助を行っているものでございます。

○太田委員 そしたら、2のほうは、要望があればということですね。これは、改修ということですね。優良の意味は、どういう意味かなと思って。改修をして、良好なものをつくるというようなイメージなんですか。

○森山建築住宅課長 この優良につきましては、補助としましては新築もあります。新築と改修とありまして、優良といいますのは、先ほど申しました高齢者、障がい者等の世帯が、安心・安全に過ごせる住宅ということで、バリアフリー構造、そして、ある一定の面積も、25平方メートル以上ですとか、あと水洗トイレをつけることとかいった、良好に居住していただくような住宅ということで、優良賃貸住宅ということでございます。

○太田委員 わかりました。

言葉が一緒になってしまっって申しわけなかつ

たんですが、有料老人ホームというのがありますよね。いっぱい今建っておりますが、あれとの関連はなかったですか。建築住宅課のほうで、以前そういった有料老人ホームを促進するためにつくられた制度があったような気がしたものですから、それとごっちゃになってたのかな。これは、お金を取る有料老人ホームとの関係はないんですか。

○森山建築住宅課長 お金を取る有料のほうは、直接はないです。

○中野委員 高速道対策局長に聞きますけれども、この負担金のマイナス部分、それから、新たに補正でつけた部分、箇所というところになるんですか。

○直原高速道対策局長 今回、追加になりました分の箇所と言いますと、東九州自動車道の清武南一日南間です。それで、追加増額したのは、そのうちの北郷一日南間になります。

○宮原委員 374ページの建築住宅課、建築物地震対策費7,587万2,000円の減額になりますが、これは、予算全体からすると、これだけ落としてしまうと、ほぼ3,500万しか使わなかったということなんですけれども、これは、木造住宅を除くということになってるので、耐震化に向けてもそういう要望がなかったということではないんですかね。

○森山建築住宅課長 この建築物地震対策費でございますけれども、これは、ホテル、百貨店等の大規模民間建築物で行います耐震診断にしまして補助をするという事業でございますが、当初は17棟を予定していたんですが、そのうち耐震診断を自分でやったところですか、改修も終わったところ、そしてあと、閉館をしたところと、そういったのがございまして、実際は8棟が補助対象となりました。このうち1棟は、

ちょっと今年度は厳しいということで、7棟に対しまして補助をするということで、その分減額ということでございます。

○宮原委員 はい、わかりました。

○中野委員 2月補正減の中で、今回の場合は、予定しとった国の補助金が全くつかんで、マイナスしたという話じゃないんですよね。ある程度予定しとったところで、県は予算を上げておったけれども、国の予算がつかんで、そのまま補正減するというものは入ってないんですね。

○福嶋管理課長 委員会資料の2ページをごらんください。今回、議案第54号で、開会日に提出させていただいた分の合計43億余の減ということでございますが、これにつきましては、当初見込んでおった額まで届かなかったということで、いろいろな状況があるんですけれども、確定してこの分の減額をさせていただいてるということでございます。

○中野委員 ちょっと俺が知りたいことと違うんだけど、例えば、当初でAカ所ならAカ所で事業を組んどって、国の補助が減って、丸々その箇所がつかんかったという分はないんですか。

○福嶋管理課長 先ほど、私は総額だけで申し上げました。委員の御質問が箇所ということでございましたけれども、そういう委員の御質問の趣旨のような箇所はないと聞いております。

○大田原県土整備部長 例えば調査費だけとか小さな金額を予定していたところがあって、そこが継続のところではちょっとお金を減らすという形で、ずっと継続でやってるんですが、新規でやるというところについては、今回見送ったとか、そういうところはございます。でも、そんな大きな箇所数ではございません。

○中野委員 いいです。

○宮原委員 330ページで、管理課のところ、建設業指導費、先ほど3番目の3,082万7,000円は新分野に行く部分がかかなり減少しているという話のようでしたけれども、現状はどんな状況になってるんでしょうか。

○福嶋管理課長 新分野進出補助金につきましては、当初3,500万ぐらいの予算で見込んでおったところでございます。例年、平成24年度までは、大体この水準できておりましたので、この額で見っておったところですけども、実は平成25年度については7件ということで、昨年も同じように減額させていただいております。これが、26年度も同じような状況でございまして、結果、今年度の見込みとしては、今のところ5件で、予算額として700万程度ということで、この部分を2,800万ぐらいお願いしているところでございます。以上でございます。

○宮原委員 これも、労務単価の見直し等もあったりして、建設業、新分野に行かなくてもそこで頑張りたいということが強くなってきているということでもいいですよ。

○福嶋管理課長 平成25年度、今年度につきましては、やはり大型の経済対策の予算がございまして、工事がかなり回復しております関係もあって、委員がおっしゃったような状況にあるのかなと感じておるところでございます。

○岩下委員長 それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○馴松道路保全課長 道路保全課であります。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

委員会資料の16ページになります。

今回の報告は、物損事故が5件であります。

それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

1番目の枝落下事故につきましては、道路上に落ちてきた枯れ枝が直撃し、車両のドア、ルーフパネル等を損傷したものであります。本件事故は、その内容から運転者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

2番目の側溝ぶた不全事故につきましては、先行車両がはね上げた側溝ぶたに衝突し、サスペンション、タイヤ、ホイール等を損傷したものであります。本件事故は、その内容から運転者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

3番目の穴ぼこ事故につきましては、道路上に発生していた穴ぼこに落ち込み、タイヤ及びホイール等を損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

4番目の倒木事故につきましては、道路上に落ちてきた倒木が直撃し、バンパー、ヘッドライト等を損傷したものであります。本件事故は、その内容から運転者に過失を問うことはできないと判断しております、過失相殺は行っておりません。

最後、5番目ですけれども、道路排水事故につきましては、排水施設の不備により、道路上の排水が宅地内に流入し、洗掘によりブロック塀が損傷したものであります。被害者は、道路排水の流入を認識していたにもかかわらず、被害の発生、拡大の防止対策を行わなかったということから、2割の過失相殺を行っているもの

です。

損害賠償の範囲は2万4,457円から59万2,000円となっております、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります、引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課は、以上であります。

○菱方港湾課長 港湾課でございます。

港湾道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項に基づき御報告いたします。

委員会資料の17ページをごらんください。

本件穴ぼこ事故は、延岡港内の道路上で、運転者が車両の切り返しを行った際に道路が陥没し、その陥没した穴ぼこにタイヤが落ち込み、タイヤを損傷したものであります。

過失相殺につきましては、事故の内容から運転者が事故を事前に予測することはできなかったと認められますことから、運転者の過失は認定しておりません。

損害賠償額は1万8,068円となっております、港湾道路の賠償責任保険から支払われております。

説明は以上であります、引き続き港湾施設の巡視を徹底するなど、港湾施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

港湾課は、以上であります。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑はありますか。

○太田委員 枝の落下、倒木というのがありますが、考えてみたら、特に枝の落下なんかは、その枝自体が民有林のものだったのかなど。それが落ちてきたということは、その所有者がきちっと枝の管理をしないといかんのじゃないかなと思うんですけれども、その辺の県道に覆い

かぶさっていた枝がたまたま落ちたわけですね。その辺は、そういう所有者の管理義務とかいうのは問われないんですか。

○駒松道路保全課長 民地のほうの枝が落ちてきて、道路管理瑕疵につながったと、そういった場合、本来は所有者に責任はあるんですけども、それを管理瑕疵として結びつけた事例はございません。例えば、明らかに落ちてくるというのがはっきりわかって、わざと落としたとか、そういったときは県のほうで補償するんじゃないくて、個人の方に請求することはできないことはないんですけども、今までそういった事例はございません。わざとでない限り、そういった請求はできないということで、県のほうも、危ない箇所につきましては道路パトロールとかでわかりますので、個人の方に撤去なり切っていただくとか、そういったお願いをしているところです。

○太田委員 わかりました。ただ、そんなに危ない木ではなかったけれども、風の関係で倒れたとかいうのはもうしょうがないんでしょうが、覆いかぶさっているものについてはそういう勧告を、所有者のほうに切ってくださいというのは言ってたほうがいいのかと思って。ただ、こういう場合も県のほうで補償しないといかんということになってるんですね。わかりました。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 ないようでございますので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○福嶋管理課長 管理課でございます。

常任委員会資料の18ページをごらんください。
建設工事における指名競争入札についてであります。

まず、1の試行結果の検証の(1)試行の概

要であります。

本年度は、災害対応力の強化の観点から、地域の建設業者の育成を図り、透明かつ効率的・合理的な競争環境のあり方について検討するため、通年試行しており、1月末で238件指名通知し、199件契約しております。

表をごらんください。

表を左側の通知(公告)と、右側の契約に分けて、入札方式別に比較し、2行目に平成26年度、これは平成27年1月末の数値でございます。それから、3行目に平成25年度、これは平成26年3月末の数値でございますが、それぞれその数値を記載しております。

通知(公告)の指名競争入札の列を見ていただきますと、平成26年度の数値は、件数で238件、割合で29.1%、同じく平成25年度は186件、30.7%であり、通知件数は1月末で、昨年度より52件多く、割合はほぼ同じとなっております。

その下の表は、平成27年1月末時点の指名競争の通知と契約の件数差39件の内訳でございます。開札前が8件、審査中が6件、入札不調が15件、不落が10件となっております。

次に、(2)試行結果及び検証の①平成26年度の検証総括についてであります。

四角囲みの中にポイントをまとめておりますが、「試行件数が確保された中でも、昨年同様、試行の目的にかなっており、課題であった指名される企業の多様化についても一定の改善効果が認められた」ものであります。

具体的には、その下にありますように、アといたしまして、災害対応力の強化や効率性・合理性の観点から一定の効果が認められ、競争性や透明性においても特に問題は認められなかった。イといたしまして、指名される企業の割合が増加したものであります。

その下の表をごらんください。

その根拠となります数値を平成25年度と比較して記載しております。具体的には a 工事現場に近接する企業の受注状況が、平成26年度は指名競争が3方式の中で最も高いこと。b 入札手続期間、c 入札不調・不落の発生状況が価格競争と比較して遜色ない結果となったこと。d 平均落札率は他の入札方式とほぼ同じであり、e 非指名理由の説明要求件数が、平成26年度は全くなかったこと。さらに、f 指名された企業の割合が、平成25年度より5.4ポイント高いことであります。

19ページをごらんください。

②2年間の検証総括についてであります。

ポイントを四角囲みの中にまとめておりますが、「試行については目的を達成したと評価することが適当であり、今後も指名競争入札と一般競争入札（価格競争、総合評価）を併用していく必要がある」であります。

具体的には、下のアといたしまして、本県独自の選定方式の採用により、災害対応力の強化に一定の効果があり、透明性、競争性に係る問題もなく、合理性、効率性についても一般競争入札と遜色ない結果が得られたこと。イといたしまして、建設業者に対するアンケートでは、県発注工事に積極的に参加したくなると回答した企業が55%を占め、今後も併用または単独で指名競争入札の実施を希望する企業も76.9%に上ったことを上げております。

その下の図表をごらんください。

指名された建設業者に対するアンケート結果を抜粋しております。

左側は、指名競争の試行に伴う県工事への参加意欲の変化について尋ねた結果ですが、指名競争入札が試行されたことで「積極的に参加し

たくなった」という答えが55%、これは、対前年度で14ポイントの増となったこと、右側は3,000万円未満の工事の望ましい入札方式について尋ねた結果ですが、表の中ほどにありますように、単独と併用を合わせて76.9%で、対前年度4ポイントのプラスとなっており、76.9%の企業が指名競争入札を希望し、その右にお示ししておりますように、そのうち56.3%が他の方式との併用を希望したことを示しております。

次に、2の今後の取扱方式についてであります。

まず（1）建設業者の育成の必要性と入札制度のあり方といたしまして、①地域社会の維持のため、公共工事の中長期的な担い手確保は社会的な要請であり、県としても市町村等との調整による発注時期の一層の平準化に努める必要がある。

②入札制度も透明性、公平性、競争性の確保を図り、不断の検証と必要な見直しを行うことにより、情勢変化や工事の特性に柔軟に対応できるように、入札方式を多様化していく必要があるといたしまして、次の（2）建設工事における指名競争入札の今後の取り扱いにおいて、四角囲みにありますように、「指名競争入札は試行の枠組みのまま制度化し、一般競争入札と併用する。また、制度化後も検証を継続し、必要な改善に努めていく」との方針を明示いたしたところでございます。

また、（3）制度化に当たっての具体的な取り組みといたしまして、電子入札システムを利用した①ですが、企業の応札環境を事前に確認できるシステムの構築検討と、②実施状況に係る検証の継続を挙げております。

20ページをお開きください。

これは、平成26年度と25年度の検証データで

ありまして、これまで説明していない部分について簡単に触れてまいります。

まず、左側の区分の上から2つ目の競争性の(2)平均応札者数では、指名競争の数値は6.9者で、平成25年度と同じであり、価格競争、総合評価はそれぞれ増加しています。

その下、(3)応札状況、最低制限価格付近の応札割合ですが、ここでは、指名競争が価格競争より30ポイント以上低くなっており、平成25年度と比較いたしますと、12.9ポイント高くなっており、

価格競争、総合評価も同様に高くなっておりまして、これは、通年試行により、企業の応札意欲が高い上半期の数値が影響したものというふうに考えております。

次に、中ほどの品質確保の区分(7)工事成績評定点であります、80点を超える高い評価となっており、一般競争と比較して大きな差は見られません。

次に、その下の波及効果の区分についてであります。

(8)入札参加者の状況では、年間を通じた試行によりまして、試行件数が増加したため、入札参加者の割合も全体的に上がっております。

また、(9)入札に参加しながら受注できていない企業の割合の平成26年度の数値は、価格競争において平均応札者数が回復したことから、割合が最も高くなっております。

最後に、透明性の区分につきましては、(13)不当な働きかけの把握件数、(14)談合情報の把握件数は、平成25年度と同様全くございませんでした。

お手元の別冊資料、建設工事における指名競争入札について、簡単に御説明をいたします。

6ページの(4)でございます。中ほどより

ちょっと上の(4)に発注機関・受注者の意見を載せております。発注者、受注者に共通したものといたしまして、①発注機関の主な意見の一番下のポツと②の受注者の主な意見の上から2番目のポツに、市町村工事等の受注状況の考慮、把握とございます。先ほど、委員会資料19ページの制度化に当たっての具体的な取り組みのところで御説明をいたしました企業の応札環境を事前に確認できるシステムの構築検討というものは、こういった意見を踏まえての対応でございます。

また、建設業協会など関係団体からは、業種ごとにさまざまな意見をいただきましたが、別冊資料の6ページの(4)の②受注者の主な意見の一番上のポツの後半部分ですが、「試行ではなく制度化した上で、検証と見直しを継続してほしい」という意見が各団体に共通したものでございました。

9ページ、10ページをごらんください。

ここは、先ほど委員会資料の18ページから19ページの部分で御説明をいたしましたこの報告書の中核部分でございます。検証の総括、今後の取扱方針について詳しく文章で記載しているところでございますが、説明は省略させていただきます。

最後に、アンケートの結果につきましては、17ページから21ページに詳しくお載せしておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

私からの説明は、以上でございます。

○高橋技術企画課長 技術企画課でございます。

委員会資料の21ページをお開きください。

工事や設計委託などの積算に用いております公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の改定について御報告いたします。

農林水産省及び国土交通省におきましては、

最近の技能労働者の不足などに伴います賃金水準の上昇を、適切・迅速に反映させるとしておりまして、公共工事の積算に用いております労務単価や測量及び設計などの業務委託に用いております技術者単価につきまして、例年4月の改定を昨年を引き続き2カ月前倒しいたしまして、2月に引き上げたところであります。

このことを受けまして、本県では、次の3点について国と同様の対応としたところであります。

まず、1の公共工事設計労務単価の改定についてでございます。

適用日としましては、2月1日以降に契約する工事からの適用としております。

その改定による引き上げ幅は平均で5.0%で、引き上げ後の単価は1日当たり1万9,435円としたところであります。

下のほうに、参考といたしまして、全国の平均単価を記載してございます。

次に、2の設計業務委託等技術者単価の改定についてでございます。

設計や測量などの委託に係る技術者単価につきましては、これは、全国一律の単価でございますが、平均で4.7%引き上げ、1日当たり3万4,175円としたところであり、同じく2月1日以降の契約から適用しているところでございます。

次に、3のその他の対応についてであります。

まず、(1)特例措置であります。2月1日以降に契約する工事及び設計業務委託等のうち、旧単価で積算され契約した案件につきましては、特例措置といたしまして、受注業者の申請によりまして、新単価で変更契約を行うことができますこととしたところであります。

さらに、(2)インフレスライド条項でありま

す。

インフレスライド条項といたしましては、賃金等の急激な変動によりまして、請負代金等が著しく不相当となった際には、受注者または発注者の請求によりまして、請負代金額の変更を行うことができる制度でございます。

このインフレスライドの適用につきましては、平成27年1月31日以前に契約している工事のうち、工期が2カ月以上残っているもので、残っております工事を新たな単価で変更した場合の変更額が、残っている工事の工事費の1%を超えるものが対象となります。

以上の対応につきましては、県のホームページや対象となります受注者の皆様方に、チラシを配布して御案内させていただいているところであります。

このたびの労務単価等の上昇が、建設労働者等の雇用環境の改善に寄与するものと考えておりますが、今後とも、労務単価を初めとする適正な単価の設定など、きめ細やかな積算に努めてまいりたいと存じます。

技術企画課につきましては、以上でございます。

○瀬戸長都市計画課長 都市計画課であります。

委員会資料の22ページをお開きください。

景観形成に係る太陽光発電設備の取り扱いについて御報告いたします。

まず、1の県内の景観行政の状況であります。

景観法に基づき景観行政を行う市町村を景観行政団体といたしますが、今月1日に新富町と川南町が景観行政団体に移行したことにより、県内全ての市町村が景観行政団体となったところであります。

景観行政団体になりますと、地域の特性に応じた景観条例や景観計画を策定することができ

ます。現在、この景観条例及び景観計画を策定しているのが10の市町村でございます。また、現在策定中が3市町村でございます。残り13の市町村につきましても、今後、策定が予定されております。

この景観条例や景観計画を策定しますと、市町村は、建築物や工作物を建設する際には届け出を提出させ、形態や色彩等について制限することができます。

次に、2の背景であります。平成24年に再生可能エネルギーの普及対策として、固定価格買取制度が導入され、県内におきましても太陽光発電設備の設置が急速に拡大する中で、良好な景観を阻害するとして問題となるような事例が発生しております。

3の今後の対応策であります。市町村が策定する景観条例や景観計画においては、太陽光発電設備を対象としていませんでした。このため、太陽光発電設備を工作物の一つとして明確に規定できるよう、景観条例及び景観計画の記載例を市町村へ提示することにより、一定の方向性を示し、取り組みの促進を図ることとしております。

4の効果であります。各市町村がこの記載例を参考にして、景観条例や景観計画に反映させることにより、県全域で太陽光発電設備の無秩序な設置が抑制され、良好な景観の保全が図られるものと考えております。

それでは、今後の対応策につきまして、市町村がどのような対応を行うのか具体的に説明したいと思います。

次のページの別紙、景観条例及び景観計画の記載例をごらんください。

ここに示していますのは、既に策定済みの市町村の景観条例や景観計画に、下の米印にあり

ますように、今回、太陽光発電設備の取り扱いとして、波線の部分を追加し、一定の方向性を示すものであります。

例えば、1の景観条例でございますが、これまで工作物といいますと、(1)の垣、柵、擁壁その他これに類するものから、(7)のコンクリート柱、鉄柱及び木柱が一般的でありましたが、太陽光発電設備を追加し、工作物の一つとして定義するものであります。

次に、2の景観計画では、①の届け出対象行為として、一定規模以上の工作物の新設等は届け出が必要であります。波線の、太陽光パネルの設置面積の合計が〇〇平米を超えるものという文言を追加することにより、一定規模以上の太陽光発電設備につきましても、届け出対象とするものであります。

また、②の行為の制限では、一例ですが、波線部分の太陽光パネルは黒色または濃紺色もしくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射でできるだけ模様が目立たないものを使用するという文言を追加することにより、太陽光発電設備の無秩序な設置が抑制され、景観に配慮した一定のルールに基づく設置が推進され、県全域で良好な景観の保全が図られるものと考えております。

都市計画課からは、以上でございます。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 18ページ、建設工事における指名競争の説明で、入札不調、不落の発生状況というところで、ちょっと聞き漏らしたが、不調の経緯は、一般と指名と遜色がなかったというのは、説明があったと思うんです。この不調というのは、発注者としては、ないほうがいいわけ

じゃないんですか。それに遜色がなかったって、じゃあ、入札不調の原因が何かといたら、不調で参加しとらんからアンケートもとられんやけれども、結局、単価を見たら安かったとか、もうけがなかったというような……。何かちょっとそこ辺の意味が、ようわからん。何で不調になったかという原因はつかめとるんですか。別に遜色がなかったという言い方は、おかしいと思うんやけれども、こんなのは出す側の何かで、応札者がいなかったということやから、遜色がなかったという言い方は全然意味がわからん。悪いけれども言うて。

○福嶋管理課長 失礼いたしました。同程度であったと、指名競争入札と価格競争において差がなかったというような趣旨で御説明したところですが。理由というお尋ねでございましたけれども、状況的に申し上げますと、建設工事におきまして、1,500万未満の小規模な工事であるとか、あるいは現場が山間部にあるというようなことで現場条件が悪いとか、そういったものについてやはり不調が出ておるところでございます。

○中野委員 やはりこれは、なるだけ数が少ないほうがいいわけよ。業者にしてみれば魅力がなかったという話やから、こんなのがどっちも合わせて出ますよということは、同じ発注してるよというような言い方やから、この不調も、それだけみんな拮抗して、今、ぎりぎりの線で作ってるということで、落札が95とかそこやったらまだやる人がおるわけじゃないかな。

それから、もう一ついいですか。20ページ、入札に参加しながら受注できていない企業の割合。例えば、応札者の中で単価が一番低かったけれども、ほかの技術者の点数で変わったとか、そういうのは今のところ分析してないわけ。な

ければ、今度してもらえばいいけれども。

○福嶋管理課長 いわゆる逆転とかいうお尋ねだろうと思うんですけども、指名においては、そういった部分はないんじゃないかという形で考えておるところでございます。

○中野委員 指名のときは、今のところはその点数は入らんとかな。わかりました。

○外山委員 この別冊の資料の10ページで、今後の取扱方針というのがありますね。2番目に、「平成27年度から試行の枠組みのまま制度化し、一般競争入札と併用とする」ということになってますが、今、3つの方法をやってますね。指名競争、一般競争、それから総合評価を入れた競争。これを読むと、指名競争と一般競争、いわゆる総合評価は入れないこの2つでやるということですか。

○福嶋管理課長 3方式を委員が御質問のように併用してやっておるわけですけども、これも引き続き、次年度以降も3方式を併用して実施するというところでございます。

○外山委員 いや、今後の取扱方針を見ると、2番にはこの2つしかないんです。

○福嶋管理課長 済みません、大きく考えると、指名と一般競争入札ということで分かれるんですが、一般競争入札の中が2つに分かれてまして、いわゆる価格競争と総合評価ということで、3方式と申し上げたのは、そういう細かいところも入れると3方式となります。

○外山委員 はい、それも含むということですね。もう一点、今まで3,000万という金額でやってきたんですが、ここのところの今後の方針が、具体的にどこにも出てきてないんです。3,000万未満なのかどうかというのが、どうなんですか。

○福嶋管理課長 試行の枠組みのまま制度化しということで記述をしてるところでございます

が、これは、本会議で知事も答弁いたしましたように、3,000万未満の工事を試行しておりましたことから、このまま制度化するというところでございます。

○外山委員 何で3,000万なんですか。

○福岡管理課長 試行を始めるときに、3,000万という基準を設定したわけですがけれども、その考え方といたしましては、まず、災害対応力の強化の観点から、県内各地で災害復旧工事などを円滑に実施できる施工力を持つ建設業者を確保したいということがございました。

そこで考えますと、3,000万未満というのは災害復旧工事の8割から9割を占める、それから、建設工事全体の7割は占めているということです。それと、もう一つの理由といたしましては、地域社会の維持に必要な工事、県単の維持工事、これのほとんどが3,000万未満であるというようなことから判断いたして、試行を実施したということでございます。

○外山委員 ちなみに、そこに資料はあるかどうか分かりませんが、発注のやり方、金額を含めて、九州各県の今の状況はどうですか。

○福岡管理課長 まず、佐賀県が本県と同じような状況でございます。指名競争入札は実施はいたしておりません。その他について申し上げますと福岡、鹿児島、沖縄が5,000万未満で指名競争入札を実施してございまして、大分が4,000万未満、それから長崎が3,500万未満、熊本が3,000万未満というような状況でございます。

○外山委員 熊本が3,000万未満というのは、一般競争もあるんですか、全部指名ですか。

○福岡管理課長 熊本につきましては、3,000万未満については、全て指名競争入札と聞いております。

○外山委員 こうやって九州各県を見ると、佐

賀がほとんど一緒ということですが、指名競争の場合、金額が大分高いところもありますよね。宮崎県が3,000万にした一番の大きな理由は災害対応、ほかの県も災害はあると思うんです。そういう考えは、ほかの県にはないんでしょうか。

○福岡管理課長 土木一式工事で申し上げますと、3,000万未満というのはBクラス、Cクラスを対象にして、先ほど趣旨については申し上げたところでございます。今、委員がおっしゃいますように、災害対応という意味においては、土木一式のAとか特Aも含めて、確かに全ての建設業者が携わっていただくことになるだろうと思います。

そういう意味で、別冊の報告書の10ページの今後の取扱方針の1番です。まず、入札制度の前に、やっぱり建設業者を育成していく必要はあるということで、これについては、全てを念頭に書かせていただいているところでございます。

ただ、今回、指名競争入札の制度化に当たりますと、やはり当初、試行で考えたように、小さい業者の体力をつけたいというところが正直ございまして、こんな形でお願いしたところですが、Aとか特A級については、やはりさまざまな入札方式の多様化というのを今取り組んでおります。今後、そこも力を入れてやっていくべきだと考えておりますので、そういった中で、入札全体の中でAとか特Aクラスの業者の育成というのは図っていきたく考えてます。

○外山委員 今、最後に言われた、今後、金額は上の部分も含めて対応を当然考えていく。宮崎県の場合は、ああいう特殊な官製談合というか、そういうことがあって、ゼロからやっぺこうということでここまで来たと思うんです。だから、来年度から今の方針がある形でスター

トされるでしょうが、これで固定というよりも、やっぱり全体的な、さっき言われたような入札制度のあり方というのは今後も引き続き検討しながら、一番いい方式を。ほかの県がいろんな形でやっていますから、そこ辺も念頭に入れて、今後も検討をしていくということをぜひ要請したいなと思います。以上です。

○太田委員 23ページに景観条例等が載せられていますが、波線部分が、各市町村でこういう条例をつくっていただきたいというようなモデルだろうと思うんですけども、波線部分が入ったことについてはよかったです。

それで、23ページの、まず届け出の関係でいうと、太陽光パネルの面積が何平米超えるものというふうにあります。これは、例えば家庭用、事業用、いずれにしても何らかの平米数を超えたら届け出をするということですか。家庭用とか事業用とかそういう区別はなく、全部ということですか。

○瀬戸長都市計画課長 太陽光パネルの設置面積につきましては、各市町村が景観行政団体になったということで、景観審議会をつくる中で、市町村のほうで決めていただくということで考えております。

○太田委員 家庭用も対象になるが、事業用ももちろん対象になる可能性はあるという、それは、もちろん市町村が判断するわけでしょうけれども、この例示したものは、要するに太陽光パネルであったら、何らかの平米数を超えた場合は、届け出をしなきゃいけませんよというふうになっているのかということだったんですけども、もう一回。

○瀬戸長都市計画課長 委員が言われるように、特に家庭用に限るとか、事業用に限るとか、そういう意図はございません。

○太田委員 もう一ついいでしょうか。今度は色彩のほうですけども、色彩で制限が出てることがありますよということで、私も列車に乗って行くと、列車の周辺に何かば一っとできたりして、景観上余りふさわしくないなとか思ったりすることがあったんです。それで、これは色彩ですよ。できるだけ模様が目立たないものという、これは一つの例示ですけども、大体、太陽光パネルというのは黒っぽいものが多いですよ。ピンクっぽいとかいうものはないですもんね。暗い色でされてあるから、主観として見たときに、これは景観にそぐわないねというふうに色彩だけでは、何かみんな黒っぽいんですけどもなとか。その周辺がアルミフェンスなんかで取り囲んであって、それが自然の景観と合わんなと思ったりするような気がしたもんだから、色彩だけで、市民、県民の方にいい意味での規制をかけるというのはちょっと難しいのかなと思っただけですけども、その辺はどうですか。

○瀬戸長都市計画課長 委員が言われるように、個別の色彩だけで制限するというのは難しいと思います。そういうことも考えておきまして、ここの記述にもちょっとありますけれども、要は周辺の景観と調和することが一番大事ではないかと考えております。パネルの色も、今、私どもが把握している中では、ここに黒色ですか濃紺色とか書いておりますけれども、ほかに青色もありまして、海外のメーカーになりますと何色でもできるというような話も聞いておるもんですから、一応こういう記述で、市町村のほうにお願いしたいということで、今、考えてるところです。

○太田委員 私は、やっぱりこういうのは一歩前進だと思うんです。主観的なものですけど

も、山肌の木を伐採してそこに何かつくられるというのも、見た感じ、うーん、何かああいうのはもったいないかなとか。場所も本当に難しいだろうと思いますけれども、今後、市町村で、できるだけ景観にあうようにという議論になるということは、いいと思いますけれども、ちょっと難しいところもあるだろうなと思って言わせてもらいました。

○中野委員 20ページ、指名の波及効果、指名された企業の割合が3回以上、2回以上、1回以上で、指名されなかった企業の割合が、応札実績がある企業が20.2、応札実績が全然なかった人が指名されなかったという、こういうデータでしょうね。指名するときは、機械か何かで、業者に指名を出すわけ。

○福嶋管理課長 14の客観的な指標を用いて、指名業者を合計した点数の高いほうから10選んでおるということで、自動的にその業者が確定するというございますけれども、一応そういうシステムになっておるところでございます。

○中野委員 それじゃあ、もう全然指名に入らんかった人たちは、大体、点数が悪いから、しょうがないですねという話やね。

○福嶋管理課長 そういう形で、自動的にやってるもんですから、逆に言いますと、きょう御説明差し上げたところを補足いたしますと、実際に市町村の工事をやってるような、指名しても取る状況に、要するに応札する状況にないような企業まで指名しているという実態になっております。

○中野委員 町の場合、そんなに点数制じゃなくて、昔ながらので結構やっとなんです。今後、ここら辺というのは、技術者の点数は、私は本当にこれはいろいろ問題があると思ってるよ。

そこ辺も含めて、これを出して何を検証するか、この分はこれでいいですねという話なのか、もうちょっと工夫しましょうかという話なのか、検討してみてください。

それと、いいですかもう一つ。

今いろいろ聞くと、91とか92ぐらいのぎりぎりみんな落とすとるわけですね。それはそれでいいんだけど、その金額じゃ、みんなもう利益が出んで、新卒者なんかを雇用する意欲はないわなという話で。私が言いたいのは、皆さんが予定価格を出してるでしょう。どういうふうに出すか、俺も100%理解してるわけではないが。予定価格の中で、効率的に完成した場合、大体どれぐらい利益が残るかぐらいは今後検証する必要があるんじゃないかなと思ったけれども、それは、要望でいいです。

ただ、やみくもに100のところを90で出すというのがどうも解せんとやけれども、一番いいところが、もう雇用もふえんとか。日雇いはふえるかもわからんけれども、そこ辺の統計も含めて、またそこ辺検証しとってください。要望でいいです。

○外山委員 今の件で、私も前からおかしいなと思うのは、工事を発注するときに設計価格をはじきますよね。これには当然、そこで入ってくる業者の方の利益も確保しながら、この価格がいいということで、発注者はそこで価格設定するわけでしょう。その最低を、90やったら90引く、安ければいいというもんじゃないわけですね。だから、私は理想的なのは、設計価格に近い金額で応札した人が一番いいような気がするんです。(笑声) せつかく適正な利潤を見込んだ設計価格を出して、それから値段競走させるというのは、どうも解せないんです。どうなんですか。

○福嶋管理課長 まず、建設産業の担い手を育成していく、建設産業そのものの体質をいいものにしていくという意味におきまして、やはり2つあると思います。1つは、中長期的に事業が見通せるかどうかというのが大きなポイントであります。それと、もう一つは、お二人の委員から今ありましたように、事業者が適正な利潤を確保できるか、やはりこの2つは大事なポイントだろうと思ってます。

1つ目の中長期的に事業をどう見通すか、なかなか財政状況が厳しい中で、難しい要素もあるんですけども、一生懸命、本県の場合も、知事を先頭に、部長も数限りなくお願いに行っているところです。

2つ目のところにつきましては、ちょうど委員がおっしゃったような趣旨で、品確法が今年の6月改正になりまして、それを受けた運用指針等が出てます。これは、県だけではなくて市町村も含めて、いろいろ発注者として取り組むべきということで、これが今後具体化して作業が進められると思いますので、そのあたりの趣旨を十分理解した上で、私どもとしても取り組んでいく必要があるだろうと考えています。

○渡辺副委員長 入札改革の関係なんですけど、まず1点目は、冊子の文書の10ページ目にある、さっき課長からもお話があった、今、実態として指名された業者が受けられるか受けられないのかという状況を告知するシステムみたいなやつは、ここでは構築を検討するようになってますけれども、今回、指名の解禁を行うに当たって、その制度運用を始めるのと同時にこのシステムを導入するのか、それとも、解禁が先になって、そのうちこれも始めますというようなこと、そこはいかがでしょうか。

○福嶋管理課長 新しく検討しようとしているシ

ステムについてのお尋ねでございますけれども、できるだけ早く運用したいとは考えてございますが、これにつきましては、新年度の予算で、設計プログラム開発あるいは動作の検証とかいこうのを行った上での運用となるので、ちょっと時間はかかるかなという感じはいたしております。できるだけ早く運用したいと考えております。

○渡辺副委員長 いわゆる指名をやめたときに、私は県議会にいなかったんで、先輩方と比べて理解度が足りていないかもしれませんが、今回の検証とかの報告を読んでも、疑問というか、欠落があるんじゃないかなと思うのが、官製談合の事件があつて、時代の要請も含めて、宮崎県は指名競争をやめたわけですね。今回、その前提で考えたときに、県としては指名の廃止自体が、地元業者だとか、地方の業者の育成にそもそも支障を来す行為であつて、その結果、災害対応力の維持強化に影響がでたんだと。だから、改めてかつてあつた指名を戻す必要性があるという判断なのか。もちろん、事件があつたり、いろんなときの世論の要請があつたのはわかるんですが、かつて一度制度としてあつた指名競争入札を廃止して、試行を始めて、今回、改めていろんな工夫も加えながら復活させるという前提に立ったときに、指名競争を一旦やめたという県としての判断について、県当局がどう分析してるのかというのが、なかなか知事の御答弁でも……。災害対応力って、東日本大震災もあつたりして、そういうのがより求められる時代になったという状況の変化の説明はあるんですが、この数年間のその部分について、県当局がどう考えているのかというのが、この間の本会議での知事答弁の中からも、少なくとも私はちょっと理解ができなかったんですけれ

ども、その辺はどう整理をされてると理解をすべきでしょうか。

○福島管理課長 以前から、これは一般論ではございますけれども、指名競争入札、一般競争入札、それぞれメリット、デメリットがあるというふうに言われています。残念なことに、ああいう事件が起きてしまったというのは、やっぱり悪い部分が出たんだろうということで、入札制度全体を見直した中で、当時の判断があったという状況にあります。

タイミングも、また非常に悪いタイミングで、公共事業がかなり減って、底をどんどん目指し、さらにまた減っていったという中で、建設業者が非常に疲弊してしまったという状況の中で、その後もいろんな入札制度改革をやりながら、少しずつ改善を加えていって、現在の姿があるという状況でございます。この中で、やはり災害対応の重要性というのを強く意識せざるを得ないような事情がいろんなところで起こった、本県にも起こった、全国で大きなこともあったという中で試行に取り組んだということで、これは、一連の流れの中で、今回、試行をやって特に大きな問題点が認められないので、制度化を考えているという状況でございます。以上です。

○渡辺副委員長 はい、わかりました。

○岩下委員長 その他の報告事項についてはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○中野委員 さっき、木が倒れたというのの損害賠償の話が出ましたね。それで今回は景観条例。県道にも、のり面に自然に生えたセンダンの木とか、これはどんどん太くなるわけです。

すると、こっちは田んぼでしょう。田んぼの人は、木の葉っぱが落ちたり陰になったりとか、もうそんな話が大分来て、その都度切ってもらいよるけれども、もうあんなのり面に生えてる木は、小さいうちやったら、こんなしてなたでも切れるぐらいになってくるのを、それは、こう道路の上までもう来とって、それこそ台風が来たら一発で落ちて損害賠償となるようなもの。これは、景観でも何でもないんだから、のり面のそういう雑木とか、そこ辺は草を刈るときに、ただ草刈りじゃなくてそこ辺も含めて発注してもらおうのがいいと思うんですけども、本当に要望、陳情が結構多いとよ。(笑声)

○馴松道路保全課長 委員が言われるように、そういった箇所は県内に多々発生してきているかなと思ってるところです。道路パトロール、巡視とかも毎日やっておりますので、そういったことができるだけなくなるように、しっかりパトロールをやっていきたいと思っております。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○森山建築住宅課長 大変申しわけございません。先ほど、議案の補正予算の金額で読み違いをいたしておりましたので、訂正をお願いしたいと思えます。大変申しわけございません。

厚目の平成26年度2月補正の歳出予算説明資料の建築住宅課のインデックスの375ページでございます。大変申しわけございません。375ページの一番下の公共優良賃貸住宅供給促進費で、私、先ほど3,755万9,000円と申したようでありまして、実際はここに記載してありますとおり、3,735万9,000円でございます。

大変失礼いたしました。訂正をよろしく願います。

○岩下委員長 よろしいでしょうか。

以上をもって県土整備部を終了いたします。

平成27年 3月 4日(水)

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時41分休憩

午後 3 時43分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、あす午前10時の再開としまして、
本日の委員会日程は終了いたします。

午後 3 時43分散会

平成27年 3 月 5 日 (木曜日)

午前 9 時59分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	岩 下 斌 彦
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 廣 明
委 員	宮 原 義 久
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事 務 局 長	安 井 伸 二
調 整 審 査 課 長	川 越 道 郎

商工観光労働部

商工観光労働部長	茂 雄 二
商工観光労働部次長	梅 原 裕 二
企業立地推進局長	川 野 美 奈 子
観光物産・東アジア戦略局長	金 子 洋 士
部参事兼商工政策課長	田 中 保 通
金融対策室長	川 畑 充 代
産業振興課長	佐 野 詔 藏
産業集積推進室長	富 山 幸 子
労働政策課長	久 松 弘 幸
地域雇用対策室長	福 嶋 清 美
企業立地課長	津 曲 睦 己
観光推進課長	孫 田 英 美
記紀編さん記念事業推進室長	松 浦 直 康

オールみやぎ営業課長	日 下 雄 介
工業技術センター所長	古 賀 孝 士
食品開発センター所長	森 下 敏 朗
県立産業技術専門校長	田 村 吉 彦

県土整備部

県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
県 土 整 備 部 次 長 (総 括)	鈴 木 一 郎
県 土 整 備 部 次 長 (道路・河川・港湾担当)	坂 元 政 嗣
県 土 整 備 部 次 長 (都市計画・建築担当)	東 憲 之 介
高 速 道 対 策 局 長	直 原 史 明
部 参 事 兼 管 理 課 長	福 嶋 幸 徳
用 地 対 策 課 長	林 睦 朗
部 参 事 兼 技 術 企 画 課 長	高 橋 利 典
工 事 検 査 課 長	永 野 広
道 路 建 設 課 長	大 坪 憲 男
道 路 保 全 課 長	馴 松 義 昭
河 川 課 長	大 谷 睦 彦
ダ ム 対 策 監	秋 山 克 則
砂 防 課 長	土 屋 喜 弘
港 湾 課 長	蓑 方 公
空 港 ・ ポ ー ト セ ー ル ス 対 策 監	川 野 福 一
都 市 計 画 課 長	瀬 戸 長 秀 美
建 築 住 宅 課 長	森 山 福 一
営 繕 課 長	上 別 府 智
施 設 保 全 対 策 監	山 下 幸 秀
高 速 道 対 策 局 次 長	原 拓 実

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖 米 田 哲 哉
議 事 課 主 査	長 谷 恵 美 子

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、審査に入ります。当委員会へ付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○安井労働委員会事務局長 おはようございます。それでは、労働委員会事務局の平成27年度当初予算案について御説明をいたします。

お手元のこの歳出予算説明資料で御説明いたします。

495ページ、労働委員会のインデックスがございます。そこをお開きください。

それでは、一番上の欄にありますように、労働委員会の平成27年度一般会計当初予算額は、1億647万円となっております。26年度当初予算に比べまして805万4,000円の減、率にしまして7%の減となっております。

それでは、主な内容について御説明をいたします。

499ページをお開きください。

委員会費は、2つの事項に分かれておりますが、まず、上から5行目の(事項)職員費でございます。7,375万7,000円をお願いしております。これは、職員の人件費でございます。

次に、(事項)委員会運営費ですが、3,271万3,000円となっております。

その内訳ですが、まず、委員報酬費として2,656万8,000円、次に、労働争議の調整や不当労働行為の審査に要します旅費などの経費として123万5,000円、最後にその他の労働委員会運営費が491万円となっておりますが、これは、定例総会の開催の経費ですとか、各種会議の参加などに要する経費でございます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○岩下委員長 執行部の説明が終了しました。まず、議案について質疑はありませんか。

○太田委員 委員の報酬費が、それぞれ委員の立場で差があるようですけれども、それは、何かを考慮せざるを得なかったというのがあるんですか。きのうの、労働者側とか使用者側とか中立委員とか、その辺の報酬差があつてということでしょうか。

○川越調整審査課長 昨日もちよつと御説明申し上げたところでございますけれども、月額につきましては、会長とそれから会長以外の公益委員と、それから労使委員と3段階に分けております。

一方、日額のほうは、委員長だけが額が違っておりまして、その他の公益委員と、それから労使委員は同額になっております。これは、従来からそういうことになっております。まず、会長につきましては、いろいろ決定をしていただいたり、要するに労働委員会そのものの運営について、いろいろ御判断をいただくという立場にございますので、額が違えてあるということでございます。それから、会長を含む公益委員につきましては、不当労働行為の審査事件などについては、公益委員が不当労働行為があるかないかの判断をしたりという特別の役割がございまして、労働者委員それから使用者委員と比べますと、業務的にも役割的にも少し多いということがございまして、そのあたりが考慮されておるのだと理解をいたしております。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○中野委員 実際の労働争議は、今抱えてる案件で何件ぐらいあるんやろう。

○川越調整審査課長 現在、継続中の事案は、ございません。ちょうど今、途切れてるところでございます。今年度の状況について申し上げますと、まず、集団的な紛争、要するに労働組合と使用者との間の紛争、これが、ことしはあっせん申請が2件出てまいりましたが、1件は和解により終了いたしましたして、もう1件は、一応使用者側が形上はあっせんに応じなかったということで、打ち切りという形になっております。

それから一方、個別的な労使紛争、要するに労働者個人と使用者との間の紛争ですけれども、こちらのほうは、今年度、3件あっせん申請が出てまいりましたが、そのうちの1件は、使用者があっせんに応じなかったために打ち切りになりまして、それ以外の2件につきましては、いろいろ事情がございまして、申請をしてこられた労働者の方が途中で取り下げをされ、終了いたしております。

○太田委員 労働法制自体が少し変わってくるような議論がされてますよね。解雇も、お金を出せば解雇できるとかいう動きとか、あの辺が取り扱いがまた難しくなってくるかなとかいう感じがするんですが、労働法制のそういう将来の変更が何か影響するか、どうでしょうか。それは、わかりませんか。

○川越調整審査課長 なかなか難しいお尋ねでございます。ちょっと的確なお答えができるかどうか自信がございませんが、確かに今、委員もおっしゃいましたように、労働法制も変化がいろいろ出てきております。今も労働基準法の改正の動きとか、これは厚労省の労働政策審議会でも、もう法律の改正案の要綱が認められたということで、改正法案が国会に提出されるということになると思います。そういった中で、年収大体1,000万以上の高度専門的な業務を担う

労働者の方については、労働時間に関する労働基準法の規制を外すというようなことも盛り込まれるようですし、それから、例えば短時間労働者、パートタイム労働者の扱いについても、1年前の国会で改正法が成立いたしましたして、常用労働者との扱いの差を縮めるような形での改正がされたりしました。

全般的に申しますと、従来からいろいろ問題点として挙げられてきておったような事項が、少しずつ改善されてきているのかなと思いますけれども、ただ、そういう流れの中で、それでは労使間のトラブルが今後減っていくのかというところにつきましては、何とも言えないというところが正直な感想でございます。

○太田委員 ごめんなさい、国にまつわるちょっと妙な質問をしてしまいましたけれども、そういう労働法制あたりは変わっていくと、悩ましい問題もまた出てくるかなと思って、そういう認識をされておられるから、それですとします。そういう認識がないと大変だろうなと思って、わかりました。

○岩下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時11分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

部長の概要説明後、3課ごとに班分けをして、議案の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設

けることとします。

歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、初めに商工政策課、産業振興課、労働政策課の議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いします。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

本日は、お配りしております資料の目次のとおり、平成27年2月定例県議会提出議案(平成27年度当初分)及びその他報告事項について御説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要であります。

議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計予算」であります。表の一番左の欄のとおり、平成27年度の当初予算は骨格予算でありまして、516億7,111万9,000円となっております。

また、債務負担行為の追加につきましては、その下の表にありますとおり、平成27年度設備貸与機関損失補償など3件となっております。

次に、その下の議案第8号から2ページの議案第10号までを特別会計として、ごらんのとおり計上しております。

次に、議案第24号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、所管施設における機械器具の新規導入に伴い、新たな使用料及び手数料を設定するための所要の改正であります。

次に、議案第35号「宮崎県小規模企業者等設

備導入資金特別会計条例」につきましては、法律の廃止に伴いまして、新たに行う貸付事業等の経理の適正化等を図るための特別会計を設置するための条例を制定するものであります。

また、議案第38号「神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例」につきましては、本県観光の振興に総合的かつ計画的に取り組むための条例を制定するものであります。

次に、資料の3ページをごらんください。

平成27年度の商工観光労働部当初予算案の概要であります。

資料の一番上に記載しておりますとおり、一般会計及び特別会計を合わせました部全体の予算額は、522億7,582万9,000円でありまして、対前年度比では116.6%となっております。

前年度からの増の主な要因といたしましては、宮崎県口蹄疫復興中小企業応援ファンドの原資といたしまして、独立行政法人中小企業基盤整備機構から借り入れました200億円を償還するための増額などによるものであります。

私からの説明は以上であります。議案の詳細につきましては、この後、担当課長からそれぞれ御説明いたしますので、どうぞよろしく御願いたします。

○田中商工政策課長 それでは、商工政策課の平成27年度当初予算について御説明いたします。

お手元の平成27年度歳出予算説明資料、この分厚い冊子ですけれども、商工政策課のインデックスのところ、229ページをお開きください。

商工政策課の平成27年度当初予算額は470億7,861万1,000円で、うち一般会計が467億9,968万9,000円、特別会計が2億7,892万2,000円となっております。

まず、一般会計から主な内容について御説明をいたします。

232ページをお開きください。

初めに、中ほどの(事項)地場企業振興対策事業費679万6,000円であります。これは、若手経営者の育成を図る経営者養成塾の開催や、宮崎中小企業大賞として、地域経済の活性化に特に寄与している企業を表彰するものであります。

次に(事項)中小企業金融対策費249億6,903万2,000円であります。

説明欄1の改善事業「中小企業融資制度貸付金」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

2の中小企業金融円滑化補助金は、中小企業者への融資の際の保証料負担を軽減するために、信用保証協会に対して保証料の一部を補助するものであり、また、3の信用保証協会損失補償金は、県融資制度について代位弁済が生じた場合に、信用保険等で補填されない信用保証協会の損失分の一定割合を補填するものであります。

次の(事項)貸金業対策費805万6,000円は、貸金業者への立入検査や利用者からの相談に要する経費であります。

233ページをごらんください。

(事項)小規模企業者等設備導入事業推進費3,864万3,000円あります。これは、県が直接中小企業組合等に融資を行う高度化資金や、宮崎県産業振興機構が実施する設備資金の貸し付け等の事業に要する経費であります。

説明欄5の新規事業「債権管理強化特別対策事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、(事項)組織化指導費1億7,595万8,000円あります。これは、中小企業の組織化支援を行う中小企業団体中央会等の人件費や事業に対する助成のほか、平成5年度の大規模な台風災害により多額の損失額を計上しました宮崎県

火災共済協同組合の経営を支援するために貸し付けを行っているものであります。

次の(事項)小規模事業者対策費12億5,568万6,000円は、小規模事業者の経営支援等を行う商工会、商工会議所の人件費や事業に対する助成等であります。

一番下の(事項)中小商業活性化事業費1,168万1,000円ですが、1枚めくっていただきまして、これは、魅力ある商店や商店街づくりを推進するための経費であります。

235ページをごらんください。

(事項)口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業につきましては、借入金の償還ですが、後ほど御説明いたします。

以上が、一般会計であります。

次に、236ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計であります。

なお、特別会計は、別途配付の平成27年2月定例県議会提出議案の議案第8号にありますが、引き続きこの資料で説明させていただきます。

まず(事項)小規模企業者等設備導入事業助成費1億5,836万9,000円あります。

1の(1)高度化資金貸付金は、中小企業等が共同して行う事業に対して、長期低利の融資を行うものであります。

(2)の新規事業「みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金」につきましては、後ほど御説明いたします。

2の一般会計への繰出金は、高度化資金の貸付先からの償還金のうち、貸付金原資の県負担相当分を一般会計に繰り出すものであります。

次に、公債費の(事項)元金1億2,055万3,000円につきましては、同じく高度化資金の貸付先からの償還金のうち、中小企業基盤整備機構負

担相当分を償還するものであります。

続きまして、主な新規・重点事業につきまして常任委員会資料で御説明をいたします。

委員会資料の5ページをお開きください。

改善事業、中小企業融資制度貸付金であります。

この事業は、1にありますとおり、厳しい経営環境にある企業や新事業に積極的に取り組む企業に対し、長期で低利の事業資金を供給し、中小企業の活性化と経営の安定を図ることを目的としております。

2の事業の概要ですが、予算額は246億7,955万8,000円で、うち30億円は緊急用資金であります。県の貸し付けに対し、金融機関が協調融資を行いますので、総融資枠は約3倍の660億円となります。

なお、27年度当初予算では、骨格予算として過年度分など義務性の高い部分のみを計上しているため、事業費及び融資枠とも、今年度当初予算と比べて小さくなっております。

27年度の主な改正内容ですが、(3)の①にありますように、人口減少問題に直面する地域を応援するため、創業・新分野進出支援貸付につきまして、条件が不利な地域である地域振興5法の指定地域において開業する場合に、信用保証協会の保証料率を優遇する特別枠を設けるとともに、②のとおり、意欲ある若者が開業しやすい環境を整備するため、30歳未満の起業について、保証料率を優遇することといたします。

また、6ページの③にありますように、中小企業が事業を継続しやすい環境を整備するため、事業承継・経営再建等支援貸付を創設するとともに、④のとおり、みやざき成長産業育成貸付を拡充し、海外への販路拡大等に取り組む中小企業を対象に、金利や保証料率を優遇いたしま

す。

7ページをお開きください。

新規事業、債権管理強化特別対策事業であります。

この事業は、産業振興機構を通じて行ってきました設備貸与事業等が終了することから、これまで県が損失補償を行った債権につきまして、債権管理回収業者に回収見込み額の調査を委託することにより、早期回収等を図るものであります。

予算額は、2にありますとおり545万4,000円で、機構の調査委託経費を補助するものであります。

8ページをごらんください。

新規事業、みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金であります。

この事業は、国による制度が廃止されたことから、新たに県の制度として設けるもので、1にありますように、小規模企業者等の設備導入を促進することにより、経営基盤の強化を図るものであります。

予算額は、2にありますとおり1億円で、小規模企業者等が経営基盤の強化を目的として設備を導入する場合に、県産業振興機構が設備導入費用の2分の1以内を無利子で貸し付けるとともに、機構内に設置された相談窓口であるよろず支援拠点が随時助言を行うものであります。

さらに、フードビジネス、東九州メディカルバレー構想、自動車関連で特定の条件を満たす場合には、貸付限度額を増額することといたしております。

次に、18ページをお開きください。

宮崎県口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業であります。

このファンドは、口蹄疫により深刻な影響を

受けた本県中小企業の復興のために、図にありますとおり、平成22年に、中小企業基盤整備機構や金融機関等からの借入金により設置し、各種支援事業を行いました。今回、ファンド期間の終了に伴い、中小企業基盤整備機構へ200億円を償還するものであります。

このファンドによりまして、市町村等が実施するプレミアム商品券の発行や、地域活性化イベント、緊急誘客対策に対して支援を行ったところでありまして、疲弊した県内経済の活性化に一定の効果があつたものと考えております。

説明は、以上であります。

○佐野産業振興課長 産業振興課の当初予算等につきまして、御説明いたします。

お手元の平成27年度歳出予算説明資料、分厚いほうでございますが、産業振興課のインデックス237ページをお開きいただきたいと思ひます。

27年度の当初予算額は、14億8,386万3,000円となっております。

それでは、事業の主なものにつきまして御説明いたします。

239ページをお開きください。

一番下の(事項)新事業・新分野進出支援事業費4億6,887万3,000円です。これは、新事業等に取り組む中小企業の支援に要する経費であります。

次の240ページをお開きください。

説明欄1の「公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業」5,882万1,000円は、同法人の運営管理に要する経費であります。

3の「創業・新事業挑戦支援ファンド事業」及び4の「創業・新事業挑戦支援ファンド事業損失補償」は、後ほど御説明いたします。

5の研修及び指導基金に係る国庫返納1

億7,069万5,000円は、国の制度により産業振興機構に設置されております当該基金の廃止に伴い、国に補助金を返納するものであります。

次に、241ページの2つ目の(事項)産業集積対策費7,417万5,000円です。これは、産業集積を図るための経費であります。説明欄8、9の2つの改善事業につきまして、後ほど説明させていただきます。

次に、ページの一番下、(事項)工業技術センター総務管理費1億7,763万1,000円です。これは、同センターの庁舎管理や設備機器の整備等に要する経費であります。

続きまして、主な新規・重点事業等につきまして、御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、改善事業「自動車関連産業取引拡大・ネットワーク拡充支援事業」であります。

この事業は、北部九州における取引の拡大などを目的として、商談会の開催や県自動車産業振興会への支援を行い、本県自動車関連産業の振興を図るものであります。

予算額は557万円で、事業内容は2の(3)にありますとおり、商談会や展示会への出展支援、また、県内企業等で組織される自動車振興会の活動を支援するもので、具体的には、専門家等によるセミナー、講演会の開催のほか、新たな取り組みとしましては、自動車メーカー社員の方などに、県内企業に対して直接指導・助言をいただくこととしております。

次に、10ページをごらんください。

改善事業「東九州メディカルバレー推進加速化事業」であります。

この事業は、国の特区認定を受けまして、大分県と連携して推進しております東九州メディ

カルバレー構想に基づき、研究開発や販路開拓の支援、海外展開に関する取り組みを加速させるものであります。

予算額は1,327万5,000円で、事業内容はイの(3)にありますとおり、コーディネーターによる新規参入、企業間連携、産学官ネットワーク形成支援や、展示会出展や商談会用の試作品の製作支援を行いますとともに、これまで進めてまいりましたタイとの交流事業を発展させ、現地での技術研修やニーズの把握、また、中小企業へ商談等の機会を提供するものであります。

次に、19ページをごらんください。

創業・新事業挑戦支援ファンドの清算等についてであります。

1のファンド設立の背景とスキームでございますが、当時、長引く景気の低迷により、投資環境等が依然として厳しい中で、創業や新事業等に挑戦する県内中小企業を支援するために、宮崎県産業振興機構を通じて、県内民間銀行が組成する2つの投資事業有限組合、いわゆるファンドに対しまして原資の一部を負担することにより、県内中小企業の資本強化等を図ったものでございます。

中ほどの図にございますように、県からの無利子貸付金1億円を原資として、産業振興機構を通じてそれぞれのファンドに支援しておりますが、本年10月に設置期間が終了し、清算となります。

清算後は、出資割合に応じ各出資者に分配されることとなりますが、産業振興機構に損失が生じた場合には、設置当初に締結した県との損失補償契約に基づき、損失額に応じて補償を行うこととなっております。今回、27年度予算に計上させていただくものであります。

右側のページの2の主な効果であります、

表の11社に対し2つのファンド合計で3億2,600万円余の投資が行われており、それぞれが新事業の展開や販路開拓などに取組みられた結果、営業収益が約9億円増加したほか、直近の従業員も約400人となるなど、一定の成果を上げることができたものと考えております。

投資先企業からは、非常に助かったとの声をいただいております。例えば、ミツワハガネさんからは、投資により本格的に航空機分野へ参入され、現在では、新たに国産旅客機MRJの部品供給に向けた取り組みを進め、会社の事業の柱となっているとの話を伺っております。

なお、ティナプリさんにつきましては、御承知の委員もいらっしゃるかと存じますが、特別清算の手続を行っております。この分については償還が望めない状況となっております。

続きまして、3の清算の基本的な考え方でございますが、ファンドの終期であります本年10月までに清算を終え、決算が終了した後、出資比率に応じて分配されます。

また、株式投資の清算に当たりましては、投資先企業の支援を継続して行うことができる県内企業などを中心に交渉を行うなど、各ファンドには各企業の育成に資するよう御配慮いただくこととしております。

なお、ファンドの清算後、産業振興機構に損失が生じた場合には、損失補償契約に基づきまして、県が損失補償を行うこととなります。

4の平成27年度当初予算計上額がそのためのものでございまして、その額5,994万4,000円は、損失が出る場合の最大額の試算値として計上しております。

内訳といたしましては、投資分の県負担として、現時点で回収済みの投資以外が全て回収できないと仮定した場合の3,661万1,000円と、管

理経費の県負担分としての2つのファンド、10年間分の監査費用や鑑定経費、管理費など、2,333万3,000円となります。

具体的に下の表にお示ししておりますが、投資分につきましては、小計の欄をごらんいただきたいと思いますが、2つのファンドを合わせて3億2,645万円を投資しております。

このうち県の支援額は、その6分の1に当たる5,440万9,000円、これから、現時点で回収が終わっておりますのが1,779万8,000円ですので、差し引きの3,661万1,000円が全く回収できないと仮定して見込んだ、現段階での最大の損失補償の額ということになります。

なお、各ファンドからの説明では、投資分、管理経費負担分とも、最終的には予算計上額よりも減少する見込みとのことであります。

次に、議案第24号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案書では63ページ、当課関係分については70ページ以降に記載しておりますが、概要につきまして、委員会資料で説明をさせていただきます。

委員会資料の21ページをお開きください。

まず、1の使用料及び手数料の名称につきましては、(1)の工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料並びに(2)の同じく3つのセンターの手数料であります。今回の改正は、工業技術センターと機械技術センターに関するものでございます。

次に、2の改正の理由であります。機器の新規導入により、料金を設定する必要が生じたことによるものであります。

次に、3の改正の内容であります。 (1)の使用料につきましては、表に掲げております7

つの機械器具につきまして、それぞれ1時間当たりの使用料を右側の欄の金額に設定するものであります。

また、(2)の手数料につきましては、蛍光エックス線分析につきまして、1試料につき2,565円を設定するものであります。

試行期日につきましては、平成27年4月1日としております。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして、御説明をいたします。

お手元の資料、決算特別委員会指摘要望事項に係る対応状況の資料の6ページをお開きいただきたいと思っております。

①の上段にありますとおり、「売れる商品をつくる！食品産業試作品ブラッシュアップ事業」について、個別的指摘要望事項がございました。

このことにつきましては、その下の段にありますように、今年度も消費者ニーズの把握や、各企業へのフィードバックなどに引き続き取り組んでおりますが、その有用性に鑑み、来年度も予算を計上し、引き続き県内企業の競争力の向上を図ることといたしております。

産業振興課からの説明は以上であります。よろしく御審議お願いします。

○久松労働政策課長 それでは、労働政策課の当初予算について御説明いたします。

資料は、27年度歳出予算説明資料、これの労働政策課のインデックスのところ、245ページをお開きください。

当課の当初予算は、19億4,512万7,000円であります。

主な事業について御説明いたします。

次の247ページをお開きください。

一番下の(事項)若年者就労支援推進費5,703万1,000円につきましては、適切なマッチングの

推進や企業に対する社員の離職防止の支援など、若年者等に対する就職支援を行う経費であります。

次に、248ページをお開きください。

一番上の(事項)地域雇用対策強化費3,448万3,000円であります。

説明欄1の改善事業「宮崎で働こう!県内就職支援事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、中ほどの3番目の(事項)緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費8億1,744万7,000円につきましては、県と市町村が取り組む雇用・就業機会の創出に要する経費であります。

説明欄1の「市町村補助事業」は、「地域人づくり事業」を行う市町村に対して補助を行うものであり、3の地域人づくり事業につきましては、県事業の26年度からの継続分でございます。

次に、下の249ページをごらんください。

1番目の(事項)労働福祉事業費1,701万3,000円につきましては、中小企業労働者の生活の安定と福祉の向上等を図る経費であります。説明欄1の改善事業「中小企業勤労者支援融資事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、一番下の(事項)認定職業訓練費5,223万3,000円あります。

次の250ページをお開きください。

一番上の説明欄にありますように、認定職業訓練団体に対する運営費等の助成に要する経費などあります。

次に、一番上の(事項)職業能力開発対策費3,489万2,000円につきましては、説明欄2にあります技能検定を行う宮崎県職業能力開発協会に対する補助などに要する経費であります。

次の(事項)技能向上対策費1,035万7,000円

につきましては、技能尊重機運の醸成や、技能士の技能水準の向上と社会的地位の向上等を図るための経費であります。説明欄1の改善事業「ものづくり技能育成事業」については、後ほど御説明いたします。

最後に、一番下の(事項)県立産業技術専門校費5億8,731万9,000円あります。これは、下の説明欄にありますように、県立産業技術専門校で、技能労働者の養成等を行う経費や、離職者等の再就職を図るための職業訓練などに要する経費であります。

次に、改善事業について御説明いたします。

資料をかえていただきまして、常任委員会資料の11ページをお開きください。

「宮崎で働こう!県内就職支援事業」であります。

この事業は、若年求職者等に対して、雇用情報やマッチングの場を提供すること等により、県内企業における産業人材の確保を支援するものでありまして、予算額は3,448万3,000円をお願いしております。

2の(3)の事業内容であります。若年求職者やUIJターン就職希望者に対し、①のふるさと宮崎人材バンクを活用した雇用情報の提供や、②、③のインターンシップ、就職説明会等による求職者と県内企業とのマッチングの場を提供することにより、県内企業における人材の確保を支援してまいります。

⑤の企業開拓員等設置事業では、新たに企業開拓員9名を配置し、企業ニーズの把握や求職者との条件調整など、きめ細やかなマッチングを行うことで、UIJターンの促進を図ることとしております。

次に、右の12ページをごらんください。

中小企業勤労者支援融資事業であります。

この事業は、県内の中小企業勤労者に、教育資金及び生活資金を低利で融資することによりまして、生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的としておりまして、予算額は1,521万3,000円をお願いしております。

2の(3)の事業内容であります。九州労働金庫に対し、原資の預託を行い、中小企業勤労者へ低利で融資することにしており、教育資金と生活資金とで別々に設定しておりました融資枠を統合いたしまして、融資枠全体で柔軟に対応できるよう改善をしたところであります。

次に、13ページをお開きください。

ものづくり技能育成事業でございます。

この事業は、高齢化の進行等により、技能者の不足が懸念されますことから、質の高い技能者の確保と技能継承を図るものでありまして、予算額は716万6,000円をお願いしております。

2の(3)の事業内容であります。①の匠の技ジュニア体験教室は、小中学生の技能への関心を高めるため、技能体験教室を開催するもので、体験できる技能職種をふやすことといたしております。

②のものづくり担い手育成・促進事業は、高校や企業への技術指導のため、熟練技能士を派遣するもので、今回、新たに大学生等を対象に加えることとしております。

説明につきましては、以上でございます。

○川畑金融対策室長 議案第35号「宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計条例」について御説明させていただきます。

委員会資料の22ページをお開きください。

まず、1の制定の理由でございますけれども、小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴いまして、現在の国の助成による貸付事業が終了するため、来年度から県単の新規事業として

取り組む、みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付事業等の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する条例を設定するものであります。

次に、2の条例の概要であります。同法に基づいて特別会計により経理してきた小規模企業者等設備導入資金貸付事業及び高度化資金貸付事業に加え、今般新たにに取り組む貸付事業を経理するため、条例で特別会計を設置することとしております。

施行期日は、平成27年4月1日であります。

説明は、以上です。

○岩下委員長 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はありますか。

○太田委員 それでは、資料のほうで質問をいたします。5ページ、中小企業融資制度貸付金の説明がありました。この中で、条件不利地域での開業促進、これは改善事業ですから、これまでの条件不利地域での開業と云ったら、特に人口減少地域とかそういうところで開業される方の場合でしょうか、これまでどんなものがあったのか、実績があれば教えてください。

○川畑金融対策室長 これまでは、一般的に開業に関する融資の制度は設けておりましたが、こちらの融資制度の利用実績ということではないんですけれども、中山間地での取り組みとして把握しているのが、地元の農産品を使ったカフェやレストランの開業ということが、実際にあったというようなことは伺っております。

○太田委員 農産品を使ったカフェとかいうことですが、非常に興味を引かれる事業で、いいなと思うんですが、ぜひ、そういったものとか、こういう中で生かしていくといいのかなと思いました。わかりました。

それから、7ページの債権管理強化特別対策事業、ここで、機構が債権管理回収業者に調査を委託となっていますが、債権管理回収業者というのは、具体的にはどういう方なんですか。

○川畑金融対策室長 債権管理回収業者というのは、一般的にサービサーと言われるような、全国的にノウハウを蓄積しているような事業者でございまして、債務者を訪問したりして、どこまで資力があるのか、また、相続とかを行っている場合、機構のほうでなかなか把握できない、そういったことをノウハウに基づいて調査していただくことにしております。

○太田委員 個別の名称は、余り発表できないのかとは思いますが、サービサーというような、余り知られていないような感じがするんですけども、確かに死亡の後の継承の問題とかも、専門的に対応しないといかんとところがあるからでしょうけれども、サービサーというのは、数社あるんですか。もし、イメージがわかれば。

○川畑金融対策室長 これは、想定する業者が現在あるわけではなくて、この事業が実施されるときに、機構で入札等を行って委託することになるんですが、県で20年度、21年度に高度化資金についてサービサーを利用してございまして、そのときは日立キャピタルというところに、入札の結果、お願いすることになりました。

○太田委員 わかりました。あと2つほどいいでしょうか。

18ページのファンド事業の200億円の関係ですが、取り組み状況としては3億7,000万程度を活用して、これは、もうそれなりに効果があったと思うんですが、全体で250億円のうちの3億7,000万、その比率でいうともう少し活用されてもよかったのかなと思いますが、活用すればするほど、結果的には県の負担がふえるのかな

という、その辺はどうなんですか。

○田中商工政策課長 このファンドは、総額は250億円でありますけれども、その運用益を活用するものでありまして、大体運用益が4億円程度となります。そのうち3億7,600万円程度を助成で使ったということでございます。

○太田委員 運用益でしたね、ごめんなさい、わかりました。

最後に19から20ページのファンドの清算であります。20ページのほうには、県の負担は全体の6分の1ということですが、参考に各銀行の負担というのもあるかと思いますが、そのあたりはどうですか。

○佐野産業振興課長 県が6分の1、金融機関で6分の5ということになりますので、約6,000万の5倍の3億円が、金融機関側の負担ということになります。

○太田委員 わかりました。よろしいです。

○宮原委員 232ページですけれども、貸金業対策費というところで、登録、立入検査等の事務費と説明があったと思いますが、こういった貸金業というのは、もう各県単位で登録をしまえば、どこでも貸金業として出ていけるんですか。

○川畑金融対策室長 業者自体は、知事の登録ということで行っておりますので、基本的にはその県内での営業ということになると思います。

○宮原委員 鹿児島とか熊本でやろうと思ったら、それぞれに知事の許可が要ることなんですか。

○川畑金融対策室長 済みません、ちょっとお答えを保留させていただいて、後ほど答えさせていただきます。

○宮原委員 それともう一点、立入検査の場合は、宮崎県に登録した者に対して立入検査をす

るのか。結構大きなところがいっぱいありますよね。そういうところも、県が立ち入って検査ができるのかというのもあわせて、後でいいですから聞かせてください。

それと、次に、今度は250ページの職業能力開発対策費というところで、宮崎県職業能力開発協会費補助金ということで、3,325万3,000円支出がされてますが、これは県からの補助金でありますから、この団体自体が年間どのぐらいの金額で運営をされているのか。

○久松労働政策課長 協会につきましては、技能検定というのが主たる業務でございます。そもそも技能検定は、厚生労働大臣がやるということになってまして、それを都道府県におろしまして、さらにその実施については協会が行うという仕組みになっております。その技能検定を主に行うために、国が2分の1、県が2分の1という仕組みで補助しております。

全体額については、大まかに言いますと、この倍額が補助対象経費ということになります。

○宮原委員 ここに書いてある国2分の1、県2分の1、もうこれだけで全体が動いているということで、別にどこからかお金が入ってきているということではないんですね。

○久松労働政策課長 国2分の1、県2分の1、それと補助対象としては事業主体の負担がありまして、それに対してこの額で補助をするというような仕組みになっております。

○宮原委員 ちなみに昨年度の実績で、全体予算でどのぐらいなるんですか。

○久松労働政策課長 ちょっと時間をいただけますか。

○宮原委員 なら、それはまた後ほど。

次に、こちらの11ページのところです。「宮崎で働こう！県内就職支援事業」で、企業開拓員

を9人設置ということですが、この企業開拓員というのは、どういう方々を選定されるんでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 企業開拓員ですけれども、一応、企業を回って、UIターン者の受け皿となるような、給与の調整ですとか、処遇の改善とか、そういったことを提案していただくことを期待しておりますので、採用に当たっては、例えば人事の経験がある方とか、労務関係の仕事に携わったことがある方とか、そういう方を想定して組み立てております。

○宮原委員 こういう時代に、人事担当とか労務関係を担当されている方が……。これは、常設というか、もうずっとこれに携わらなければならないのか。例えば、別に仕事をされてて、そういうこの開拓員という形になられる業務なのか、そのあたりはどうでしょう。

○福嶋地域雇用対策室長 この方々は、県の非常勤として雇うことにしておりますので、こちらのほうに専念をしていただくことを想定しております。

○宮原委員 わかりました。

次に、20ページの創業・新事業挑戦支援ファンドの清算というところで、先ほど3億2,600万円の投資をして、9億円の実績、そして400人の雇用が生まれましたということなんですが、仮にこういうファンドがなかったとした場合、こういうところというのは、金融機関からの融資は受けにくい状況なんじゃないでしょうか。

○佐野産業振興課長 なかなかお答えしづらいというか、個別の事業の案件になりますので、金融機関がその企業の状況あるいは事業などを判断して対応されるということになりますので、このファンドが設立されました当時につきましては、そのような状況もあったということで、

県がファンドの一部を支援することによりまして、そういった動きを促したという形になっていると考えております。

○宮原委員 確かに状況だろうと思います。でないと、やっぱり会社の経営、そこにいらっしゃる従業員もですが、新規にまた雇用が生まれるというところで、先ほど言われたように、答えづらいという部分もありましたけれども。判断をして、企業が変な方向に行ってしまうと、県がその損失分をかぶらないといかんということになるでしょうから、そういう状況で乗り切らせていただいていると、また、ミツワハガネさんとかは非常に実績が出てくるということで、それがあつたからこそこの状況があると考えればいいのかと思いますので、状況だけ聞かせてほしかったというところですか。以上です。

○川畑金融対策室長 先ほど委員から御質問がありました貸金業者の立入検査についてですが、立入検査については、基本的に知事登録のものを行っております。

複数の県にまたがる貸金業者につきましては、国の財務事務所の登録ということになります。

○宮原委員 じゃあ、それについて。よく、この免許を持たずに、登録もせずに闇金とかで貸すとか、携帯電話の番号などで貸しますよと、昔あちこちに張ってありましたよね。そういったものに対しての立入検査は、県がやるという状況ではないのか、警察なんですか。

○川畑金融対策室長 闇金業者について、立入検査を行うまで実態がつかめるかどうかというのもございまして、県のほうでは消費者金融相談所で、多重債務や闇金について相談を受け付けておりまして、適切に警察と連携をとりながら対応しております。

○宮原委員 わかりました。

○久松労働政策課長 先ほど、委員のほうから補助金の総額ということで御質問がございましたが、これは、当初予算で書いておりますけど、昨年の確定ベースでお答えをさせていただきます。

補助事業に要する経費としまして、管理費として3,968万8,000円、それから、事業費として3,851万5,000円、計の7,820万3,000円。これを対象としまして、補助金の額としましては、昨日、補正を御審議いただきましたけれども、管理費が2,020万8,000円、事業費が899万ということで、補助金ベースとしては2,919万8,000円ということになっております。

○宮原委員 わかりました。

○外山委員 1点だけお尋ねをします。232ページの中小企業金融対策費の、下の説明の中で、信用保証協会損失補償金1億8,000万とありますね。この1億8,000万というのは、どういう算出で出てきておるんですか。

○川畑金融対策室長 損失補償というのは、前年度のものについて、損失が発生した翌年度に行うんですけれども、今年度に発生しております損失につきまして、年度の途中までの実績と、過去の実績を踏まえまして、1億8,000万ということで要求させていただいております。

○外山委員 ちょっとわかりづらいんですが、端的に言うと、昨年度が1億8,000万の損失があつたということですか、補填をしたということなんですか。

○川畑金融対策室長 これは、27年度に損失補償をする部分の予算でございまして、今年度の損失について、来年度にお願いするものでございます。

○外山委員 本年度、約1億8,000万の損失が発生したということですか。

○川畑金融対策室長 年度の途中までの実績では1億8,000万ということにはなってございませんけれども、過去の実績を踏まえまして、まだ確定値が出ておりませんので、1億8,000万ということで最大値を見込んでおります。

○外山委員 この金額が大きいのか少ないのか、ちょっとわからないんですが、最近の保証協会への保証申し込みの案件、金額、そして、保証を決定した案件、金額について、ちょっと教えてください。

○川畑金融対策室長 済みません、少しお時間をいただいて、後ほど答えさせていただきます。

○外山委員 26年度の1億8,000万の損失、これは大きい金額なのか、それとも大体こんなものなのか。何とも私は判断のしようがないんです。この1億8,000万が突出して大きいのか、大体毎年この前後の金額なのか、それでもいいですよ。

○川畑金融対策室長 26年度までの実績で、26年度であれば1億3,619万9,000円、25年度であれば2,531万8,000円と、年度によりばらつきがございます。

26年度は多いほうなんですけど、1億3,600万円程度になっておりまして、今年度途中までの実績と過去の最大値を見込みまして1億8,000万ということで、予算としてお願いしております。

○外山委員 その前の年が二千幾らって言いました、2,300。

○川畑金融対策室長 平成25年度につきましては、2,531万8,000円です。

○外山委員 26年度が突出して特別な補償がでたのか、それとも、25年度が非常に少なかったのか、余りにも金額が違いますよね、どうなんですか。

○川畑金融対策室長 損失につきましては、年度によりばらつきがあるものでございますが、

1件でも大きいものが生じてしまいますと、信用保証協会の損失が大きくなりますので、一概には言うことはできません。

ただ、1億8,000万円程度あれば損失補償に足りるということで、予算として要求させていただいてます。

○外山委員 ですから、ここで予算額が出てきたというのはわかるんだけど、余りにも金額が違うから。であるならば、26年度に1億3,600万あるというのは、特別な何かがあったのか、どうなのかということになるわけでしょう。だから、そうでなくて、25年を考えれば、こんなに損失補償の予算を組む必要はないと思います。そうでしょう、毎年2,000万から3,000万の損失であるならば、こんなに予算を組む必要はないと思うんです。そういう意味で聞いてるんです。だから、この予算が妥当かどうかを判断する意味で。

○川畑金融対策室長 1億8,000万円を見込んだのは、26年の4月から9月末までの実績、これをベースとしまして、それ以降につきましては、19年以降の第3、4・四半期における最大額を見込んで積算をしております。まだ年度の途中までのものでございますので、そこからは最大額ということで見積もらせていただいております。

○茂商工観光労働部長 ただいまの件につきましては、今は二、三年分しか報告しておりませんが、その前の年度からどうだったのかということについてもちょっと調査をしたいと思っておりますし、それと、今委員がおっしゃるように、何か特別な要素があったのかどうか、大きな案件があったのかどうかを含めて、その内容をちょっと分析させていただきたいと思っております。それで、後ほどまた改めて答弁をさせていただ

きたいと思います。

○外山委員 ですから、今部長が言われたように、過去五、六年をずっと見ていくと、この予算が妥当なのかどうかはわかるんです。そういう意味で、後ほどまた数字をお願いします。

○渡辺副委員長 資料の11ページ、「宮崎で働こう！県内就職支援事業」に関してなんですが、2番の(3)の②で県内企業インターシップ等推進事業とありますけれども、これは、同じような取り組みをこれまでもされてるんだと理解をしておりますけれども、ここで書いてるようなインターシップ支援であったり企業見学会、バスツアー、今までも開催していれば、例えばどのぐらいの方々がどういうところから参加されていて、インターシップの支援というのは何件あったのか、その辺の実績はいかがでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 従来の実績ですけれども、まず、インターンシップについて、24年度から3年にわたって、実施した実績を申し上げますが、参加した人数が、24年度が113人、25年度が152人、26年度が148人となっております。それに対する企業の数なんですけれども、24年度が71社、25年度が87社、26年度が77社となっております。参加した方々は、県内の大学生とか専門学校生になります。

それと、バスツアーですけれども、これも24年度から実施しております、参加者数は、24年度が47名、25年度が61名、26年度が、まだ1月末までの状況ですが、59名となっております。これを受け入れた企業ですけれども、24年度が14社、25年度が24社、26年度が1月までで18社という実績になっております。

○渡辺副委員長 ということは、この②で指しているものは、主に県内に在住している新卒の大

学生だったり、短大生だったり、専門学校の方々をターゲットにしていると理解していいんだと思うんです。そのほか、U I Jターンというような方々というのは、大体、1回社会に出ていろんな仕事をされたりとかっていう経緯の方を意識してるんだと思うんですけれども、例えば、県外の大学に行っている宮崎県の縁故者の方、出身であったり、そういう方々向けには、何らかの県としての対応があるのか。あと、最近はあんまりこういう言い方をしないのかもしれませんが、第2新卒というか、卒業したけれども、1年目ですぐ退職をしてというような方々で、比較的都会に出ていても、宮崎に帰ろうかなという比率とかも高まるような気もするんですが、その辺に対しては、何らかの対応策というのは、県としてはあるんでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 県外に出られてる方につきましては、一応、御案内をできる範囲でやっておりますけれども、実際、平日に行われるということであると、学生などはなかなか難しいという状況にあります。

ただ、27年度から、中山間・地域政策課のほうで予算を計上しているんですが、移住U I Jターンの強化事業というのがございまして、1億4,400万ほど組んでおります。商工と総合政策部が一体となりまして、U I Jをやっていくわけなんですけど、その中で、広報等を通じまして、こういったインターンシップについても強く働きかけをしていきたいと考えております。

それと、第2新卒とか社会人についてなんですけれども、現在のところ、うちの事業としてはいいんですが、例えばフードビジネス課のほうから分任を受けてやっておりますフードビジネスの求職者メニューの中で、そういった一般の方々を対象にしたバスツアーなどをやってい

るところです。

○渡辺副委員長 去年、県内企業で働いてる方々の姿がわかるような雑誌というか、パンフレットをつくられたかと思うんですが、あれを見せていただきましたけれども、非常に会社の中の空気感みたいなのも伝わるような感じで、こういったものを、より多くの方に目にさせていただく機会があれば、ふるさとに帰って就職しようというきっかけだったり、とどまろうというきっかけにもなるのかなという印象を受けたんです。あれは今後もつくられる予定のものなのか、昨年度、一度つくってみましたというものなのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 あれは、大体県内の200社程度を紹介した雑誌になりますけれども、それについては27年度もつくることにしております。予算につきましては、先ほど御紹介しました中山間のほうで一括で組んでおりますUIJの強化事業の中に盛り込んでおまして、今既に準備をやっているんですけども、今度県外に進学する予定の高校卒業生の親に同意をとりまして、その父兄向けに、いろんな情報を提供することにしております。そういった冊子も送っていくようなことを考えております。

○渡辺副委員長 単なる求人情報がたくさん載ってるのを眺めるのと比べて、会社の空気感と、宮崎で企業をやっているということへの矜持みたいなものを含めて伝わる面があって、たくさんの方が目にさせていただければ、非常に効果が高まるかなという印象を持ちましたので、引き続きああいう対応をいただければと思ってますので、意見とします。

○後藤委員 説明資料の232ページ、各部にもあるんですが、連絡調整費、商工観光労働部に対する政策調整研究費300万です。実は、総合政策

部は、これは1,000万ですね。各部で大体、環境森林部は300万とかなんですけど、まさしく東アジアからEU市場に打って出るという状況で、いろんな調整枠がある中で、他部との比較をしても始まりませんから、この政策調整研究についての考え方を教えてください。

○田中商工政策課長 これは、おおむね総合政策部以外は300万程度で予算を措置すると思います。総合政策部は、またいろんな、全庁的な課題を研究するというものもありますので、1,000万という大きな額をしておりますけれども、その中で、各部に関係することにつきましてもいろいろやっておりますので、うちの部の300万だけでやってるということではございません。

○後藤委員 だから例えば、環境森林部は、総額的には1,350万近い、観光では約900万ですよ。だから、部連絡調整というのは、もう各課の積み上げでつくられてくるわけですか。その辺を。

○田中商工政策課長 この連絡調整費というのは各課にございますけれども、政策調整研究費というのは、商工政策課で、部の予算として一括して計上しておりますので、実際に使うときには、その年度の課題に応じて、例えば観光の分野で使ったりとか、産業の分野で使ったりとかしているということでございます。

○後藤委員 確認なんですけれども、各部各課、その年度の積み上げを算出してできた数字だという認識でいいんですか。

○田中商工政策課長 これは、積み上げではございませんで、枠として300万円として設定をしておりますで……。

○後藤委員 その上の部連絡調整費についてはどうでしょう。

○田中商工政策課長 この部連絡調整費につき

ましては、各課のほうでいろんな旅費とか事業費とか、そういう事務費的な部分を計上してるものでございます。

○**後藤委員** 非常にここ辺は出張とか関係してくる旅費とかだと思っんです。より増額の方向でしてほしい部だなということで、応援の意味で発言をさせていただきましたので、そこ辺の御理解をお願いします。

○**新見委員** 委員会資料に基づいて、何点かお尋ねしたいんですけれども、まず5ページです。事業概要の(3)の②若者の開業促進ですが、これは、㊟ですので、既にもう実績はあると思っんですが、この②に該当する実績等について教えていただきたいと思っます。

○**川畑金融対策室長** こちらの改善事業は、融資制度の改正点の一つとして、若者開業促進という事業をさせていただいているんですけれども、30歳未満の若者について開業促進をするのは、27年度から入れたいということでございまして、済みません、現時点のところ、手元にデータはございません。

○**新見委員** これは、本当に若者に光を当てたいものじゃないかと思っんですが、融资本体の枠の上限とかいうのは、あらかじめ設定があるんでしょうか。

○**川畑金融対策室長** 額につきましては、設備・運転資金の合計で1,500万円を上限としております。

○**新見委員** それと、12ページです。これは、中小企業で働いている方々への融資ですが、教育資金と生活資金ということで、教育資金については、一般的に昔の国金、今の日本政策金融公庫での教育資金等々もあります。それらと比較して、金利的にはどちらが安いんでしょうか。

○**久松労働政策課長** 金利を全部把握してはおりませんが、一般の市中銀行よりは低目の設定となっております。

○**新見委員** これも㊟ですが、過去の実績等がわかれば。

○**久松労働政策課長** 過去3年分を申し上げますと、24年度が、教育資金が24件で5,100万円余でございます。生活資金につきましてはゼロ件です。25年度は、教育資金が20件で3,301万円、それから、生活資金が1件で40万円です。26年度は、教育資金が6件で880万、生活資金がゼロ件というような実績となっております。

○**新見委員** 最後に13ページ、ものづくり技能育成事業ですが、ここで技能士という表現がございしますが、技能士の資格、具体的な内容とか、どこが認定するのかをちょっと教えてください。

○**久松労働政策課長** 技能士につきましては、その技能士のレベルを認証していく必要がございまして、ある程度低いものから高いものということで、それを国家が認定するというような仕組みとなっております。

具体的には、低いものは3級から、上のほうは1級、特級というぐあいに分かれておりまして、その段階ごとに技能の実技試験、それから学科試験を受けていただいて、だんだん技能のレベルを上げていくというような仕組みになってございます。

現在、128の職種で行われておりまして、本県の場合を申し上げますと、25年までの累計で3万7,568名の方が技能士としての資格を有しております。以上であります。

○**新見委員** そうしたら、熟練技能士というのは、今言われた1級とか特級になるんでしょうか。

○久松労働政策課長 熟練技能士につきましては、ある程度レベルが高い者が指導するという事で想定しておりまして、現在のところ、特級それから1級の方を指導者として、2級、3級の技能士を育成してるという状況でございます。

○新見委員 ちなみに、現在の熟練技能士の人数はわかりますか。

○久松労働政策課長 25年度までの数字で申し上げます。一番上が特級、これが1級合格後5年で受験できるということで、この方が54名でございます。それから、次の1級、これは経験年数が7年ということで、1万5,078名でございます。それから、単一級という特殊な一定の職種、11種でしかございませんけれども、これが経験年数3年で648名、その下の2級が経験年数2年で1万7,980名、3級につきましては経験年数半年で、3,808名という数字になっております。

○川畑金融対策室長 先ほど、外山委員から御質問いただいた件でございますけれども、実態としましては、予算額につきましては、例年1億8,000万円余の予算を計上させていただいております。不用額については補正減ということにさせていただいております。

各年度によって、損失補償の額についてはばらつきがございまして、1億5,000万円程度を20年度には損失補償しておりますし、22年度には1億1,000万円程度を行っておるところでございます。

平成25年の3月末に金融円滑化法、こちらが終了したことによりまして、代位弁済の増加、ひいては損失補償金の増加ということは懸念されておりますので、予算額としましては例年どおりではございますが、1億8,000万円を計上させていただいております。

○外山委員 過去幾ら損失補償があったかを資料で示して下さい。

○川畑金融対策室長 損失補償の実績ということでございましょうか。では、後ほど。

○岩下委員長 後でいいそうです。

それでは、以上で商工政策課、産業振興課、労働政策課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時34分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

次に、企業立地課、観光推進課、オールみやぎ営業課の審査を行います。

○津曲企業立地課長 それでは、企業立地課の平成27年度当初予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料のインデックス、企業立地課のところをお願いします。253ページになります。

左から2番目の欄に、企業立地課の平成27年度当初予算額は1億8,673万8,000円となっております。

右のほうをごらんいただきますと、予算額が平成26年度と比べまして減少しております。これは、今回の当初予算では、骨格予算として当面对応できる程度の額を計上しており、6月補正の肉づけ予算におきまして必要額を計上することにしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。ページをおおめくりください。

下のページ、中ほどに、(事項)企業誘致活動等対策費3,559万1,000円がございまして、主なものをお説明します。

説明の欄、まず2でございまして、「情報発信

事業」では、パンフレットの作成、それからホームページによる情報発信に加え、県内の企業立地協議会を通じまして、首都圏等で開催される展示会にも出展し、積極的な広報活動を展開しております。

4の「企業誘致推進ネットワーク拡充事業」では、情報産業や医療機器関連など、専門的な分野に長い経験や豊富な人脈等を持つ民間企業経験者を企業誘致コーディネーターとして、関東や中部、関西に配置し、本県への一層の企業立地を促進いたします。

次の(事項)立地企業フォローアップ等対策費は、6,200万6,000円であります。

説明の欄をごらんください。

1の改善事業「「企業立地促進」フォローアップ強化事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明をいたします。

2の企業立地促進補助金でございます。これは、本県に立地をする企業に対する工場建設などへの補助金と、新規雇用の人数に応じた補助金がございます。県外から本県へ企業立地を進める非常に大きな効果がある事業でございますが、今回は当面、ことし夏ごろまでに申請が予想される額を計上させていただきました。

それでは、先ほどの改善事業につきまして、委員会資料で御説明いたします。

14ページであります。

改善事業「「企業立地促進」フォローアップ強化事業」であります。この事業は、県内に進出いただいた立地企業を県外に出さないことに加え、県内でさらに事業拡大していただき、工場増設や雇用の拡大につなげていただくことを狙いとしています。予算額は231万3,000円をお願いしております。

具体的な事業概要でございますが、(3)にご

ざいますように、知事や職員等が本県への進出企業や、その本社・親会社を訪問し、意見交換を行うことで、より積極的な増設の要請を行うことや、本庁や県外の3つの事務所に、みやぎ企業立地ワンストップステーションとして窓口を設置し、企業立地に係るさまざまな相談をそれぞれ1カ所で解決できる体制を看板として掲示することで、本県の企業立地にかける熱い思いを幅広くPRしてまいりたいと考えております。

企業立地課は、以上でございます。

○孫田観光推進課長 続きまして、観光推進課の当初予算について御説明いたします。

お手元の冊子、平成27年度歳出予算説明資料のインデックスで、観光推進課のところ、257ページをお開きください。

観光推進課の平成27年度当初予算は、一番上の左から2つ目の欄ですが、11億7,317万6,000円となっております。うち一般会計が8億4,738万8,000円、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計が86万1,000円、県営国民宿舎特別会計が3億2,492万7,000円となっております。

それでは、まず、一般会計の主な事業について御説明いたします。

259ページをお開きください。

中ほどにあります(事項)県営宿泊休養施設改善対策費の2億5,537万5,000円ですが、これは、県営国民宿舎特別会計に対する繰出金であります。

260ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)観光・MICE誘致促進事業費1億1,325万3,000円であります。

そのうち、まず1のみやぎ観光コンベンション協会運営費補助金3,637万6,000円ですが、これは、本県観光推進の中核機関である公益財団

法人みやぎ観光コンベンション協会に対し、運営費を補助するものであります。

2のMICE誘致総合対策事業7,687万7,000円は、多大な経済効果をもたらすMICEの誘致について、開催支援、誘致活動、推進体制を一体的に強化し、本県でのMICE開催の促進を図るものであります。

次に、一番下の(事項)観光交流基盤整備費2,549万7,000円であります。

その次のページをごらんいただきたいと思っております。

2の「魅力ある観光地づくり総合支援事業」2,374万7,000円ですが、これは、本県観光を取り巻く環境を最大限に活用した観光誘客、スポーツ環境の整備、観光客をもてなす観光ボランティアの育成など、市町村等における地域主導による魅力ある観光地づくりの取り組みを促進するものであります。

次に、その下の(事項)国内観光宣伝事業費4,610万2,000円であります。

まず、2の「神話のふるさとみやぎ」誘客促進事業」2,810万円ですが、これは、神話を初めとする本県の観光の魅力を全国にアピールするため、効果的な情報発信を行い、全国からの一層の誘客促進を図るものであります。

次に、3の「東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業」1,000万円ですが、これは、東九州自動車道の開通を契機として、北部九州や四国地方等を主なターゲットに、本県の魅力及び新たな観光ルートなどを情報発信するとともに、大分県と共同して観光PRを行い、誘客促進を図るものであります。

次に、その下の(事項)国際観光宣伝事業費4,625万円であります。

1の「東アジア等観光誘客推進事業」ですが、

国際定期便のある韓国、台湾、香港での本県の知名度向上の強化や、近年、訪日需要が大幅に増加してきております東南アジア地域でも観光誘客を図るものであります。

次に、一番下の(事項)記紀編さん記念事業費3,325万1,000円であります。

まず、1の「宮崎の魅力再発見！県民総「語り部」化推進事業」として、県民向けのリレー講座や講演会、小学校等における出前授業を実施するほか、2の「神話のふるさとみやぎ」ブランド定着支援事業」として、神話を活用した地域の取り組みに対する支援や、大学や他県と連携した都市部におけるプロモーションを行うものであります。

以上が一般会計であります。

次に、263ページをお開きください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計であります。

(事項)県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費86万1,000円ですが、これは、施設の維持、補修費などであります。

次に、264ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計でございます。

一番上の(事項)国民宿舎「えびの高原荘」運営費1,693万6,000円、その次の(事項)国民宿舎「高千穂荘」運営費130万8,000円ですが、これにつきましても、施設の維持、補修費などあります。

次に、その下の(款)の科目、公債費3億668万3,000円あります。これは、えびの高原荘、高千穂荘の建設起債の償還金であります。

なお、特別会計は、別途配付の平成27年2月定例県議会提出議案の議案第9号及び議案第10号にもありますが、重複いたしますので、この説明にかえさせていただきます。

予算に関する説明は、以上であります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして御説明いたします。

お手元の資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況、6ページをお開きいただきたいと思ひます。

⑨県境を越えた観光交流・連携について、誘客促進に向けて、九州各県や関係団体等とより一層の連携を図り、広域的、戦略的に取り組むこととの指摘要望がございました。

本県への誘客促進を図るうえで、県境を越えた広域での取り組みを行っていくことは、大変重要でありますことから、南九州広域観光ルート連絡協議会を設立し、熊本県、鹿児島県と連携した取り組みを行うとともに、大分県と連携して東九州広域観光推進協議会を設立し、東九州自動車道を活用した誘客促進に取り組んでいるところであります。

また、九州各県と経済団体が共同して組織した九州観光推進機構を中心に、国内外からの観光誘客に取り組んでおります。

今後、本年3月末には香港線が就航するとともに、来年春には東九州自動車道北九州一宮崎間が開通することから、九州各県や関係団体等との連携をより一層強化し、広域的、戦略的な観光誘客に取り組んでまいります。

続きまして、議案第38号「神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例」について御説明いたします。

この条例につきましては、平成27年2月定例県議会提出議案（平成27年度当初分）のほうにも掲載してございますが、常任委員会資料のほうで説明させていただきたいと思ひます。

委員会資料の23ページをお開きください。

神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例

につきましては、11月議会の常任委員会で骨子案を説明させていただき、その後、パブリックコメントや観光審議会での御意見等を踏まえまして、若干の修正を行った上で、今回、提案させていただいております。資料では、条例案を四角で囲み、その下にその趣旨などを記載しております。

それでは、条例案について御説明いたします。

まず、条例の名称であります。前回の御説明の際は、仮称で観光振興条例としておりましたけれども、宮崎らしい名称にすべきではないかという御意見をいただいたことも踏まえ、本県ならではの貴重な観光資源である神話と、リピーターの獲得のため、おもてなしに代表される受入環境の充実が欠かせないことから、少々長くなりますが、2つの要素を盛り込んで、神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例としたところであります。

次に、前文であります。観光振興が、地域経済の活性化や活力に満ちた地域社会の形成につながる重要な施策であることを再確認し、本県観光の再興のために県を挙げて取り組んでいくという基本的な考え方のもと、条例を制定することとしております。

次のページをごらんください。

第3条の基本理念であります。ここでは、観光振興に携わる全ての方々に認識していただきたい観光振興の意義や考え方等を定めております。

25ページをお開きください。

第4条から第8条まで、関係機関の役割を規定しております。第4条では、県の責務としては、観光振興に関する施策を推進すること及び関係機関が相互に連携して観光振興に取り組めるよう、総合調整や支援を行うこととしており

ます。

第5条、市町村の役割では、地域の特性を生かした観光振興に関する施策を講ずるよう努めることなどを規定しております。

第6条の県民の役割につきましては、県民に対して特定の行為を義務づけるものではありませんが、地域の伝統行事や自然環境等の保全への協力だけでなく、県内の観光地を訪れるなど、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすとともに、旅行者を温かく迎えるよう努めることを規定しております。

26ページになりますが、第7条の観光事業者の役割としては、旅行者に快適なサービスや環境を提供し、旅行者の満足度の向上や地域の活性化に努めることなどを規定しております。

第8条、観光関係団体の役割では、観光情報の発信や旅行者の誘致、受入体制の整備等に取り組むよう努めることとしております。

次に、第9条の観光振興に関する基本方針であります。県は、ここに掲げる基本方針に基づき、観光振興施策を立案、実施することとしておりまして、①魅力ある観光地づくりの促進、②スポーツランドみやぎ、③MICEの誘致、④体験型観光その他の多様な観光への対応、⑤情報発信の充実や戦略的なセールス活動による誘客促進、次のページになりますけれども、⑥おもてなしの心の醸成や人材の育成、⑦全ての人々が安全で快適に観光を楽しめる環境づくり、⑧交通機能や街並み、自然環境等の保全など、観光基盤の整備促進、⑨広域観光の促進の9項目を規定することとしております。

28ページをごらんください。

第10条の観光振興計画の策定であります。知事は、観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光振興に関する計画を

定めなければならない旨規定いたしまして、観光振興計画をこの条例に位置づけることとしております。

次に、第13条、推進体制の整備であります。県は、観光振興施策を推進するための体制整備や、財政上の措置を講ずるよう努めるものとしております。

29ページをお開きください。

第14条、審議会の設置についてであります。観光審議会については、これまで宮崎県観光審議会条例に基づいて設置してはりましたが、今回、この条例にまとめて規定することとしております。

また、観光審議会の組織や任期など、条例で定めておく必要のある事項について、第15条から第19条に規定しております。

この条例は、平成27年4月1日に施行することとしております。

なお、既存の観光審議会条例は廃止し、この条例に改めて規定する関係で、今の審議会委員の扱いについて、経過措置を設けておるところであります。

観光推進課の説明は、以上であります。

○日下オールみやぎ営業課長 オールみやぎ営業課の平成27年度当初予算案について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、オールみやぎ営業課のインデックスがございます。267ページをお開きください。

当課の平成27年度当初予算は、一番上の左から2つ目の欄でございますが、4億831万4,000円でございます。

それでは、主なものについて御説明いたします。

269ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)貿易促進費5,178万5,000円は、貿易の振興や県産品の輸出拡大を図るための経費でございます。

主な事業でございますが、その下の2の「東アジアネットワーク拡充事業」3,934万2,000円でございます。こちらは、みやざき東アジア経済交流戦略を踏まえ、東アジアの拠点として上海及び香港事務所へ駐在員を派遣するとともに、台湾及びシンガポールに貿易アドバイザーを配置することにより、県内企業の海外取引や販路開拓のさらなる支援を行い、本県経済の国際化を図るものでございます。

3の改善事業「オールみやざき県産品輸出拡大総合支援事業」840万3,000円につきましては、後ほど委員会資料で御説明申し上げます。

次に、(事項)県産品販路拡大推進事業費1億4,780万5,000円は、県産品の販路拡大を図るための経費でございます。2の新規事業「ふるさと宮崎応援寄附金」振興事業」1,452万2,000円につきましては、後ほど委員会資料で御説明申し上げます。

その下の3の「オールみやざきによる県産品定番化・定着化促進事業」1,815万9,000円は、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターと連携を図りながら、商談会の開催や新規物産展の開催、研修・相談、アンテナショップ機能維持管理等に取り組むことにより、県産品の販路開拓や需要拡大を促進し、その定番化・定着化を図ることとしております。

270ページをお開きください。

中ほどにございます(事項)県外広報対策費6,164万円は、県外広報活動に要する経費でございます。その下、(1)の「県外みやざき応援団活動強化事業」616万7,000円は、みやざき大使の情報発信力や、みやざき応援隊のロコミ

パワーを活用することによりまして、みやざきの食や旅など、旬の情報をより効果的に県外へ情報発信するものでございます。

その下の(2)の「オールみやざき」発信事業」5,547万3,000円は、戦略的かつ統一的なプロモーションを官民が一体となって行い、県のシンボルキャラクターでございますみやざき犬も活用しながら、本県のイメージアップを図ることを目的としたものでございます。

それでは、お手元の常任委員会資料、15ページをお開きいただければと思います。

まず初めに、改善事業、オールみやざき県産品輸出拡大総合支援事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景でございます。

東アジアを中心とする海外市場の開拓に向けて、関係機関等が密接に連携し、現地バイヤー等との取引機会の提供や県産品のPR等を行うことにより、県産品の輸出拡大を図ることを目的としております。

2の事業の概要でございますが、(1)の予算額840万3,000円をお願いしてるところでございます。

次に、(3)の事業内容でございますが、海外での販路開拓のため、香港や台湾など、みやざき東アジア経済交流戦略上の重点国で開催されます見本市、商談会への出展を行うこととしております。

また、海外における県産品の認知度向上のため、現地スーパー等において県産品フェアを開催することとしております。

次に、16ページをお開きください。

新規事業、「ふるさと宮崎応援寄附金」振興事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景でございます。ふるさと宮崎応援寄附金の振興を積極的に進め

ることで、寄附金額の増加や本県の魅力の発信を図ってまいります。

2の事業の概要でございますが、(1)の予算額1,452万2,000円をお願いしているところでございます。

(3)の事業内容でございますが、寄附者に対するお礼といたしまして、県産品等の県の魅力を伝える品を送付をいたします。

また、寄附しやすい環境の整備といたしまして、新たにコンビニエンスストアでの寄附を可能とし、クレジットカード決済につきましては簡素化するなど、寄附者の負担を減らしまして、寄附しやすい環境を整えることとしております。

オールみやぎ営業課からは、以上でございます。

○岩下委員長 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。質疑につきましては、午後1時から行います。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

議案に対する執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

○太田委員 企業立地課ですが、この説明資料の255ページの説明の中で、企業立地フォローアップ等対策費だったですか、予算の組み方として6月分までの分をという言い方をしたような気がするんですが、通常、骨格予算ということですので、通年、これは最低必要なものはきちっと上げるのかなと思ってましたが、6月分ぐらいまでをと言われましたか。

○津曲企業立地課長 このフォローアップ等対策費、全体額が6,200万円余りあります。これは、

説明の欄をごらんください。1と2に分かれてまして、1は通年の分で組ませていただきました。2の補助金につきまして、大半を今度の6月補正に上げさせていただくということで、補助金の夏ごろまでの申請額をここに上げさせていただいてるという現状でございます。

○太田委員 これは、もう技術なことですから、とやかく言うということじゃないんですが、特別これだけが6月補正のときにやりますということで、当面必要な分だと聞いたものですから、通年を考えて、明らかにある分ということで、基本的に予算を組まれるのかなと思ったんですが、そういうやり方も政策の中にあるということですね。ほかにもそんなのがありますか。今まで聞いた中で、6月までとかいうような組み方はあんまり聞かなかったもんだから、私は、一応骨格は通年で考えて、最低限必要というのは最初に承認、議決を受けておるといように聞いてたものですから、こういう場合もあり得るということですか。

○津曲企業立地課長 私ども企業立地課も、財政当局といろいろ相談する中で、これを肉づけ予算の中に入れるか、骨格でつくるかということで、もともと企業立地補助金は大きいものですから、どの時期に上げるかというのはやはり大事なのかなということで、今回、肉づけ予算の性格上、やはり新規性を出したり、いろんな格好でということで、よろしく申し上げます。

○太田委員 わかりました。これは、別にけちつけるつもりではありませんので、事業によってそういうものがあるということですね。

今度は常任委員会資料のほうのふるさと応援寄附金というのですが、これは、今回初めてお礼の品をつけるということですね。各県では、こういうのに既に取り組んでおったところも

あったわけですが、その辺の議論は何かあったんでしょうか。

○日下オールみやざき営業課長 おっしゃるとおり、今回、初めてお礼の品として、このふるさと宮崎応援寄附金をなされた方に対して贈ることといたしますが、各県の状況というのを昨年度の時点で見ますと、半分以上の県で、何らかのお礼の品というのを設けておりました。やはりそういった中で、本県についてもしっかりとこの寄附金をいただく、また、あわせて県産品のPRを図っていくという意味でも、こういった形で今回、お礼の品を設けたほうがいいのではないかということで、このような制度を組み立てさせていただきました。

○太田委員 これは、総務部関係のほうでしょうけれども、寄附金がふるさと納税というような形で入ってきて、今度は逆に減免をしないといけない立場がありますよね。その辺の関係は、今まではどうだったんでしょうか。入ってきて、そして、今度は逆の立場の人たち、ほかの県にふるさと納税をした人が、今度は宮崎県にその分の減免をお願いしますという、そういう出入りの関係はどう見ておられますか。

○日下オールみやざき営業課長 本県から他県へのいわゆるふるさと納税と言われているものの総額は、平成24年が2,432万6,000円ございました。本県に住んでいる方が他県とか、他県の市町村に寄附をされた総額です。

一方、他県に住んでいる方が宮崎県及び県内の市町村に対して寄附をされた実績というのは、平成25年度で、県と市町村を合わせるともう3億を超えておりますので、そういった意味で出入りとしては、本県全体で見ますと、年度的には、ずれた数字ではございますが、おおむね入りの方が圧倒的に多いという状況はあるのかな

と認識はしております。

○太田委員 わかりました。入りのほうが多いということで、いわゆる過疎地域というか、そういうところこそ恩恵をこうむるべきだろうと思って、そういう結果は出ているということですね。

このお礼の品は県産品ということですから、公的なもので宮崎県の県産品を多少応援してるということも加味されるだろうと思うんです。そういう制度としてはいいとは思いますが。

ただ私は、これは、悪いイメージは余り植えつけたくはないんですが、ふるさと納税というのも一過性のブームになってもいかんし、寄附というものの自体が、財政法上強制であってはいけないとか、あの辺の部分がありますので、こういういい意味で誘発されながらという取り組みではあると思いますが、余りこれに足を踏み込むと、本来は税できちっといただかないかんのが、そういう人の善意の中で解釈されていくっていう財政のあり方というのは、ちょっと本来のものじゃないですよという意味では、少しそこ辺に思いも持って、明るいイメージで取り組んでいただきたいとは思っております。

○外山委員 ふるさと納税をしたときに、これは、個人的には来年度減税措置がとれるんですか。

○日下オールみやざき営業課長 寄附をされた方については、住民税であったりだとか、所得税が減免をされるという形になります。

○外山委員 例えば、10万寄附するでしょう。来年の申告のときに、それは10万円を納めたという証明書をつけて出すと、税務署のほうはその分をきちっと認めてくれるということですか。

○日下オールみやざき営業課長 はい、確定申告をいたしますと、その方の所得に応じて上限

がありますが、2,000円分は手出しになりまして、寄附額から2,000円を差し引いた額が税額から控除されるという仕組みになります。今おっしゃった、例えば、10万円を寄附された方は、その所得が相応の方であれば、9万8,000円分が税額から控除されて、2,000円だけはいわゆる手出しというような形になるというものでございます。

○外山委員 これは、会社の場合も、法人事業税を払うときも同じですか。

○日下オールみやざき営業課長 そうですね、通常は個人が行う場合というのを想定しておりますが、企業のケースについては、済みません、ちょっと確認をさせていただきます。

○外山委員 わかりました。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○後藤委員 確認なんですけれども、やはりこの応援寄附金、各県が半数以上という議論の中で、私は、これは、大きな問題だと思うんです。お礼という言葉が出てきますけれども、本来はPRしてもらおうとか。というのは、小さな町村はもうつけるのが当たり前で、全部競い合うように今なってます。その反面「いや、ふるさとを思う心でするんですよ、そういうものは要りませんよ」と、受け取らない方もいらっしゃるのもちょっと聞いたもんですから。お礼というのが前面に出てくるよりも、やはりPRしてもらおうとか、そういうふうに変えていかないと、それこそ各県との競い合いになって、本来の気持ちとはちょっとかけ離れるところが……。どういふ議論があったか、ちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○日下オールみやざき営業課長 確かに応援寄附金という制度は、やはり自発的な思いで宮崎県を応援したいと、そういった方が寄附をされるというのが本来のこの制度の趣旨なのかと思

いますので、おっしゃるとおり、いわゆるお礼の品で「釣る」というようなのは、確かに本来の趣旨からすると、余り本筋ではないのは確かかなとは思いますが。

そういった意味でも、これは、私どものお礼の品も、余り割合が高過ぎるような物というか、いわゆる返礼割合をそこまで高くしないような形の制度設計にはしようと考えております。

そのような中で、しっかりと本来的な趣旨からすれば、やっぱり本県のファンをふやすことが本筋ですので、そのための取り組みというのはいろいろ幅広くやりながら、結果としてそういった寄附がふえるような形に持っていきたいなと思ってます。

○中野委員 今、例えば農業、工業、観光とか全体を見てると、デフレ不況でかなり数字が引込んでるし、これからもまだふえる要素がない。そういう中で、観光は元気があるのかなと思ってるんですけども、今、一番興味があるのは、中国から東京に来る爆買い。あれを見てると、今、1回目は例えば東京とか京都に来て、2回目はやっぱり地方に行くとか。それと、そういうツアーが来ると必ず地方を1件入れんといかんというので、島根県は必ず行ってるとか、テレビでそんなことやってたわけ。今、オリンピックの話がよく出てるけれども、オリンピックは、前後も含めた期間中にどれぐらい人が来るかという話で。やはり宮崎県1県で頑張っても難しいかなと。それと、中国からの客、近い将来九州全体あるいは南九州で取り組むべきじゃないかなと思う中で、そこ辺は、さっきの宣伝費の中でできる話じゃろうと思う。

それと今回の免税店、ああいうのは、今、免税店があるのは飛行場だけかな。例えば、今後はイオンとかヤマダ電機とか、ああいうところ

に積極的に働きかけて、とりあえず免税店をふやすとか、そこ辺の考えはどうか。

○田中商工政策課長 まず、免税店のほうからいきますと、大体昨年末時点で20店舗ほどとっておられます。例えば、山形屋さんですとかボンベルタさん、それから、もちろんイオン宮崎とか。そのほかにもございまして、昨年末の段階で20店舗ほどあります。

これは、きのう御説明しましたけれども、あの事業で2.5倍の50店舗以上には持っていききたいなと思っておりまして、中国からのお客様とか、そういった消費を取り込んでいきたいと思っております。

○茂商工観光労働部長 中国の関係ですけれども、私が知るところでは、これまでは東日本大震災の被災地を必ず1カ所入れないといけなかったというのが、それは制限がなくなると聞いてます。それとあわせて、今まではすごいお金持ちだけでしたけれども、最近、そこそこのお金持ちでも日本に来ていただけるというふうな形で規制緩和されてるということで、私たちも非常に中国からのお客さんというのは期待をしております。

先ほどから免税店というお話もありますけれども、従来は、いわゆる大型のチェーン店というのはかなり進んでまして、いろんな機器の話もありますけれども、そういういろんな技術的なものも進んでいまして、大手のチェーン店はかなり免税店をとってるんです。ただ、一番問題なのは地場のところとか、それとかいわゆる商店街です。このあたりが、まだまだ取り組みが進んでいないものですから、私どもとして考えてるのは、個々のお店もそうですけれども、あとは商店街です。例えば一番街とか若草通りとか、そういうところでまとめて窓口をつくっ

てやれることになりましたんで、そういうことで、そのあたりで買い物をしていただいて。今までは、一つの店で5,000円とかいう制限もありましたけれども、これからは複数のお店でもいいということになりますと、非常に対象が広がってきますので、そういった形で私どもは非常にチャンスだと思っております。これについては、これからも力を入れてやっていきたいと思っております。

○中野委員 ぜひそこ辺は、国富に住んじよると情報がなかったけれども、(笑声) 田舎はぜひ。それは、トータル的に言えることだし。

それともう一つが、今、農業も本当にもう後継者不足。もう、俺の周りでも10人が農業すると、後継者は3人、3軒ぐらいおればいいが、先がなかなか見えんわけ。その中で、やはり宮崎も製造業がかなり減ってるよね。この間あった経済センサスで、宮崎が対前年度従業員減少率が2番目に来たり、かなりいろんな……。そうなる、やっぱり今いろんなところで新しい起業家、フードビジネス、これもなかなか難しい、そうなる、既存の事業所、そこ辺を守るだけという話かなと思ってるけれども。

そういう中で、要望でいいけれども、さっきの保証協会の数字、いろいろもらうときに、もうちょっと分析を。今度の弁済高と件数を見ると、単純に件数で割ると、1件当たり1,000万以下ぐらいの弁済になるわけ。大きいところを引いたらまだ小さくなる。1,000万以内ぐらいの弁済というのは、中がどうなってるのか。保証協会、銀行やらと相談して1年とか延期できたりするわけです。今、いろいろ見ると、中小企業も、今まで債務超過の分はかなり厳しくやってたけれども、将来が展望できれば、その分は債務超過に見ないとか、かなり金融緩和を入れるから、そこ辺を含めてもうちょっと保証協会

の代弁率、九州管内と比べて、外に出す必要はないけれども、議員が要望したときはもらいたいので、ぜひそこ辺、しっかり分析をお願いします。

それともう一つ、条件不利地域は具体的に言うところになるんですか。

○川畑金融対策室長 条件不利地域としまして、今回対象にしておりますのは、地域振興5法の対象地域ということで、過疎地域自立促進特別措置法とか、山村振興法などの5法の対象地域となっております。

○中野委員 町村名は。

○川畑金融対策室長 県内26市町村のうち、21市町村が対象となっております、うち一部の対象となるのが6市ということでございます。

○中野委員 はい、わかりました。

○宮原委員 観光推進課で260ページ、MICE誘致促進というのが1億1,300万出てます。骨格予算だからといえばそこまでなんですけど、前年度と大体同じような金額になってると思います。知事の提案理由とかを聞く限りは、MICEに物すごい力を入れるんだというような雰囲気聞き取れたんですけども、これは今後、予算は肉づけで伸びてくる状況になるんでしょうか。あと、いきなり誘致が成功するということではないんでしょうけれども、経費的なものは、逆にその分積極的に予算を投入し、そして、やはり働きかけというのは必要だと思うんです。だから、そういう部分で肉づけになったときには、伸びていく方向になるんですか。

○孫田観光推進課長 MICEの予算につきましては、現在は年間トータルの金額となっております。

○宮原委員 先ほど言ったように、知事がそういうMICEの話が提案理由やらに出てきてる

ので、そうであれば、その分力を入れてるよという予算でないと、限られた予算でそんだけ頑張りますよと言われてたらそこまでなんですけれども。そういうような予算づけのほうが、皆さんたちが積極的に活動できるんじゃないかなという思いがありましたので、そのあたりについては、補正というのものもあるでしょうから、やはり積極的に動いて予算が足りないんですよというぐらゐの状況があったほうがいいんじゃないかなと。そこをぜひ課長にはしっかり頑張って提案をしていただきたいなというのを要望しておきたいと思います。

もう一点、国内観光宣伝事業がここに載ってて、東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業というのが、1,000万のってますが、今、テレビを見ると、どうも大分のおんせん県とかを売り込んでるテレビ番組を結構目にするんですけど、そういったものはテレビ番組がつくってるんだということであれば、もうそれにこしたことはないんでしょうけれども、宮崎のも大分で流してほしいということで、県のほうもそういったような宣伝費みたいなものを出していることはあるんでしょうか。

○孫田観光推進課長 東九州自動車道開通に伴います観光誘客の事業なんですけれども、民間のテレビCM、これは、宮崎県側でしたら大分県で放送してるので、宮崎県内では放送しませんので、そこは目につかない部分かと思います。一方、共同でお互いの地域の新聞紙面を貸し切った広告を打ったりといったものは、別途この中で措置をしております。

○宮原委員 措置をしているということですから、私の場合、今課長が言われたように、大分の番組は見られないので、流れてるのかどうかわからないんですけども、流れてると思えばい

いんですね。わかりました。

○**新見委員** 委員会資料の16ページです。先ほどから議論になっているふるさと宮崎応援寄附金のことですが、お礼の話は置いといて、寄附しやすい環境を整備する、これは本当にいいことだと思うんですが、コンビニでの納付、自動車税のコンビニ納付がありますが、あれでかなり進んでますので、こういったコンビニ納付を採用することによって、今回のこの寄附金もふえるんじゃないかと思うんです。技術的なことなんですけれども、クレジットカードでの決済、従来の決済のやり方と、今回スタートする即時決済の違いをちょっと教えてください。

○**日下オールみやざき営業課長** これまでは、1回県のほうに番号をとるための申請をさせていただいて、県が番号を発行して、ウェブでふるさと納税をされる場合には、その番号を入力するような形でカード決済を行う必要があったわけですが、今回の制度改正後については、特段県への事前のこういった番号をとるための申請は不要にして、もう直接にウェブサイトにおいてカードを使った決済をする。いわば、ウェブでいろいろなものを購入されるケースとかと同じようにできるような形にすることを予定しております。

○**新見委員** かなり簡素化されたことによってふえることが期待できますね。

それともう一点、企業立地課ですが、十数年前に、雇用の場の確保ができるということで、コールセンターを全国各地が地元呼び込みという動きがあった中で、本県でもコールセンターを誘致するために、通信費の大きな補助をスタートさせてましたが、コールセンターを誘致する際の通信費の補助というのは、現在も行われているんですか。

○**津曲企業立地課長** 通信費のほぼ半分というような格好で、期間を決めて支援させていただいております。

○**新見委員** その通信費の補助は、255ページの企業立地促進補助金の中に入ってるんですか。

○**津曲企業立地課長** はい、そうでございます。大体1年間分を翌年という格好になりますので、皆様、この上期の時期というのは申請が少ないのが多い状況です。

○**渡辺副委員長** 説明資料のほうで、オールみやざき営業課のところですが、270ページ、県外広報対策費6,164万円と当初予算でなってますけれども、昨年から比べると1,000万ぐらい減ってるわけですが、これは、骨格なのでこの規模で、6月補正なりでこの分野についてはまだ予算がつくと考えておけばいいのか、それとも、現時点ではこれだけですかということなのか、そこはいかがでしょうか。

○**日下オールみやざき営業課長** 県外への発信事業、広報対策につきましては、今、肉づけにおいても措置をすることを検討はいたしているところでございます。

○**渡辺副委員長** もう一点、同じところで、先ほど課長の御説明にもありましたが、オールみやざき発信事業、統一的な県のイメージ戦略のための対策であるというお話がありましたが、去年の予算でも、その準備費用というか、それを考えていきますというような予算がついてたと記憶してるんですが、その検討の結果というか、方針というか、そこは現時点ではどんな形になってるんでしょうか。

○**日下オールみやざき営業課長** おっしゃるとおり、今年度、県内外へのアンケートを実施して、本県のイメージがどういったところにあるのかを把握をしたり、また、有識者の方々にい

ろいろ御意見をいただく場を設けたり、そういった形で今年度、統一的なプロモーションを行うための準備というのを進めてきておりました。

今年度については、まずその準備ということで、今ちょうどまさしく進めている状況でございます。その打ち出しにつきましては、年度明け以降に行いたいなどは思っているところでございます。

○中野委員 今、オールみやざきと観光振興、俺は、ちょっとすみ分けがようわからん。例えば、東京オリンピックなんかを目指して、南九州とか宮崎にエージェントを頼んで、ツアーをつくらせようとするときに、金を出したりするわな。そんなのを仮にやろうとしたときには、どっちがするわけ。

○孫田観光推進課長 特別な事情がない限り、観光推進課のほうが担当になると思います。

○岩下委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 ないようですので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○孫田観光推進課長 宮崎県観光振興計画（素案）につきましては、別途冊子として配付しておりますが、常任委員会資料のほうで説明させていただきたいと思います。

委員会資料の31ページをお開きください。

この計画は宮崎県総合計画を具現化するための観光に関する分野別計画でありまして、計画期間を平成27年度から平成30年度までの4年間としております。

まず、本県観光の現状と課題を分析するために、観光を取り巻く環境の変化及び本県観光の現状の2つの視点で現状を整理しております。

観光を取り巻く環境の変化では、人口減少、

少子高齢化の進展や訪日外国人の増加、情報流通ルートの多様化など、本県観光の現状では観光入込客数が低い水準であることや、スポーツキャンプ・合宿が好調であることなどを整理しております。これらの現状分析を行い、その下に記載しております課題として抽出したところであります。

課題でございますが、長期滞在してもらえようような魅力的な観光地づくりを進める必要があるということや、おもてなしや受入環境の整備、二次交通アクセスの改善、スポーツキャンプ・合宿の受入強化、外国人誘客、MICE誘致、快適な情報環境などへの取り組みが必要であるということ等を挙げております。

次に、主な数値目標といたしまして、観光入込客数、延べ宿泊客数、それに伴う観光消費額が順調な伸びを示すことが観光振興の大前提になるかと考えておりますので、それらを指標として目標を掲げております。

観光入込客数につきましては、県内客を20万人、県外客を30万人増加させ、訪日外国人を19万人から40万人へと倍増させるという考えから、全体で1,518万人から1,590万人とすることとしております。

観光消費額につきましては、宿泊客をふやすことに重点的に取り組むことで、1,545億円から1,650億円に増加させることとしております。

延べ宿泊者数につきましては、県外客や訪日外国人を取り込み、372万人から400万人に増加させることとしております。

なお、別途配付の素案のほうに記載しておりますが、このほかスポーツキャンプ、MICEなどに関しても、個別の指標と数値目標を掲げておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

これらの課題や数値目標に向かって、本県観光施策を総合的かつ計画的に推進していくため、施策の基本的方向として、右ページであります。が、何度も訪れたい魅力ある観光地づくり、「スポーツランドみやざき」の推進、訪日外国人の誘客促進、「みやざきMICE」の確立、効果的なPRと情報発信の5つを柱として推進してまいりたいと考えております。

柱の1つ目の何度も訪れたい魅力ある観光地づくりは、神話などを初めとするその地域ならではの観光資源の掘り起こしと磨き上げを行い、人材育成、受入体制の整備などを進めるということでもあります。自然や風土を生かした体験型・滞在型の観光メニューの開発や、交流会や研修会を通じた観光事業者間のネットワークづくり、県内の移動環境の利便性向上に向けた取り組みなどを展開していきたいと考えております。

2つ目が、本県観光の大きな特色である「スポーツランドみやざき」の推進であります。具体的には、老朽化したスポーツ施設の改修や受入体制の整備、東京オリンピック・パラリンピック等を見据えたキャンプ・合宿誘致、ウォーキングなどを活用したスポーツツーリズムの促進などを掲げております。

3つ目が訪日外国人の誘客促進であります。今後、増加が見込める訪日外国人を本県に呼び込むため、主要観光地へのWi-Fi整備促進などの受入環境整備や、ターゲットを絞った旅行商品等の検討・提案、観光ガイド育成のための研修会などを行うということでもあります。

4つ目が、「みやざきMICE」の確立としまして、大きな経済波及効果が見込まれるMICEの誘致を促進するということでもあります。全国有数の受入環境を生かし、官民連携による推

進体制の整備や、神楽などを活用したナイトメニューの充実、対応窓口の一元化などを進めていきたいと考えております。

最後に、効果的なPRと情報発信であります。多様化する観光ニーズに対応したPR・情報発信のため、ターゲットを明確にした市場別戦略を策定し、メディアやICT等の活用を進めます。具体的には、メディアや旅行会社等の招聘ツアーの実施、県観光情報サイト旬ナビの充実などを行うということでもあります。

なお、本計画案につきましては、今後、パブリックコメントを実施し、観光審議会での審議を経た上で、6月議会において提案させていただきたいと考えております。

観光推進課の説明は、以上でございます。

○岩下委員長 その他報告事項に関する執行部の説明が終了しました。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上で企業立地課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。

総括質疑の準備のため、暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時37分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これより総括質疑を行います。商工観光労働部全般について質疑はありませんか。

○川畑金融対策室長 先ほどの外山委員の御質問につきまして、再度回答させていただきたいと思っております。

机上に損失補償金の実績の推移という資料をお配りさせていただきました。今般の平成27年

度当初予算では、過去の損失補償の実績等を勘案しまして、昨年度と同額の1億8,000万円を予算としてお願いしているところでございます。

過去の実績につきましては、お手元の資料のとおりでございまして、多い年では20年度に1億5,000万円余り、22年度に1億1,000万円余り、26年度に1億3,000万円余りとなっております。

会社名は申し上げられませんが、大型の倒産等が発生いたしますと、損失補償額が大きくなる傾向にございます。

○外山委員 年によって相当金額に差があるというのは、大きな倒産があると金額がかさんでいくということですね。銀行はリスクをとりたくないから、融資の申し込みがあったら大概保証協会に投げるんです。保証協会に判断させて、保証すると言えば銀行が後からついてくる。ですから、私はこのくらいの金額、1億8,000万、こういう金額を多目に設定して、中小企業、零細企業を支援するという県の姿勢を考えたら、ここは非常に厳しいけれども、ここで支援してやったらこの企業がまた頑張って、来年以降よくなるだろうというものに思い切って保証をして、それが場合によっては失敗することもあるかもわかりませんが、そういう姿勢は行政として必要だと思う。だから、余分に予算化して、余ればさっき言われたようにまた戻すと、そういう形で今後も取り組んでいただきたいと思います。わかりました。

○日下オールみやざき営業課長 先ほど外山委員から御指摘のありました企業の寄附の場合の扱いということでございますが、企業が県に対して寄附することは可能でございますが、その場合につきましては、全額が損金算入されるという形の取り扱いになっております。企業の場合

は、今回のいわゆるお礼とかの対象にはしないということで考えております。

○外山委員 企業も全額対象になるということですね。個人の場合は、いろんな線引きがある。そこ辺の細かい仕分けの仕方を後でいいからください。県外に金持ちの友人が何人かおるから。(笑声)そこ辺に言って、税金を納めるよりは、宮崎に寄附してくれたら、土産のうまいもんが届きますよとPRしたいと思いますから、後で詳しいことを教えてください。

○日下オールみやざき営業課長 そのような形で対応させていただきます。ありがとうございます。

○後藤委員 金融対策のみやざき成長産業育成貸付の拡充で、フードビジネス、東九州メディカルバレー構想、新エネルギー、今回海外展開ということで、地域に根差した成長産業づくりという大きなテーマで、新年度に向けて走られる中で、金融政策の応援をしていくと。

きのうも御説明がありました東九州メディカルバレー構想、企業立地でも出たんですけれども、全体的な支援をするコーディネーターの配置に、今回、新たに挑戦されるようですけれども、特に東九州メディカルバレー構想のコーディネーターは、どういうスペックというか、どういう方を立てられるのか、そこをお聞かせ願います。

○富山産業集積推進室長 現在、東九州メディカルバレーで、2名のコーディネーターをお願いしております。この来年度の予算にも反映をさせております。この2名の方、1名は、あらたにものづくり企業が医療機器産業等に参入するために、その参入を支援するという目的で配置をさせてもらっております。その方は、元大手医療機器メーカーの工場長を経験された方で、

ある程度薬事法にも——旧薬事法ですが——詳しく、それから、研究開発や製造現場のさまざまなことにも詳しい方でございます。

それから、もう一人、これは、関東に在住の方なんです、販路開拓を主にお願いしているコーディネーターがでございます。そのコーディネーター、現在お願いしている方は、大手の外資系の医療機器メーカーを経験された方で、現在も個人的に海外も含めて医療機器の関係のコンサルタントをされてる方で、月に6日程度でございますが、活動をお願いしているものでございます。

そういった方で、引き続きそれくらいのスペックを持った方をお願いをしたいと考えております。

○後藤委員 コーディネーターにより体制整備して、いろんな企業の参入を促して、販路開拓で一連の流れができてるということでよろしいですね。

○富山産業集積推進室長 ものづくり企業さんが、初めてそういったところに関心を持って参入したいと、そういうステージの企業さんから、既に医療機器についてかなりやってるけれども、もっと実績を伸ばしたいというところで、販路開拓を目指してらっしゃる企業さんの支援まで、一連の各ステージに応じて支援メニューを準備しております。

○後藤委員 そういった参入企業、それこそマッチングじゃありませんけど、ミックスして連携をとり合って対応していただくありがたいなと思いますので、これは要望としておきますので、よろしくをお願いします。

○外山委員 まず、青島の県立植物園の改築を今やっておるといいます。本年度で建物は終わって、外のほうが来年度ということで、これ

都市計画課が窓口となっておりますが、同じ常任委員会なんです。都市計画課の設計でやっていって、建物はまだでき上がってないか、私は見てないんですが、すばらしいトイレをつくらうよという話をしてきましたね。そして、女性用のスペースをふやす。もちろんウォシュレット。日本一すばらしいトイレをつくりましょうと。都市計画課のほうもそういうことで努力をしますということで、楽しみにしておるんです。

こういう植物園ができ上がったときに、これを観光の目玉としてPRしていく必要がある。しかし、都市計画課はあんまりそういう分野では専門じゃないと思うので、そこを特に観光の担当のほうに、エージェンタなりそれからメディアを使ってのPR、そういうところに取り組んでいく必要があると思うんですが、観光推進課長、どうでしょうか。

○孫田観光推進課長 今回、青島のほうで整備が進んでおります植物園につきましては、かなり老朽化が進んでいたものが全く新しいものに生まれ変わるということで、観光の資源として大変ありがたいことだと思っております。

この植物園は青島の一つの資源ということで、青島観光につきましては、青島神社、島そのもの、そして参道、その周辺といったものを含めまして、全体としてのPRをやっていく上での一つの大きな玉になるかと思っておりますので、今後の観光ルート開発、あるいはエージェンタ等の働きかけにおきましては、その点についても十分活用してまいりたいと考えております。

○外山委員 宮崎県としては久々ですよ。こういう施設を改築したのは、よろしくお願いたします。

それからもう一点、本会議でも自民党の横田会長から、質問がありました。西都原の世界遺

産、それについて知事の答弁で、積極的に登録に向けて取り組むということですが、今、教育委員会の文化財課のほうに専門主幹を1人置いてあります。これは、全庁的に取り組む問題で、教育委員会だけがやっていけばいいというものでもない。それは、商工、総務政策も関係するでしょう。そういうところの今後の取り組み、商工の事業予算の説明では、特段その件には何も触れてないんですが、商工の立場として、これを全庁的に取り組んでいくためのスタンスといますか、そういうところはどのようにお考えでしょうか。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 西都原古墳群を初めとする本県の古墳の世界遺産を目指していこうということをごさいますして、私どもとしても、県として一緒にやっていくべきだということであります。今年度につきましては、教育委員会と連携しながら、一緒に文化庁にお話を伺いに行ったりとか、西都原でありましたシンポジウムの企画に入り込んで、一緒に考えていったりとか、お客さんと呼んできて、その評価をしていただくとかいうところを共に進んできたところと、そういう気持ちでやってきたところがございます。

ただ今後、内容を進めていくためには、やはりある程度の形をつくっていくことが大事だろうと思っております。この中で、今、教育委員会のほうでは、世界遺産を目指していく上で、少なくとも宮崎市の生目古墳群でありますとか、それから、新富町の新田原古墳群でありますとか、そういったところも含めたコンセプトというのが必要だろうということがありましたから、関係する宮崎市、それから新富町にもお声がけをしまして、今後、どういうふうに進めていこうかという協議を事務的には始めたところでご

ざいます。

そういった形での体制を整えていくという意味で、関係する2市1町、県という形での枠組みを、できれば27年度に勉強会みたいな形でも立ち上げができればいいのかなということで、今、考えながら進めているところでございます。

あわせて、庁内におきましても、関係する課が集まった形で、一緒に考えながら進めていく体制が必要だということも感じておりますので、総合政策部のほうにもお話をしながら、そういう体制を考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

○外山委員 今言われたような形で動いていこうということですから、積極的にやっぱり観光の立場は立場として、総合政策課あたりにも話をしながら、大きな組織は要りませんから、全庁的な連絡調整というか、そういうものを早く立ち上げてスタートしていかないと、すぐ1年たってしまうから、私も、この世界遺産のめどがたつまでは死ぬわけにいかんし、(笑声) よろしく願いをしておきます。

○渡辺副委員長 今度の予算の中にあるわけじゃないんですが、3年ぐらい前に県立美術館の壁を使って、プロジェクションマッピングをやったと思うんです。記紀編さん絡みだったと記憶してるんですが、私は2回見に行ったんですけども、固定化してずっとやるのかなと思ってたんですが、その後はなくて。いい取り組みで、その時々宮崎の観光面のアピールの素材を毎回変えていったとしても、これは固定化すれば、それなりに県民の皆さんにも楽しんでもらえるし、観光資源とまでは言えるかどうかわかりませんが、定着したイベントとなったらいいんじゃないかなという印象を持っておったんですが。あれは、あくまでも、1回やってみま

しょうかというものだったのか、その辺はいかがでしょうか。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 プロジェクトマッピングにつきましては、記紀編さん記念事業のスタートの年ということで、県民の皆様いろいろな形で認知をしていただきたいということで、その年はかなり県内のイベントを打っておりまして、その一つとしてさせていただいたということございまして、その後、ちょっとそちらの方面では実施していないということございまして。

○渡辺副委員長 わかりました。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、その他で何かありませんか。

企業立地関係で、ぜひお願いしたいというのが、企業立地で首都圏に対して積極的に、熱意を持ってやっていますというのはわかるんですが、我々の地元にしても十数年間ほとんど誘致企業なしで、働く場がない。そういった意味では、首都圏、県外からの企業誘致も大事なんですけれども、その地域を知ってる県内の企業、例えば、串間だとあいった農産物があると、あいった企業があると、そういった県内の地元を知ってる企業に対して立地をしていただけないだろうか。それこそ、知事が首都圏に行ってトップセールスをするよりも、企業立地の担当の皆さんが、県内を熟知してる皆さん方に呼びかけていただいて、過疎地、郡部に対して県内の企業の誘致です。そういったのを働きかけていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○津曲企業立地課長 頭の痛い話を今からします。実は私ども、なかなか大変なところを今お聞きしながら、できてないんです。これは、引つ

こ抜かれる市町村のこともございますので、それぞれ地域で企業立地の協議会をつくらせていただいております。例えば、県南から延岡に出かけていってやろうかという話になりますと、県庁の立場としましては、やはり県外から連れてくるときは、心を一つにできるんですが、西諸から宮崎の企業を取ってこいという話も、1年前の委員会で同じように言ってたんですけども、やはりなかなか難しい。市町村に、情報提供は十分できてます。私たちも、いろんな市町村さんに県内の自動車産業はこういう動きをしていますよとか、こんなところにありますよという資料も御提供できるんですが、県職員が先頭に立って動くと、やっぱりなかなか難しいのかなというところがございまして。これは本当に、私も串間出身でございまして、串間にないじゃないかと言われてるのは、もう何年も言われ続けてます。ただ、これは実現しないだけで、視察とか、市役所から行って御説明をしてもらってるといのは、結局、私たちは去年、新たな施設を宮崎に持つてくるためにということで、1,700社余り回りました。今年度は、もう間もなく1,700になります。ことしは、今、35ぐらいの「勝ち」ですけれども、実はその1,700の大半は「負け」でございまして、その負けを続ける中で、みんなでやっぱり、本当に今一番事情がわかる、県内から、あっちから、こっちからというのが本当はベストかもしれないんですが、なかなかパンドラの箱のような気がしまして、個人的によろあけんというのが実情でございまして。

○岩下委員長 なかなか難しいというのはわかるんですが、県外から持つてくる、それが企業誘致としてはいい働きになると思うんですけども、ただ、地域の特産品とか、フードビジ

ネスとか、地域の特色を生かすということになれば、例えば、都城から県南のほうに工場を誘致するとか、あるいは食品関係の中で例えば県南に出ませんかということで、奪い合いというよりも、その地域を生かすと。現実の話をつもするんですけれども、働く場がないというのはどんなに厳しいことか、ぜひ、限界集落やらちょっと歩いてみてください。声がかかるのは、どっか仕事はねえじゃろうかい、私に合うような仕事はねえじゃろうかいというのをまさに直接聞けますので、ぜひ、ローカルを歩いていたいて、企業誘致、何人でもいいんです。それは、10人、20人でなくても構わないんですけれども、5人でも6人でもいいと。そういった関係で、ちょっと視点も、県外も大事ですが、ローカルを含めて県内企業の企業立地、これもひとつ少し目を向けていただきたいなということ要望しておきます。涙声になりましたけれども、よろしくお願ひします。

○茂商工観光労働部長 中山間地域とか過疎での立地は、なかなか厳しいというのが現実ですし、県外から引っ張ってくるというのも苦戦してるというのはあるんですけれども、私ども、中核的企業を育成しようということで、一生懸命これから取り組もうとしております。今、県内にある企業が移転ということじゃなくて増設をされる場合には、現在地でできないと言ってるようなことがある場合には、今おっしゃるように、地域の実情を理解しながら、もしできるようであれば誘導していきたいとは考えてます。

ですから、まずは中核的企業を育成していつて、底上げを図っていくということが非常に大事だと思います。その点、一生懸命またやっしていきたいと思ひます。

○岩下委員長 部長を初め立地課長、どうぞよ

ろしくお願ひをいたします。

そのほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 分休憩

午後 2 時 10 分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。

部長の概要説明後、3課ごとに班分けして議案の審査を行い、最後に総括質疑の時間の設けることといたします。歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、初めに管理課、用地対策課、技術企画課の議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○大田原県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願ひいたします。

今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料によりまして、その概要を御説明したいと存じます。

申しわけありません、座って御説明させていただきます。

資料の目次をごらんください。

御審議いただきます議案を担当課ごとに記載しております。平成27年度当初予算の関係議案

のほか、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例ついてなどの議案となっております。

次に、資料の 1 ページをお願いいたします。

平成27年度の当初予算案におきます県土整備部の主要施策の概要を記載しております。県土整備部としましては、県政の直面する課題の解決に向けまして、平成27年度事業を検討するに当たっての視点であります人口減少問題の克服、将来の発展と地域を支える人材づくり及び宮崎のおもてなしの磨き上げと魅力の発信に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資料の 2 ページをお願いいたします。

県土整備部の当初予算一覧でございます。平成27年度予算は、一般会計と特別会計を合わせた部予算合計では、一番下の段の右から 2 番目にありますとおり551億7,209万3,000円、前年度比は、その右側にありますとおり、骨格予算でありますので、74.8%となっております。

また、資料の10ページ以降に条例の一部改正や主な重点事項などの説明資料を掲載しております。

議案を初め、別冊で配付しております決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして、担当課長からそれぞれ説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○福嶋管理課長 管理課でございます。

まず、県土整備部の当初予算の概要について御説明をいたします。

委員会資料の 2 ページをお開きください。

この表は、先ほど部長も説明いたしました、県土整備部の当初予算額を一覧表にして取りまとめた総括表でございます。

平成27年度当初予算は、右から 2 列目の太線で囲んでおります C 列ですが、下から 5 行目の

一般会計が537億9,401万9,000円、下から 2 行目の特別会計が13億7,807万4,000円、一番下の部予算合計で551億7,209万3,000円で、昨年度の当初予算と比べた率は、その右の欄ですが、74.8%となっております。

なお公共事業につきましては、表の中ほどの行、括弧書きの公共計の C の欄にありますように、441億5,216万7,000円で、対前年度比72.1%となっております。これは、骨格予算として編成したことによるものでありまして、当初予算計上額は、予算編成方針で示された予算要求限度額のおおむね 8 割に相当する額になっております。

それでは、その内容について御説明をいたします。

3 ページをお開きください。

2 の補助公共・交付金事業でございます。太線で囲んだ C 列ですが、道路事業で136億3,600万9,000円、河川事業で30億590万1,000円など、合計で、一番下の計の欄にありますように、237億7,064万6,000円であります。

次に、4 ページをごらんください。

3 の県単公共事業でございます。同じく太線枠内の C の列ですが、道路事業で47億5,599万6,000円、河川事業で10億6,290万6,000円など、一番下の合計で67億5,433万2,000円であります。

なお、骨格予算では、公共土木施設の維持管理経費を優先的に措置したところでございます。

次に、5 ページをお開きください。

4 の直轄事業負担金でございます。太線で囲んだ C 列ですが、一番上の道路事業で26億6,100万円、下から 2 行目の高速道の新直轄で15億6,800万円など、一番下の合計で63億1,120万6,000円であります。

次に、6 ページをごらんください。

5の災害復旧事業でございます。同じく太線で囲んだC列ですが、上段の土木災害が補助と県単の計で67億1,834万4,000円、中段の港湾災害が補助と県単の計で5億9,763万9,000円、合計では、一番下の計の欄にありますように、73億、1,598万3,000円でございます。

次に、7ページをお開きください。

債務負担行為の追加でございます。このページから右のページにかけて、債務負担行為の設定事業を掲げております。お願いしております債務負担は、工期の長い工事や委託期間が2カ年度にまたがる委託業務であります。

なお、今議会における設定事業の合計は、右の8ページの一番下の計の欄に記載のとおり16件で、限度額は88億3,600万円でございます。

次に、9ページをお開きください。

議案第48号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。平成27年度の土木事業に要する経費に充てるため、3事業につきまして、記載の負担率のとおり市町村負担金を徴収することについて、地方財政法第27条等の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。

なお、負担金徴収については、既に関係市町村からの同意を得ているところであります。

県土整備部の当初予算の概要及び関連議案は、以上であります。

続きまして、管理課の当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元の平成27年度歳出予算説明資料でございますが、青いインデックスの管理課のところ、341ページをお開きください。

当課の平成27年度当初予算額は、20億1,061万円でございます。以下、主なものを御説明いたします。

343ページをお開きください。

まず、5行目の(事項)職員費16億7,449万3,000円でございます。これは、管理課及び宮崎土木事務所ほか土木事務所の総務課など、出先機関の一部の職員の人件費でございます。

次に、一番下の(事項)建設技術センター費1億72万7,000円でございます。

内容は、次の344ページをお開きください。

一番上にありますように、これは、県で実施する職員の研修経費や産業開発青年隊等の運営業務に伴う指定管理料などでございます。

最後に、一番下の(事項)建設業指導費2億1,474万9,000円でございますが、下の説明の欄の1と2につきましては、建設業の許可や経営事項審査に要する事務費でございます。

次に、3の「建設産業経営力強化支援事業」でございますが、これは、地域の経済と雇用を支える重要な産業である建設産業の健全な発展を図るため、資金調達に対する支援や新分野への進出に対する支援などの実施に要する経費でございます。

また、4のサーバー統合基盤へのシステム移行費でございますが、これは、県の入札参加資格を有する建設業者等の情報を管理する建設業関連情報システムのサーバーを、情報政策課が全庁的に統合を進めております宮崎県サーバー統合基盤へ移行することに要する経費でございます。

当課の予算につきましては、以上でございます。

続きまして、条例改正議案について御説明をいたします。

委員会資料に戻っていただきまして、10ページをお開きください。

議案第24号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。これ

は、管理課で所管しております建設技術センターの使用料について改正をお願いするものであります。

まず、1の改正の理由であります。

建設技術センターは、平成10年に再整備を行い、運転練習場及び機械練習場については、そのころから現在と同じ状況にありましたが、使用料及び手数料徴収条例に規定がなかったため、使用料の徴収を行っておりませんでした。

今回、平成27年度からの指定管理者の第2期指定にあわせて、受益者負担の適正化の観点から、新たに使用料を設定するとともに、減免規定の明確化を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

(1)の使用料の新設であります。①の建設機械の運転練習場については、1時間につき235円、②の機械練習場につきましては、1時間につき65円の使用料の新設を行うものであります。

次に、(2)の教室、体育館等に係る減免規定の改正であります。

これは、上記(1)の改正にあわせまして、減免の対象となるものをわかりやすく表示するため、規定の明確化を行うものであります。

最後に、3の施行期日であります。平成27年4月1日から施行したいと考えております。

管理課の説明は、以上であります。

○林用地対策課長 用地対策課でございます。

当課の平成27年度当初予算について御説明いたします。

用地対策課の青いインデックスの張ってある、歳出予算説明資料の345ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計が2億6,414万9,000円、そして、公共用地取得事業特別会計

が2億1,292万9,000円、一般会計と公共用地取得事業特別会計を合わせまして、一番上のほうに記載してございますけれども、4億7,707万8,000円であります。

以下、主なものについて御説明いたします。

347ページをお開きください。

まず、一般会計であります。ページの中ほどでございます(事項)収用委員会費1,311万1,000円であります。これは、収用委員の報酬のほか、収用裁決に必要な土地や物件の鑑定料など、委員会の運営に要する経費であります。

次に、一つ下の(事項)用地対策費194万2,000円あります。これは、登記事務の委託料など、用地対策の推進に要する経費であります。

次に、348ページをお開きください。

(事項)特別会計繰出金でございます。1億8,292万3,000円あります。これは、次に御説明いたします公共用地取得事業特別会計の事業費として一般会計から繰り出すものであります。

続きまして、下の349ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計でございます。当初予算額は2億1,292万9,000円あります。下のほうの説明の欄でございますが、1、公共用地取得事業費1億8,292万9,000円は、用地の先行取得や代替地取得のための用地補償費及び事務費であります。

下の2でございますが、一般会計への繰出金3,000万円は、県が代替地として取得した用地を地権者に売却する際の収入を一般会計へ繰り出すものであります。

用地対策課につきましては、以上でございます。

○高橋技術企画課長 技術企画課であります。

当課の平成27年度当初予算について御説明い

たします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス、技術企画課のところ、351ページをお開きください。

当課の当初予算額は3億4,108万8,000円であります。

以下、主な内容を御説明いたします。

353ページをお開きください。

中ほどの(事項)土木工事積算管理検査対策費6,142万6,000円であります。これは、公共工事における設計単価の調査及び品質確保のための施工体制の重点点検などに要する経費であります。

次の354ページをお開きください。

上の段の(事項)公共工事技術力向上事業費293万5,000円であります。これは、土木技術の研さんのための講習会などに要する費用であります。

次に、商工建設常任委員会資料の11ページをお開きください。

「地域総合メンテナンス事業」についてであります。

この事業は、今年度、この委員会におきまして地域維持型契約として御説明差し上げてきたものであります。これまで地域の社会資本の維持管理といたしまして、道路や河川など、それぞれの維持管理事業を実施しておりましたものを、来年度から地域総合メンテナンス事業と名称をつけまして、包括して実施するものであります。

2に事業の概要をお示ししております。

(3)の契約制度のイメージのように、現行の道路巡視業務など4つの業務を個別に契約しておりましたものを、矢印の下のように業務を包括し、組合やJVなどが受注可能とした上で、県内を17地区に分け、全県的に実施してまいり

ます。

(1)予算額、(2)財源にありますように、10億7,191万6,000円を全額県費としてお願いしております。

過去3カ年の実績の平均は9億3,671万1,000円でございますが、労務単価の引き上げ、あるいは消費税が5%から8%に上がったことを考慮したものであります。

技術企画課からは、以上であります。

○岩下委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。委員の皆様から質疑はありませんか。

○宮原委員 353ページの技術企画課です。先ほど、土木工事積算管理検査対策費の中で、労務及び建設資材単価の調査というので、これは、3,257万円ほどかかっていますね。やっぱりこの調査というものには、これだけ経費がかかるんですか。どういう形で調査されるのかを聞かせてください。

○高橋技術企画課長 6,142万6,000円の内訳につきましては、その説明の中で書いてございますが、労務及び建設資材単価の調査で3,200万円、それと、公共工事品質確保等に2,300万円余りとなっております。

この3,200万円の内訳につきましては、労務費調査が500万円余り、それから、資材の単価調査、これが2,200万円余りでございます。

具体的な中身も、補足して説明いたします。

労務費調査の500万円余りににつきましては、ことし2月に労務単価を上げたところであります。その基礎資料となります調査を昨年10月にやっております。公共工事として発注している企業からの聞き取り及び賃金台帳等の資料から、国と協力して調査をやっているところであります。

それと、そのほかの資材、生コンクリートとか、コンクリートブロック、その他ガソリン代等につきまして、年に原則4回ほど主要資材を調査して、設計に利用しているところでありませぬ。それが、2,200万円余りの金額となります。以上です。

○宮原委員 ありがとうございます。年4回調査する部分で2,200万、1回に550万ぐらいかかっているということになりますよね。この調査をされるのは、担当部署の皆さんがされるんですか。もう一つの人件費は、国と協力をしてということでしたから、それは国とセットで回られて調査をするのか。台帳を見るということでしたから、当然だと思うんですが。

○高橋技術企画課長 この労務費調査及び資材の調査につきましては、委託で調査会社に委託しているものです。例えば、物価調査会とか経済調査会とかいう会社がございますが、そちらのほうに委託しているところですよ。

○宮原委員 委託ということは、そういう会社が幾つかあれば、入札か何かになるんですか。それか、専門のところに行くんでしょうか。

○高橋技術企画課長 こういうノウハウを持つところでは少ないんですが、今のところ、2社から3社ぐらいありますので、その中で入札で決めております。

○宮原委員 わかりました。ありがとうございます。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上で管理課、用地対策課、技術企画課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時34分休憩

午後 2時35分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

次に、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

○大坪道路建設課長 道路建設課であります。

当課の平成27年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、道路建設課の青いインデックスのところ、355ページをお開きください。

当課の当初予算額は、127億523万2,000円です。

以下、主な内容について御説明いたします。

357ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)直轄道路事業負担金26億6,100万円です。これは、国道10号や国道220号などにおける国の直轄道路事業に対する県の負担金です。

次に、一番下の(事項)公共道路新設改良事業費97億4,405万4,000円です。これは、国の補助金や交付金を受けて道路の改築を行う経費ですが、その内訳としましては、次の358ページ、一番上に記載しております。

国道219号などの地域高規格道路の整備を行う1の「道路改築事業」が12億6,483万円、宮崎西環状線など、国道や地方道の改築を行う2の「地方道路交付金事業」が84億7,922万4,000円です。

道路建設課は、以上であります。

○馴松道路保全課長 道路保全課です。

当課の平成27年度当初予算について御説明いたします。

お手元の平成27年度歳出予算説明資料、道路保全課のインデックス、359ページをお開きください。

当課の当初予算額は、103億6,680万4,000円です。

次に、主な内容について御説明いたします。

361ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)道路管理費9,673万円です。これは、県が管理する国県道において、道路管理に要する経費ですが、その中で、2の改善事業「みやぎの道」愛護活動推進事業につきましても、後ほど委員会資料で御説明いたします。

362ページをお開きください。

上から2番目の(事項)地域総合メンテナンス事業費9億9,991万6,000円です。これは、地域維持型契約に係る道路の巡視・巡回パトロール、応急維持工事に要する経費です。

次に、その下ですが、(事項)公共道路維持事業費38億8,820万5,000円です。これは、通学路の交通安全対策や緊急輸送道路等の防災対策などに要する経費です。

次に、その下になりますが、(事項)県単道路維持費18億1,870万4,000円です。これは、道路施設の補修や草刈りなど、日常的な維持管理に要する経費です。

次に、一番下の行、(事項)県単舗装補修費14億7,040万円です。これは、ひび割れやわだち掘れなど、傷んだ舗装の補修工事や全面打ちかえ工事を行う経費です。

363ページをお開きください。

一番上の(事項)沿道修景美化推進対策費7億9,453万2,000円です。これは、宮崎県沿道修景美化条例に基づき、沿道のすぐれた景観の保護や花木類の植栽等を行うことで、花と緑にあふれた道路環境の創出に努めるものです。

最後に、一番下の(事項)県単橋梁維持費1億9,688万円です。これは、橋梁の耐震補強や再塗装、クラック補修などを行う経費です。

続きまして、常任委員会資料の12ページをお開きください。

改善事業「みやぎの道」愛護活動推進事業についてです。

まず、1の事業の目的・背景です。

本事業は、地域住民等が行う道路愛護活動を支援することにより、県民との協働による道路環境の保全活動を推進するとともに、道路愛護思想の普及啓発、地域住民の連帯意識の醸成などを図ることを目的としております。

2の事業概要につきましては、予算額は750万9,000円で、全額県費となり、事業期間は平成29年度までの3カ年です。

事業内容につきましては、①のクリーンロードみやぎ推進事業では、地域住民等が実施する道路美化活動や草刈り活動を今までどおり引き続き支援することとしております。

道路草刈り活動につきましては、これまで500メートル以上の草刈り団体に対して支援しておりましたが、新たに活動延長が500メートル未満の団体に対する謝金を、今回から設定することとしておりまして、より幅広い団体への支援を行うこととしております。

また、道路愛護研修活動としましては、クリーンロードみやぎ推進事業の参加団体の継続的な活動につながるよう、参加団体が行う研修会などへの講師派遣を行うこととしております。

②の道路愛護運動推進事業につきましても、引き続き各土木事務所における啓発活動や道路愛護功労者表彰を行うこととしております。

最後に、3の事業効果であります、(1)から(3)にありますように、県民総力戦による低予算での道路環境の維持向上が図られること、また、道路愛護運動の普及啓発が図られるとともに、地域の皆様が活動に参加することで、連帯意識が醸成され、地域の活性化につながるものと考えております。

当初予算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、上程しております議案について御説明いたします。

同じく、常任委員会資料の13ページをお開きください。

議案第25号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

1の改正理由であります。

今回の改正は、国において平成26年4月1日から所在地区分や占用料の額の改定が行われたこと、及び前回改正の平成21年4月以降の社会情勢の変化を受け、占用料の改定等を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

1点目は、所在地区分の改定であります。国において、従来の3区分が第1級地から第5級地の5区分に細分化されたところであり、これは、市町村合併に伴い、従来と比較して地価が安い市町村が存在することとなったことから、より地価に即した所在地区分とする必要が生じたことによるものであります。このため、本県では、現在の2区分を3区分に細分化するものであります。

具体的には、矢印で示しておりますが、市が新たに第3級地から第5級地へ、また、町村は第4級地から第5級地になります。例えば、宮崎市は第3級地、都城市は第4級地となります。

2点目は、占用料の額の改定であります。占用料の額の改定につきましては、これまで九州各県とともに九州統一の単価により改定しておりましたが、この額の算定基礎となる最新の地価水準が変動したことから、変動を反映した額に改定するものであります。

代表的な占用料単価を参考にお示ししておりますが、改定前の市及び町村の2区分から第3級地、第4級地及び第5級地の3区分に応じた単価を設定しております。

次に、3の施行期日であります、平成27年4月1日から施行を予定しております。

道路占用徴収条例の一部を改正する条例につきましては、以上であります。

続きまして、常任委員会資料の14ページをお願いいたします。

議案第43号「県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

初めに、1の改正の理由についてであります。

県が管理している道路標識の基準等につきましては、国の「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に準拠しているところですが、国の省令の改正に伴い、県道の標識についても、今回、同様の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

下に載せておりますように、道の駅までの距離の案内と道の駅の予告案内の2種類の標識を新たに追加するものであります。

今回の国の改正は、高速道路などから一般道の道の駅を案内する標識の追加となっておりますので、設置場所は、県が管理する都城志布志道路などの自動車専用道路に限定した箇所への適用となります。

3の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行することとしております。

条例改正の説明については、以上であります。

最後に、別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして御説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、上のほうですけれども、⑩番、沿道修景美化推進対策についての指摘要望であります。

本県は、昭和44年に沿道修景美化条例を制定し、県民はもとより本県を訪れる観光客にも宮崎らしさを実感していただくよう、花と緑にあふれた道路環境の創出及び保全に努めてきたところであります。

しかしながら、樹木の高木化や老木化により、維持管理が難しくなってきたことや、東九州自動車道の開通などで観光客の動向も大きく変わっている、こういったことから、沿道修景を図るべき地区などの見直しが必要であると考えております。

このため、平成27年度から新たな沿道修景美化の取り組みについて検討することとしておりまして、よりよい道路環境の創出に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

沿道修景美化推進対策につきましては、以上であります。

最後に、その下の⑪通学路の安全確保についての指摘要望であります。

通学路の安全な歩行空間を確保するため、県内全市町村におきまして、今年度から通学路の交通安全プログラムの策定に取り組んできたところであり、策定に当たりましては、県が率先して各市町村へ出向きまして、推進体制の構築など積極的な支援を行ってまいりました。

その結果、道路管理者、学校、警察等の関係

者一同で合同点検が行われ、各学校ごとにハード面からソフト面のそれぞれの対策内容が取りまとめられたところでありまして。

この通学路交通安全プログラムは、全ての市町村におきまして、今年度中にホームページで公表される予定であります。

また、通学路の整備につきましては、平成24年度に行われました緊急合同点検、これに基づく危険箇所の解消ということに努めておりますが、要対策箇所246カ所のうち、平成24年度に96カ所、平成25年度に75カ所の対策を完了しておりまして、平成26年度は、残りの75カ所について、現在、歩道等の整備を行っているところであります。

通学路の安全確保につきましては、県としても大変重要な課題と認識しておりますので、今後はプログラムに位置づけられた危険箇所の解消に努めるとともに、関係者間で連携しながら、安全対策の改善充実を図ってまいりたいと考えております。

道路保全課につきましては、以上であります。

○直原高速道対策局長 高速道対策局であります。

当局の平成27年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の407ページをごらんください。

当局の当初予算額は16億7,449万3,000円であります。

以下、主なものについて御説明いたします。

409ページです。

中ほどより少し下の（事項）に直轄高速自動車国道事業負担金15億6,800万円の計上がございますが、これは、国が新直轄事業として整備を進めている東九州自動車道、清武南一北郷間、

北郷一日南間について整備に要する経費の一部を負担するものでございます。

その下の「高速道路利活用促進・開通PR事業」660万7,000円の計上でございますが、これは、高速道路をより利用していただくために、ポスターやチラシなどにより、県内外の方々に対して開通区間のPRを行うというものでございます。

高速道対策局は、以上でございます。

○岩下委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。委員の皆様から質疑はありませんか。

○太田委員 委員会の説明資料の12ページの「みやぎきの道」愛護活動推進事業について、これは、以前から取り組まれておるわけですが、県民の方の認知度と申しますか、それがどのぐらいになってるのかなと思うんです。というのは、市町村でもこういった市民協働の事業に取り組んでるところがあると思いますけれども、こういう制度を知らないところもあるのかなと思って。それで、うちの近所の道に草が生えとって、どうして何か美観上も悪いとかいって、何らかの相談をされたときに、この事業でやれるんだよと職員の方が教えることが多いのか、もしくは、もうこの事業というのを県民の方、市民の方が知っておられて、この事業でお願いしたいなという形で来られるのか。今のこの事業の認知度はどんな感じでしょうか。

○馴松道路保全課長 この道路愛護の活動費でございますけれども、平成26年度に県と協定を結んでいる団体が143団体ございます。平成21年度は48団体でしたが、年ごとにふえて、現在143団体になっております。そして、この143団体で、実際に活動に参加された方が県内で約8,900人いらっしゃると思います。ということで、ある程度広く

行き渡ってきてるという認識を持っておりますけれども、ただ、地域によってばらつきがあるというのはございますので、次年度は改善事業の一環として、例えば、市町村の広報を活用するとか、土木事務所の職員が、市町村が実施する説明会、集会に出向いて、実際にこういったのをアピールするとか、そういったこともあわせてやっていこうと現在考えているところです。以上でございます。

○太田委員 団体ということですから、団体を県としても認めないといかん。この団体は、地区とかそういうものでしょうかね。

それと、もう一つ。清掃用具とか花の苗の支給とありますが、清掃用具なんかは消耗品として差し上げるようなことだろうとは思いますが、けれども、事故があってもいけません、こういった保険とかの加入というのはされているんですか。

○馴松道路保全課長 保険は、県のほうで入っております。

○渡辺副委員長 今の太田委員と同じところの質問なんです、先ほど、今まで500メートル以上のところにだけ謝金が出たのが、それ以下でも出るということでした。先ほど団体数が143団体ということでしたけれども、その143には、現時点で500メートル以下の活動に取り組んでいる団体も含まれてるんですか。それとも、既にお金をもらっている、500メートル以上のところが登録数に入るんでしょうか。

○馴松道路保全課長 草刈りと花を植える協定と2種類ございまして、草刈りのほうは500メートル以上ということで整理してますので、これには入っておりません。ただし、花を植える美化活動については延長の規定がございませんので、こちらのほうについては500メートル未満で

あっても入ってるということになります。

○渡辺副委員長 協働の事業で、いろんな市民、県民の方にも協力いただいているわけですが、これは具体的に、謝金の支給は何メートル当たり幾らという基準があるのであれば、御参考までに教えてください。

○馴松道路保全課長 区分が4つございまして、一番短いのが、今回設定しました200メートル以上500メートル未満でございます。年に1回草刈りしていただくところにつきましては5,000円、年に2回は9,000円となっております。500メートル以上2キロ未満が、年1回で1万6,000円、2回で2万7,000円。2キロ以上4キロ未満が、年1回で3万2,000円、年2回で5万4,000円。4キロ以上が年1回で4万8,000円でありまして、年2回で8万1,000円ということになっております。以上です。

○渡辺副委員長 ということは、今回、新しくできた200メートル以上500メートル未満という方々は、改めて登録をしないと、こういう御支援はいただけないということになるのでしょうか。

○馴松道路保全課長 はい、新しく県と協定を結んでいただく必要があると思います。

○渡辺副委員長 わかりました。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上で道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時1分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

次に、河川課、砂防課、港湾課の審査を行います。

○大谷河川課長 河川課でございます。

当課の平成27年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の河川課のインデックスのところでございます。

356ページをお開きください。

当課の当初予算額は128億3,440万1,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

367ページをお開きください。

まず、ページの中ほどの(事項)河川管理費7,714万2,000円であります。

説明欄の1から3の事業は、河川などの維持管理などに要する経費でございますが、4の「次代へつなげよう！魅力ある川・海づくり事業」は、官民一体となった川と海の自然環境の保全活動や、交流シンポジウムなどの開催を通じまして、県民意識の醸成を図るとともに、宮崎の川や海が持つ豊かな自然環境を次世代に伝え、魅力ある川・海づくりを推進していくものであります。

次に、5の「河川パートナーシップ事業」は、河川管理施設や河川空間をより良好に維持管理するために、堤防の草刈り作業などを地元自治会などに実施していただき、官民協働による河川管理の一層の推進を図るものであります。

次に、一番下の(事項)ダム施設整備事業費3億4,464万円であります。

内容につきましては、次の368ページをお開きください。

これは、国の補助を受けまして、祝子ダムなど3ダムの施設機能の維持向上を図るとともに、老朽化をしておりますダム施設の長寿命化計画

策定に要する経費であります。

次に、その下の(事項)公共河川事業費28億7,470万1,000円であります。これは、国の補助により実施する河川改修等に要する経費であります。下の説明欄の1の「広域河川改修事業」から5の「総合流域防災事業」までの5つの事業では、祝子川や五ヶ瀬川などで堤防の整備や宅地かさ上げなどを実施し、浸水被害の軽減など防災対策を進めることとしております。

また、6の「津波・高潮・耐震対策河川事業」では、津波の被害が想定される河川におきまして、樋門の無動力化や堤防かさ上げなどの対策を行うこととしております。

次に、下の369ページ、2番目の(事項)県単河川改良費1億8,903万4,000円あります。これは、国の補助の対象とならない河川改修や堆積土砂除去などに要する経費であります。

次に、(事項)県単河川修繕費2億160万円あります。これは、河川を適切に維持管理していくため、老朽化の進む河川管理施設の維持修繕などに要する経費であります。

370ページをお開きください。

1番目の(事項)県単自然災害防止河川改良費1億6,800万円でございます。これは、市町村の地域防災計画書に掲げられております危険箇所地域におきまして、災害の発生や拡大を防止するため、補助事業の対象とならない河川改修等に要する経費であります。

次に、中ほどの直轄河川工事負担金7億794万2,000円あります。これは、国が管理する直轄区間において実施します河川や海岸事業に対する県の負担金であります。

次に、一番下の(事項)地域総合メンテナンス事業費6,200万円あります。この事業は、技術企画課からも説明がりましたが、その中で、

河川課が所管しますところの河川・海岸の緊急時パトロール及び応急維持工事等に要する経費でございます。

下の371ページをごらんください。

2番目の(事項)公共海岸事業費9,120万円は、海岸保全施設の補修など、老朽化対策を行うものであります。

次に、372ページをお開きください。中ほどの(事項)公共土木災害復旧費66億6,067万6,000円あります。これは、道路や河川など、被災した公共土木施設の復旧に要する経費でございます。

河川課は、以上でございます。

○土屋砂防課長 砂防課でございます。

当課の平成27年度当初予算について御説明いたします。

お手元の平成27年度歳出予算説明資料の砂防課のインデックスのところ、375ページをお開きください。

当課の当初予算額は、左上の欄の36億1,237万6,000円あります。

以下、主なものを御説明いたします。

377ページをお開きください。

まず、ページの中ほどの(事項)地域総合メンテナンス事業費1,000万円あります。これは、砂防課が所管します急傾斜地崩壊防止施設等の維持管理を行う事業であります。

次に、その下の(事項)公共砂防事業費11億3,250万円あります。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備や地すべりのおそれがある箇所での対策工事及び土石流等に関する土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査などを行う事業であります。

378ページをお開きください。

一番上の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費18

億3,283万8,000円であります。これは、がけ崩れのおそれがある箇所での擁壁工・のり面工などの整備や、急傾斜地に関する土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査などを行う事業であります。

次に、一番下の(事項) 県単公共急傾斜地崩壊対策事業費7,600万円であります。これは、既存の急傾斜地崩壊防止施設の修繕などを行う工事や、津波浸水区域内にある既存の急傾斜地崩壊防止施設に津波避難用の階段や通路を整備する工事及び市町村が実施する急傾斜地崩壊対策工事に対する補助金であります。

379ページをごらんください。

一番上の(事項)直轄砂防工事負担金4億1,254万4,000円であります。これは、霧島火山群からの土砂流出による災害を防止するため、国が実施する直轄砂防事業に対する負担金であります。

最後に、(事項)土砂災害防止啓発施策事業費294万5,000円あります。説明の欄にあります改善事業「備えよう!助かる命を守るため」土砂災害防止啓発事業についてであります。これは、土砂災害に関する防災知識の普及・啓発活動を実施するものです。

このうち、住民を対象とした講座につきまして、地域防災の中心的な役割を担う自治会長を対象とした講座を新たに実施するなど、これまでの取り組みをさらに充実していくものでございます。

砂防課は、以上であります。

○葦方港湾課長 港湾課であります。

当課の平成27年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の港湾課のインデックスが張っております381ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計49億4,493

万1,000円、港湾整備事業特別会計11億6,514万5,000円、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして61億1,007万6,000円あります。

383ページをお開きください。

一般会計の当初予算であります。以下、主なものを御説明いたします。

まずは、中ほどの(事項)空港整備直轄事業負担金2億1,027万6,000円あります。これは、宮崎空港の誘導路等の改良に係る直轄事業に対する負担金であります。

次に、384ページをお開きください。

一番上の(事項)公共海岸保全港湾事業費1億645万円あります。これは、港湾における海岸保全施設の効率的な老朽化対策を実施するために、施設の点検・耐震調査を行い、長寿命化計画を策定する経費であります。

次に、一番下の(事項)港営費3億994万4,000円あります。これは、県内港湾の管理運営やポートセールス等に要する経費であります。9の改善事業「プレジャーボート適正管理推進事業」につきましては、港湾等におけるプレジャーボートの放置問題を解決するため、プレジャーボート調査員を配置して、港湾施設使用許可の未申請対策を推進するとともに、係船環や周知看板等の環境整備を行う経費であります。

次に、385ページをごらんください。

一番上の(事項)港湾維持管理費2億3,779万8,000円あります。これは、岸壁や埠頭用地など、港湾施設の維持補修に要する経費であります。

次に、中ほどの(事項)特別会計繰出金6億3,662万1,000円あります。これは、港湾整備事業特別会計に歳入不足が生じるため、特別会計へ繰り出しを行うものであります。

次に、このページの一番下から次の386ページ

上段までになりますが、(事項)直轄港湾事業負担金7億1,144万4,000円であります。次のページになりますが、これは、細島港及び宮崎港における直轄事業による防波堤などの整備に対する負担金であります。

次に、中ほどの(事項)公共港湾建設事業費15億7,593万円であります。これは、港湾施設の機能強化や安全性等を確保するため、国庫補助事業などにより、県内港湾において、防波堤や岸壁などを整備する経費であります。

次に、387ページをごらんください。

(事項)港湾災害復旧費5億9,763万9,000円あります。これは、台風等により被災します公共港湾施設を原形に復旧する経費であります。

以上が、一般会計の当初予算であります。

次に、388ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の当初予算について、主なものを御説明いたします。

まず、(事項)細島港管理運営費1億5,831万4,000円あります。これは、細島港の荷役機械、引き船等の管理運営に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)宮崎港管理運営費1億4,371万5,000円あります。これは、宮崎港のフェリーターミナルビル、引き船、マリーナなどの管理運営に要する経費であります。

次に、389ページをごらんください。

(事項)油津港管理運営費4,386万6,000円あります。これは、油津港の上屋、荷役機械等の管理運営に要する経費であります。

次に、中ほどの公債費8億1,397万3,000円あります。これは、荷役機械や上屋などの整備に係る起債償還のための経費であります。

港湾課は以上であります。

○岩下委員長 議案に関する執行部の説明が終

了しました。議員の皆様から質疑はありませんか。

○太田委員 予算説明資料の368ページ、河川課のほうで説明がありましたが、ダム管理施設の改良等に要する経費ということで、3つのダムが上げられてますが、この内容は、ダムの中にある機材を改良するというものでしょうか。

○大谷河川課長 368ページに3つのダムを上げておりましたが、それぞれの内容について御説明をさせていただきます。

まず、祝子ダムにつきましては、補正のときにもお話ししましたが、ダムの一部改良をやっております。それがまだ続きますので、27年度は、ダムの放流設備の改良を行う予定にしております。

それと、2番目の広渡ダム、これにつきましては、監視カメラが古くなって更新時期を迎えておりました、この更新を行うというものでございます。

3番目の立花ダム、これにつきましては、ダムを制御しますいろんな装置がございますが、それを今年度やりまして、来年度はダムの雨量計とか警報局、こういったものの更新をやりたいと考えております。以上でございます。

○太田委員 今回、3つのダムの監視カメラとか雨量計も含まれるんですが、そういうことをされるわけですが、今後も県管理ダムのこういった改良は、計画的にやっていくということではないんですね。

○大谷河川課長 委員がおっしゃるとおりなんですが、4番目に長寿命化計画策定というのがありまして、この中でしっかりとそれぞれのダムの長寿命化計画を立てていきまして、今後はそれに基づいて効率的な維持管理を行っていくということになります。

○太田委員 わかりました。

今度は384ページの港湾課のほうであります。プレジャーボート適正管理推進事業ということで、説明がありました。県北のほうでも、プレジャーボートの係留地を整備していただいたりして、現在まできてると思うんですが、そういった係留地の整備は、県内では大体終わってるということでもいいのか、それが一つ。

もう一つは、プレジャーボートの適正管理ということで、現状、プレジャーボートが放置してあるとか、そういったのが顕著になってきているとか、県内でもこういったところが多いとか、そういう状況はどうでしょうか。

○葦方港湾課長 プレジャーボートにつきましては、港湾それから漁港等において、適正に係留する場所を指定して係留すると。そこで、料金もいただきながら管理をやっております。おおむねその制度はできておるんですが、延岡港がまだ係留場所の確保等ができなくて、協議中でありまして、その制度適用にはなっておりませんが、それ以外の港については、全てその制度が行われております。

それで、その状況でございますけれども、プレジャーボートの調査員とか職員が、適正な管理を努力しておるところですが、やはり一部においては、まだ指定されたところにきちんと申請がされていない方とか、それから、中にはまだ納付が100%されてないところもありまして、その辺のところについては、引き続き適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

○太田委員 わかりました。

○外山委員 370ページの直轄河川工事負担金、国の直轄河川事業、直轄海岸事業に対する負担金ですね。これは、宮崎海岸の一ツ葉から佐土原にかけての海岸の補修の費用はこの予算です

か。

○大谷河川課長 宮崎海岸、今、国のほうでサンドバックとかをやっていただいています大炊田海岸と住吉海岸があるんですが、ここの直轄事業の負担金になります。

○外山委員 これは全部を合わせて宮崎海岸という表現になっておるんですね。

○大谷河川課長 この額は、その海岸事業とほかに直轄の河川、大淀川でありますとか、五ヶ瀬川、小丸川、川内川、これも直轄の事業がございますので、その分の負担金も含んでおります。

○外山委員 国の直轄事業だから、詳しいことはここでお尋ねしてもわからんと思いますが、今、課長が言われたサンドバックの取りかえ工事をやってますね。沖のほうに300メートル、150メートル、50かな、出す工事を始めておりますが、この工事そのものは順調にいったるんですか。

○大谷河川課長 まず、委員がおっしゃました突堤につきましては3つありまして、300メートルのものと、順番に短いものがありますが、今のところ300メートルの部分の75メートルが終わっておりまして、非常に海への影響がありますので、それを段階的に施工しながら、モニタリングをやって、国が進めていくと聞いております。まだ75メートルできた状態で、今、モニタリングの調査をやっておられると聞いております。

○外山委員 私もちよこちよこ行って見るんです。こういうサンドバックを置いた工事というのは、日本でも初めてというような説明をしましたよね。やっては壊れ、またそこに新しいものを積み上げていくことを今やっていますね。だから、大変だなと思うんです。

それから、護岸のほうも、昨年、また相当壊れて、もう松まで取られるような状況になってますね。こっちの護岸の工事も、ずっと県がやっておるときからやってきましたよね。これは、サンドバックで沖に堤防を出すのとは別個に、壊れたところの補修も直轄で今やっておるんですか。

○大谷河川課長 まず、サンドバックは直角に出すものではありませんで、いわゆる浜崖を防止するというので、浜に沿ってサンドバックを据えております。

昨年の台風で一部損傷を受けたというのがございました。副委員長からも御質問がありましたが、そこにつきましては、石崎川からちょっと上流側、300メートルほど大きく損傷を受けておりまして、これにつきましては十分検証されて、マットの影響があったということで、その辺を改良した形で、災害復旧事業でやられると。石崎川から北側が1.6キロ、もう完成しておるんですが、その残り、動物園の前、ここがまだ1,000メートルほどあるんですけれども、これがことしから工事をやられておられますが、それについては今回の災害を受けたものに対応できるように改良した形でサンドバックを施工されるということで聞いております。

○外山委員 サンドバックのところは、課長が今言われたように、護岸を守る工事ですね。そこ以外に、あれからずっと南のほうも、今まで護岸が壊れてはやりかえ、壊れてはやりかえ、そっちのほうは、今のところ工事はやってないんですか。

○大谷河川課長 南側、過去にやったところですが、これについては、今、工事はやっておりません。

○外山委員 それからもう一件、港湾課の宮崎

港の関係で、これはどの予算が入っとるのかな。しゅんせつを毎年やってますよね。ヨットハーバーの入り口のところやら、去年は釣り公園の前あたりのしゅんせつをやってもらったんですが、これに絡む予算は、どの項目ですか。

○葦方港湾課長 宮崎港とかでの維持しゅんせつにつきましては、385ページに港湾維持管理費というのがございます。主に、県単の維持管理で行っております。

○外山委員 わかりました。

ところで、このしゅんせつは毎年どのくらい費用をかけておるんですか。

○葦方港湾課長 宮崎港で大体毎年のように、北側から砂の流入があって、たまりますので、そこについて毎年しゅんせつを行っておるところでございます。県内になりますけれども、過去のしゅんせつ量でいきますと、平成23年が1万8,000立米、平成24年が2万4,000立米強、平成25年が4万3,000立米強というような……。

○外山委員 立米で聞いてもぴんと来ないんです。金額で、主に何カ所やっとるのか。金額でどのくらいやってるんですか。

○葦方港湾課長 宮崎港でいきますと、平成26年度で、金額が3,200万のしゅんせつを行っております。

○外山委員 宮崎港で、何カ所やってますか。

○葦方港湾課長 宮崎港のマリーナのところであります。

○外山委員 釣り公園の前、あそこの前もやりましたよね。あそことマリーナは、ちょっと離れたところでしょう。だから、2カ所やったんじゃないんですか。

○葦方港湾課長 平成26年度につきましては、マリーナのしゅんせつです。

○外山委員 そうすると、釣り公園のところは

やってないんですか。

○葦方港湾課長 平成26年度はやっておりませんが、平成25年度にしゅんせつを行っております。

○外山委員 もう前から、特にマリーナの前、あそこをしないとヨットとかが入ってこれないということで、毎年3,000万とか4,000万でやっていますね。これは、もう常態化というか、砂の流れが変わらない限りは埋まっていくんでしょうが、今、どうなんですか。さっき話をした海岸の保全をやっていますね。それとの絡みでよくなるのかどうか。でない、毎年この捨て金です。そこ辺は、どう考えておられますか。

○葦方港湾課長 宮崎港の堆積する土砂は、北側のほうから流入するというようになっておりまして、現在、宮崎海岸の全体的な土砂の収支等について、宮崎海岸の検討委員会等で検討されておりまして、その中で、宮崎海岸でいくと北側から入ってくるやつを入れると。それから、宮崎港側のほうに入る南側への流入というのか、流出といいますか、宮崎海岸からいくと流出をとめるというようなこと等で考えておりまして、そういうことから、今、宮崎海岸のほうでも突堤とか、そういう対策等がされているところがあります。

今まだ、その突堤についても途中の段階でありまして、先ほどもちょっと話がありましたけれども、その効果をモニタリングしながら見ていくのが極めて重要だと考えておりまして、そのモニタリング等も含めながら、その対策の検証と今後どういう形でやっていけばいいのかというのを考えていくという形になってます。

○外山委員 これは、きのうきょうの話じゃないんですよね。もう10年以上、20年ぐらい前から同じような議論をしながら、結局、結論とし

てこうだからということをはっきり言えないという、まだ検討してますでしょう。これは、非常に貧乏なところからお金を出していくわけだから、大変ですね。部長、妙案はないにしても、できるだけ早くやっぱり原因を突きとめてきちっとしないと、毎年3,000万、4,000万をそこでお金を使っていくと。

○坂元県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

宮崎港のしゅんせつにつきましては、河口部の宿命で砂がたまりやすいということもございます。また、先ほど港湾課長も話をしましたように、宮崎海岸の計画の推移を見ながら。その結果、今、宮崎港湾の計画の中でも一つの防砂堤というのがございます。その辺の整備につきましても、やはり宮崎海岸の整備の進捗状況を見ながら、今後検討をしていかないと、現段階ではなかなか……。非常に大きな問題といたしますか、委員がおっしゃるとおり、昔からの問題でございますが、そこ辺で様子を見ながら検討していきたいと考えております。

○外山委員 もうこれは、議論してもしょうがないので、ひとつ国とも協議しながら早く方向を出してくれということをお願いをしておきます。

○新見委員 367ページの河川課の河川パートナーシップ事業についてお聞きしたいんですが、来年度予算として2,560万ほどありますけれども、これが最前線の自治会に行くまでの簡単な流れを教えてください。申請の流れとか、最終的に幾ら支給されるとか。

○大谷河川課長 パートナーシップ事業でございますけれども、これは、17年度から実施しておりまして、非常に多くの団体がおられます。皆さん、ほとんどもうおわかりになっているんで

すが、大体やられるところは自治会、場所が決まっておられまして、まず、ここをいつやりますということ、毎年申請を出していただいております。それに対してうちのほうからオーケー出してやっていただきまして、完了した後は写真等をつけて報告書を出していただきます。それで我々が確認をしまして、そして、お金を皆さんにお渡しするというような流れになります。

○新見委員 これは、もう県と自治会との直結ですね。

○大谷河川課長 そうでございます。

○新見委員 通常の雑草なんかについては自治会でこのパートナーシップ事業を使って刈れますけれども、時々堤防のブロックの中から雑木なんかが出てきて、このままほっとくと堤防そのものが傷んでくるというような状況もありますが、そういったときはこのパートナーシップ事業じゃなくて、別の事業で対応していただいているのでしょうか。

○大谷河川課長 委員がおっしゃるように、パートナーシップ事業では、そういった大きな物、樹木等については処理ができませんので、それにつきましては、私ども河川管理者のほうでやるようにしております。先ほど説明をいたしました369ページ等がございます河川の修繕費、このあたりのお金を使って委託をしまして、緊急度の高いところからやっていくということになります。

○新見委員 もう一点、これは以前、渡辺副委員長も本会議で質問されたことがあります。河川の中に生えているアシとかヨシ、これが景観上ちょっと見苦しいなという状況にあっても、水生植物とか、そういったことを考えたら、むやみやたらに切らないと。増水時に危険な状況

が発生したときだけ切るというようなことで答弁があったですかね。そういった状況は、今まであるんですか。現実には、増水の危険性があるから、河川の中のアシとかヨシを切ったような状況があるんですか。

○大谷河川課長 河川に計画の箇所というのがございます。そこから、そういったヨシとかが生えてくるということで、それによりまして堆積土砂がたまってきて、また生えてくるというようなことがございます。それは取らないと治水上問題がありますので、そういった場合には、土砂とそういったアシ類も一緒に除去するというようなことになります。

○新見委員 そういった状況は、常時河川の点検をしながら把握していかれるわけですか。

○大谷河川課長 おっしゃいますように、毎年出水で、河川の堆積状況は変わりますので、そのあたりは土木事務所のほうで、通常巡視をしまして、状況を見て対応していくということになります。

○渡辺副委員長 ちょっと何ページかわからないんですけども、港湾課だと思うんですが、宮崎港の倉庫とか分譲してるところがありますね。橋を渡って出たところの区画の南東側の緑地のところに、震災のときの津波対策として、高台をつくって区画で働いてる方々の避難場所とするという話があって。それであそこに土砂の搬入があつてると聞いておるんですが、あその関連の会社の方がかなり高い関心を持ってらっしゃるようで、今年度の予算の中で、その計画でも何でも措置されている分があるのかということと、もし具体的な形が見えてる部分があれば、少し御説明をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○葭方港湾課長 まず、宮崎港の東側にありま

す津波避難の施設でございますけれども、現在、宮崎港の東側の地区につきましては、道が1本で、島状の状況になっておりますので、避難をするために、津波に対する避難路の計画を行っているところでございます。

事業につきましては、386ページの真ん中あたりのところに公共港湾建設事業費というのがございまして、この中で検討を行うということで、現在は設計を行っているところでございます。

○渡辺副委員長 もう一点、ちょっと別の話になりますが、今、新見委員からもお話がありました河川の管理、パートナーシップとも絡むんですが、宮崎市の新別府川あたりでも、パートナーシップがほぼフルについて、河川敷というか、外側のところは地域の方々が受けて、一生懸命きれいにしていらっしゃるんですが、どうしても中がアシやヨシであふれていると。実際に私も、河床というんですか、底をはかるのに立ち合わせてもらったんですが、イメージ的には、土が見えてるので、土砂がたまってしまっていてそれに生えるんじゃないかと地域の方には見えるんですが、はかっていただくとむしろ低くなっているという状況、そこも現実としてあるんだなというのも認識はしてるんですけども。景観とか、ごみを捨てたりとか、あと、治安というのはちょっと極端かもしれませんが、やっぱり要望としては極めて強いというのはあるなというのは、ずっとこの4年間実感させていただきながらやってきましたんで、環境を守るといっても極めて大事な側面だということもわかるんですか、現時点でのお考え等をまた検討いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○大谷河川課長 このパートナーシップ事業につきましては、26年度から、もともと河床の部

分といたしますか、川の中については報償金の対象にはしてなかったんですが、26年度から対象にはしております。

しかしながら、作業をされる方が一般の方ということで、安全上の問題が一番ございます。26年度、そういった河床内もいいですよということで取り組んだんですが、実際のところやっていたいけるところはちょっとなかったというのが現状です。

そうなりますと、我々河川管理者がということになるんですが、委員おっしゃいましたように、見てたまってるようなところでも、深掘れがしてて、逆に下がってるところは、計画よりも下がってて、たまってるように見えてるところが通常の河床であったりするようところがございまして。

そういったこともございまして、まず第一は治水の安全が一番だと我々は考えておりますので、河川整備する場合は多自然川づくりということでやっておるんですが、限られた予算で、なかなか皆さんの要望に答えられないというのはございますけれども、できる限り環境面も十分配慮しながら、今後は対応していければと思っております。

○坂元県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

県土を美しくという話で、本会議でもちょっと出ましたけれども、県土美化条例というお話が今出ております。その中で、川、海、山、いろんな自然環境というのをしっかり見て、すばらしい景観をつくっていかねばならないと私どもも思っておりますので、今のお話も含めて、川の中の景観であるとか、そういう環境というのもしっかり捉えながら、対応していきたいと考えております。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上で河川課、砂防課、港湾課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時46分休憩

午後 3 時47分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。質疑が続いておりますが、残りの質疑につきましては、あすの午前10時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 御異議ないようですので、あす午前10時の再開としまして、本日の委員会日程は終了いたします。

午後 3 時47分散会

平成27年 3月 6日(金曜日)

午前10時0分再開

出席委員(8人)

委員 長	岩 下 斌 彦
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 廣 明
委 員	宮 原 義 久
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	大田原 宣 治
県土整備部次長 (総 括)	鈴 木 一 郎
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	坂 元 政 嗣
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	東 憲之介
高速道対策局長	直 原 史 明
部参事兼管理課長	福 嶋 幸 徳
用地対策課長	林 睦 朗
部参事兼技術企画課長	高 橋 利 典
工事検査課長	永 野 広
道路建設課長	大 坪 憲 男
道路保全課長	馴 松 義 昭
河川課長	大 谷 睦 彦
ダム対策監	秋 山 克 則
砂防課長	土 屋 喜 弘
港湾課長	養 方 公

空港・ポート セールス対策監	川 野 福 一
都市計画課長	瀬戸長 秀 美
建築住宅課長	森 山 福 一
営繕課長	上別府 智
施設保全対策監	山 下 幸 秀
高速道対策局次長	原 拓 実

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖米田 哲 哉
議事課主査	長 谷 恵美子

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

次に、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。よろしく申し上げます。

○瀬戸長都市計画課長 都市計画課であります。

当課の平成27年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の都市計画課のインデックスのところ、391ページをお開きください。

当課の当初予算額は22億4,680万9,000円であります。このうち、主なものについて御説明いたします。

393ページをお開きください。

一番下の段(目)都市計画総務費の(事項)住みよいふるさと広告景観づくり事業費3,497万3,000円であります。これは、適正な屋外広告物の表示を図るため、屋外広告物監視委員による取り締まりなどにより、風致を維持し、住みよいふるさと宮崎にふさわしい良好な景観づくりを推進するものであります。

次に、394ページをお開きください。

一番下の段(目)街路事業費の(事項)公共街路事業費10億3,664万円であります。説明につきましては、395ページに記載しておりますが、

これは、国からの交付金を受けて、都市計画道路の整備を行う事業に要する経費であります。都市における円滑な交通の確保や、良好な市街地の形成を図るための街路整備を行うものであります。

次に、上から2段目(目)公園費の(事項)公共都市公園事業費2億2,630万7,000円であります。これは、国からの交付金を受けて、都市公園の整備を行う事業に要する経費であります。誰もが安全で快適に利用できる都市公園を目指し、老朽施設の更新や耐震化等を図り、安全・安心な公園整備を行うものであります。

次に、同じページの一番下の段(事項)第26回全国「みどりの愛護」のつどい事業費4,187万7,000円ですが、この事業につきましては、委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の15ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。地域の緑化や保全活動を行っている団体など、全国の緑の関係者が一堂に集う全国「みどりの愛護」のつどいを開催することにより、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進することを目的としており、県の都市公園を会場として開催されるのは、九州で初めてのことであります。

2の事業の概要であります。予算額は4,187万7,000円であり、その財源は全額県費であります。

なお、前年度予算額につきましては、開催準備に係る経費であります。

また、事業期間は平成26年度からの2年間であり、事業内容につきましては、①から⑤にありますように、本年5月30日土曜日に宮崎県総合文化公園において開催しまして、地域の緑化や緑化保全等に功労のあった団体の表彰等の式

典及び記念植樹を行う予定であります。

行事参加者は、県内外から約1,100名を予定しており、主催は国土交通省、宮崎県、宮崎市でありまして、実行委員会を組織して運営してまいります。

予算額につきましては、式典や記念植樹等に係る経費のうち、県負担分を計上しております。

3の事業効果であります。1つ目に、このような全国行事を開催することで、本県がマスコミ等により全国発信されることが期待できると考えております。2つ目に、参加者への観光ツアー企画等を通して、本県観光のPRを行うことができると考えております。3つ目に、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりに本県が積極的に取り組む姿勢を全国にPRできるとともに、県民の意識を醸成することができると考えております。

資料の下には、昨年5月に徳島県で開催されました全国「みどりの愛護」のつどいの状況写真を掲載しております。

当初予算につきましては、以上であります。

次に、16ページをごらんください。

議案第26号「都市公園条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。道路占用料に準じた都市公園の占用許可による使用料の改定及び県総合運動公園補助球技場の改修に伴う使用料の改定等を行うものであります。

2の改正の内容であります。都市公園の占用許可による使用料の改定に伴う改正につきましては、都市公園の占用許可による使用料について、道路占用料徴収条例の改正にあわせて改めるものであります。

(2)の宮崎県総合運動公園使用料及び施設名称の見直しに伴う改正のうち、まず、①の宮

崎県総合運動公園補助球技場の改修に伴う使用料の見直しであります。補助球技場につきましては、プロスポーツのキャンプ誘致等を目的として、今年度、土のグラウンドを人工芝に改修したことから、これまでより良好な環境での施設利用が可能となるため、使用料を見直すものであります。

料金の見直しに当たりましては、宮崎市の生目の杜運動公園など県内の類似施設を参考として、これまで1面1時間当たりの使用料が、児童生徒で220円であったところを550円に、また、児童生徒以外の者が430円であったところを1,100円に見直すものであります。

次に、②の宮崎県総合運動公園施設名称の見直しについてであります。

ここで、資料の表記に誤りがありますので、非常に申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。資料には、「屋内プール」との表記が3カ所ありますが、この3カ所を「室内プール」に訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、説明を続けさせていただきます。これまで室内プールにつきましては、メインとなる室内プールAと屋外の50メートルプールの観戦スタンド下に設けられた室内プールBの2つがありましたが、室内プールBにつきましては、小規模であり利用が少なかったことから、屋外の50メートルプールの休憩室として一体的な活用を図るため、これを廃止するものであります。また、これに伴い、室内プールAの名称を室内プールとするものであります。

3の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行することとしております。

都市計画課は、以上であります。

○森山建築住宅課長 建築住宅課であります。

当課の平成27年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、建築住宅課のインデックスの張ってあるところ、397ページをお開きください。

当課の当初予算額は21億690万円であります。以下、主なものを御説明いたします。

399ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)建築確認指導費2,600万5,000円であります。これは、建築物の建築確認、許可及び検査等に要する経費であります。

次のページ、400ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)建築物地震対策費1,269万円あります。これは、木造住宅を除く建築物の耐震化の促進に要する経費で、大規模民間建築物の耐震診断費用について補助するとともに、宮崎県建築物耐震改修促進計画の改定を行うものであります。

次に、一番下の(事項)県営住宅管理費10億8,961万8,000円あります。

次のページ、401ページをごらんください。

これは、県営住宅約9,000戸の管理に要する経費で、入居者募集や修繕に要する経費及び指定管理者への委託料などでございます。

次に、その下の(事項)公共県営住宅建設事業費7億8,897万円あります。これは、県営住宅の整備に要する経費で、宮崎市の平和ヶ丘団地や新富町の新田麓団地の建てかえ事業のほか、既存住宅の高齢者改善等を予定しております。

次のページ、402ページをお開きください。

一番下の(事項)宮崎県住生活基本計画改訂事業費693万円あります。これは、宮崎県住生活基本計画の改訂に要する経費で、平成27年度改訂予定の全国計画との整合性を図りながら改定を行うものであります。

当初予算につきましては、以上であります。

続きまして、委員会資料の17ページをお開きください。

議案第24号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由ですが、宅地建物取引業法及び建築基準法の改正等に伴いまして、宅地建物取引及び建築に関する手数料について、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。3件ございます。

まず、(1)であります。宅地建物取引業法の改正により、「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」へ名称変更されること、「宅地建物取引主任者証」から「宅地建物取引士証」への切りかえによる再交付申請が新設されることに伴い、手数料の追加等の改正を行うものであります。

宅地建物取引士証の再交付申請手数料は、1件につき4,500円であります。

次に、(2)であります。

国土交通省の通知によりまして、長期優良住宅の認定手続に、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する住宅性能評価書を添付した場合の審査方法が追加されることに伴いまして、新たに手数料区分を追加するものであります。

追加する手数料ですが、中ほどの表でございます。戸建て住宅におきましては1万5,000円、共同住宅等において、1戸を超え5戸以下の場合には4万7,000円、5戸を超え10戸以下の場合には7万6,000円であります。

10戸を超える場合につきましては、お手元の平成27年2月定例県議会提出議案(平成27年度当初分)の冊子の83ページから88ページに記載しております。

なお、手数料につきましては、国が示しました計算方法に準じて算出したものであります。

次に、(3)であります。

建築基準法の改正により、建築確認申請の審査において、第三者機関による構造計算適合性判定が必要となる建築物のうち、比較的簡易な構造計算については、県においても審査できることとなるため、審査加算額等の改正を行うものであります。

改正の内容の一部を申しますと、ページ下の表でございます。表の左側に区分名を、真ん中に改正案、右側に現行の手数料を記載しております。

表の2行目ですが、現在、「構造計算適合性判定加算額」としてしておりますが、これを「構造計算適合性審査加算額」に変更し、その下の区分名にありますように、建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以内の審査手数料を20万9,000円から19万8,000円に、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は27万3,000円から26万円に、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は31万円から29万円に改正するものであります。

1万平方メートルを超える場合につきましては、お手元の平成27年2月定例県議会提出議案(平成27年度当初分)の冊子の76ページから81ページに記載しております。

なお、手数料につきましては、国が示した計算方法に準じて算出したものであります。

3の施行期日ですが、平成27年4月1日から施行することとしておりますが、2の(3)については、建築基準法改正の施行日となっております平成27年6月1日から施行することとしております。

建築住宅課は、以上であります。

○上別府営繕課長 営繕課であります。

当課の平成27年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の403ページをお開きください。

当課の当初予算額は、6億8,622万6,000円あります。以下、主なものを御説明いたします。

405ページをお開きください。

まず、(目) 財政管理費の(事項) 庁舎公舎等管理費1億3,894万1,000円あります。これは、庁舎公舎等の維持補修に要する経費であります。

次に、(事項) 電気機械管理費2億6,768万9,000円あります。これは、庁舎等の冷暖房設備や昇降機設備等の保守点検、その他改修工事など、機械、電気設備の維持管理に要する経費であります。

次に、電話設備等管理費1,269万7,000円あります。これは、庁舎等の電話交換設備の保守点検、修繕など、電話設備の維持管理に要する経費であります。

406ページをお開きください。

(目) 建築指導費の(事項) 営繕管理費713万3,000円あります。これは、営繕課で執行する建築工事等に係る積算業務のための単価作成や、県有建物保全情報の整備などに要する経費であります。

営繕課は、以上であります。

○岩下委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。委員の皆様から質疑はありませんか。

○太田委員 401ページ、建築住宅課、これは、私は補正のほうでも聞いて、イメージがもう少しわからなかったものですから、もう一回お聞きしたいと思います。401ページのところでは、県営住宅関係とか、市町村営住宅関係の事業が

置かれてありますが、一番下のところ、補正のところでは聞いたのはそこですが、公共優良賃貸住宅という表現がしてありますけれども、公共というと、ここでは具体的にはどんなものを公共とされているんですか。県営住宅ではない、市町村営住宅ではないということでの公共ということなのかなと思って、そのイメージは、例えばどういうのを公共優良賃貸住宅というのか。

○森山建築住宅課長 公共優良賃貸住宅につきましては、建設の場合に国の補助が入りますけれども、そういった意味で、民間または住宅公社が供給する場合に、国の補助を入れますし、そして、先日も御説明いたしましたけれども、高齢者、子育て世帯、そして障がい者向けということで、入居者もある程度限定する形で供給する住宅でございます。

○太田委員 例えば、公社というところがあった場合は、公共というような言葉も使われてしかるべきかなと思いますが、今、民間と言われましたよね。民間が建てたのに、国がそれを公共というのかどうか。

○森山建築住宅課長 公共優良賃貸住宅というのは、一つには国の補助の名称でもございますけれども、この住宅の場合は、先ほど言いましたように、高齢者、障がい者、子育て世帯向けに民間のほうから供給していただこうと。公営住宅では、収入制限とか低所得者向けでございますので、それをカバーするものにもなるということで、こういった公共という名前をのせてあるんじゃないかと思えます。

○太田委員 これも、ちょっと記憶では4~5年ぐらい前かな、そういう制度を国がつくって、公共的な賃貸住宅をつくるということを法律の中で奨励して行って、恐らくそれは民間の有料老人ホーム的につくられていったものではない

かなというイメージがしたものですから、補正のときもお尋ねしましたが、民間の有料老人ホームといいますか、そういったものにこれは使われているのではないかなと思うんですけれども、それではないんですか。

○森山建築住宅課長 今、委員のおっしゃった4年ほど前というのは、サービスつき高齢者向け住宅のことではないかと思うんですが、サービスつき高齢者向け住宅につきましては、4年ほど前から国の補助制度もありまして、建設していただいておりますけれども、これは、生活相談サービスですか安否確認、これが必須となって供給されているものでございまして、先ほど御説明しました公共優良賃貸住宅は、必ずしも老人ホームという形はとっておりませんで、例えば普通の民間アパートといいますか、形態としてはそのような形でございます。

○太田委員 サービスつきの住宅と私がごっちゃにしていたかもしれません。こういう場合は、国のほうが公共という言葉をつけておるわけですね。そういうことですね、わかりました。

○中野委員 説明資料の15ページ、みどりの愛護つどい事業、予算額が4,187万円。これは、市も主催になってるが、市の持ち出しとか、トータルの事業費は4,100万円がいいわけ。

○瀬戸長都市計画課長 宮崎市が1,000万円負担をしていただくことにしております。

○中野委員 これは、皇室か何か見えるんですか。

○瀬戸長都市計画課長 これまでは、皇室の御臨席が恒例となっております。今回の第26回全国「みどりの愛護」のつどいにつきましては、誰が来られるかというのはまだ決定はしていませんけれども、昨年、徳島県で行われたときは皇太子が御臨席をされています。

○中野委員 皇室が見えても、宿泊金なんかは向こうで持つわけ。ただ、みどりの愛護というけれども、宮崎で今、耕作放棄地やらが田舎に行くと、現況は雑木林、宇図は田畑。ただ宮崎市なんかで緑緑と言ってどこに植えるのかな。みどりの愛護って、敗戦後のそこ辺の話ならわかるけれども、宮崎なんかは人口で割ったらもう全国で4～5番目に入る公園面積を持っているわけです。それで、やるのはいいいけれども、4,200万、計算を間違っとらんければ、約1,000人来た場合、1人4万円かかっているわけ。本当にこれをやって、目的は緑をふやす話か、もうちょっとこんなのはどこかで簡素化するべきじゃないかなと思うんです。ここにいろいろPR効果があるけれども、1,000人、5,000人来たって、逆に1年の観光のPR費が4,000万ぐらいよ。こんなのは、派手にする必要があるのかなと思うんですけれども、どうですか。これは、実際どこに緑を、緑の愛護っていうのはどういうことですか。

○瀬戸長都市計画課長 みどりの愛護の事業効果につきましては、このペーパーの15ページの(1)から(3)に書いております事業効果を考えておりますけれども、そもそもこのみどりの愛護のつどいの始まりが、昭和天皇がお亡くなりになられまして、元号が昭和から平成に変わったときに、みどりの日というのが平成元年に制定されております。それを記念して、平成2年度からこのみどりの愛護のつどいが始まっております。今回が第26回になりますけれども、第19回目以降は、各県が都市公園で開催するというので、今回、宮崎県で開催することになった次第であります。

○中野委員 目的からいって、こんな4,000万もかけてする必要があるのかなと思うんですよ。

まだ、うちの田舎に行くと、二、三百万でちょっと水路やらやってみれば、より快適な生活ができるところがいっぱいあるのに、本当にこういうのはどこかの県が思い切って、こんなのは派手にする必要はない。もうそんな企画は、緑ばかりになってるのによ。大体この事業費の中で一番使うのはどこですか。

○瀬戸長都市計画課長 4,100万のうち一番使うのは、みどりの愛護の式典を開催しますけれども、その式典に来られる方の輸送費ですとか、会場の使用料ですとか、要は、このみどりの愛護の式典に要する費用が一番多くなります。

○中野委員 この式典招待は、宿泊・交通費持ちでやるわけ。

○瀬戸長都市計画課長 交通費は個人の方に出していただくんですけども、例えば、宮崎県庁から総合文化公園までの輸送ですとか、それぞれバスを出しますんで、そういう分の輸送費がかかるという意味でございます。

○中野委員 やはりこういうのは本当にどうかというのを、どこかの県がもうちょっとしっかりせんと。こんなものに4,000万も使って本当に意味があるかなと思うんですけども、一応苦言を言っておきます。

○岩下委員長 ということでした。(笑声)ほかにございませんか。

○外山委員 都市計画課の395ページ、都市公園整備事業というのがありますが、これには、青島の植物園の費用は入っておるんですか。

○瀬戸長都市計画課長 395ページの、今委員が言われたのは、県単都市公園整備事業費のことかと思えますけれども、この3億3,691万8,000円の中に青島の改修費も入っております。

○外山委員 ガラスの温室やら、あと2～3の構築物はことしの予算でやっていますよね。これ

は、3月で大体終わると思うんですが、あとのここに入ってくる分は、そのほかの公園全体の整備費ということですか。

○瀬戸長都市計画課長 27年度予算で計上しておりますのは、現在あります9の大温室の撤去費用、新しい大温室への移植の費用、あとは今委員の言われましたように外縁の整備費用、そういうものを見込んでおります。

○外山委員 今やっとなる整備は、何回か私もここに行って、すばらしい日本一のトイレをつくらうということで取り組んでおられますから、非常に楽しみにしておるんですが、外縁の整備のも、ある意味では、イメージとしてより大事なんです。あそこに今植わっておる植栽を見ると、大体ヤシが中心ですね。私は、少し花木を入れて、年中咲くような美しい花をそこに配置をしていくというような庭園のあり方も必要だと思うんですが、これは、順序としては、まずいろんな意見を集約して、基本構想、設計といたすと思うんです。どういう庭園にするかというのは、まず審査会か何かを設けるわけですか。

○瀬戸長都市計画課長 どういう公園にするかにつきましては、今年度、大温室の中をどうするかということで、専門委員の皆さんとか地元の皆さんとかを委員に入っていて、まず、大温室の中の植栽の構成といたしますか、そういうのを検討させていただきました。その委員会の中で、今委員が言われました外縁の話も、どのような公園にすべきかということで、第三者の委員の皆さんの意見を聞きながら、*大体の構想はできたところです。

○外山委員 その外縁のほうの構想を一度見たいんですが、どういう構想でというのは、戸口はないですか。どのくらい詰まっているの。

※128ページに発言訂正あり

○瀬戸長都市計画課長 構想をもとに、今現在は設計に入っております。ちょっと今は手元に資料がありませんので、具体的な説明はできませんけれども、できた段階で委員の皆様にお話しをしたいと考えております。

○外山委員 大体概略ができればわかるんでしょうが、あそこは私なりの考えがあるんです。前から言ってきたと思うんですが、宮崎市が活性化計画をつくりましたよね。あの中の計画というのは、非常によくできておるなと思っておったんですが、しかし、市長がかわって、全く白紙になって、県で自由にやってくださいということになりましたね。そこで、県としてどういうふうな基本構想で進めていくか。私はさっき言ったように、ヤシが中心で、まあいいんでしょうが、それを残しながら、花木を中心にやっていく。

それから、国民宿舎跡地を県が市のほうに無償で貸与してますね。私は全部駐車場にするかと思ったら、一部が駐車場で、あとは多目的広場。そこ辺からちょっと間違っておる気がして、市のほうに聞いてみると、あそこの利用については地元の意見を聞きましたと、地元の意見だと、商店街辺があんまり駐車場を余計とるとついでということで、あそこで客引きをしとる店の何軒かが反対して、それに配慮して、あっちの駐車場、小さいやつをつくったわけ。できたら、無料でバスから全部入れるような駐車場を、県が所有者だから、私は、市にそういうことを言うことはできると思うんです。あそこの駐車場は全部開放しなさいと。駐車場から、今の沿道、商店街ってもう非常にぶざまで、全然観光的には体をなしてない。だから、駐車場から植物園を観光客にずっと通らして、そして、神社まで誘導していくということになれば……。この植

物園の中に、市の活性化計画であったんですが、シーフードレストランをつくるとか、それから、私はそこに物販の建物をつくって、これをリースで貸してそういうお店もつくっていく。そういう楽しい空間にすることによって、この植物園が生きてくると思うんです。私の考えは、その基本計画がまとまる前に、いろいろ意見を言いたいなと思っておるから、これは、年度を越えてからになると、私なんか選挙があるから、選挙でまた金のバッジをつければ発信できるけれども、先のことを今の私の立場で言うものでもないんです。そういう立場になれば、そこでまた議論したいと思うんですが、今は私がこういうことを思っておるということを意見として言わしていただいて、受けとめてもらえればありがたいと思いますが、どうかよろしく願いをしておきます。

○中野委員 ちょっと営繕課に聞きたい。こういう電気、電話管理、営繕課としては、例えば、今電話もIPとか、無料で話せるようないろんな仕組みが出てきてる。もう一つ、この間、私が言ってるLEDにかえるととか、そういう計画とか電話をどうするかというのも営繕課の範疇でいいわけ。

○上別府営繕課長 庁舎公舎等の管理につきましては、かつては管財課というところでやっていたわけですが、営繕業務の一元化ということで、庁舎公舎の管理につきまして、ハード面を今営繕課で担当しております。

その中で、照明につきましても、LED化を順次進めておりますし、電話等につきましても、各社いろんなサービスがございまして、毎年度変わるといっていいぐらい変わりますので、各社のサービス内容等を検討して、より効果的な相手方との契約を結んでいるという状況でござ

います。

○中野委員 いや、だから、契約を結んで、その中で単価を安くするのはわかるけれども、もう今はIPとか。うちのは1時間ばかり、ただなもんやから話とるけれども、もう無料のIPとか、そこ辺の検討というのはできんもんですか。ただ、今の契約単価を安くするんじゃないかと、例えば土木事務所とか使用料の多いところは、そういうのを今の流れに沿って検討すべきだと思うとやけれども、どんなですか。

○上別府営繕課長 私も、ちょっと電話関係に詳しくないところはございますが、今現在契約してる相手方といたしまして、NTT、ソフトバンク、西日本電信電話等との相対契約等を結んでまして、IP等につきましても、今、検討してるという状況でございます。

○中野委員 私が言いたいのは、今、相対契約しとる中で安くしてくださいって言うもただにはならんわけ。だから、今はただのもあるから、そういうのをもうちょっと積極的に検討したらどうですか。一時的に金は要っても、長いスパンで見たら、こんないい話はないと思うよ。部長でいいよ。

○大田原県土整備部長 今、公共施設等の長寿命化計画とか、管理、将来どうするかという更新計画も含めていろんな検討をしておりますので、その中で、今委員がおっしゃられた効率的に持っていくものとかと、価格を抑えられるように持っていくものとか、それも含めていろいろ今後検討するような方向で進んでいきたいと思っております。

○中野委員 部長、抑えるよりかただのほうがいいわけよ。そこ辺を含めて検討してください。

○宮原委員 393ページ、屋外広告物のところで、ここで2番目に監視員費ということが出て

ますが、どのような方が監視員になられてるのか。

○瀬戸長都市計画課長 屋外広告物の監視員につきましては、土木事務所のほうに配置がされておりますけれども、土木事務所管内に居住されてる会社を退職された方、自衛隊を退職された方、そういう方をお願いをしてるところです。

○宮原委員 逆に、屋外広告物で違反をして、つけられるような方というのは、そう簡単に、「はい、そうですか。」と手直しをされるような人は余りいらっしやらないんじゃないかと思うんですが、意外と頑固というか、そういう人たちが多いんだと思うので、監視員の方が、これは違反だよなと思っても、その人の人間性ですよ。まあいいやと思うのか、やっぱり徹底してやるのかとしたときに、物すごく温度差が県内に出るんじゃないかと。過去に温度差が物すごく違うなというのがあったんですが、そのあたりの温度差がないように、調整というのはされてるんですか。

○瀬戸長都市計画課長 新しく屋外広告物の監視員になられた方には、土木事務所からも勉強会をしておりますし、本庁主催での研修会も行っております。

最近の事例でいいますと、過去、平成23年から25年度の巡視をしていただいて、違反広告物の発見の件数でいいますと、500件から1,000件程度は、この方々の御尽力によって確認をしているというような状況であります。

○宮原委員 今言われたように、500件から1,000件の確認をして、今度は逆に言うと、それがどれだけ改善をされるもんなんですか。

○瀬戸長都市計画課長 年度によってちょっと違ったりはしておりますけれども、例えば23年度でいいますと、違反広告物の発生が484件、そ

の年に是正されたものが424件というような形で、8割から9割ぐらいの形で大体是正がされてます。

○宮原委員 最悪、是正されなかった人というのは、どういう手続になるんですか。強制的に撤去するとかって言われたら、それは違ってくるのかなと思うんですけども、ただそのまま置いてて得をしたということになっても、公平性は保たれなくなると思いますが。

○瀬戸長都市計画課長 違反の状況に応じてその取り扱いは変わってくると思いますけれども、基本的には、まず訪問して口頭指導を行います。それでもなかなか聞いていただけない方に対しては、土木事務所から文書指導を行っております。

○宮原委員 文書指導で従わない人というのは、いっぱいいらっしゃるのかなと思うので、先ほどから言うように、人の物ですから手をつけることはなかなかできないんでしょうけれども、条例の中に、例えば、文書で通知をして、3カ月たってもない場合は撤去します、撤去費用をそこに請求しますというところまでいかないと、公平性は保てないんじゃないかな。それを出しっぱなしの人のほうが得だということになると、あんまりいいことじゃないなと思いましたが、御検討をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○新見委員 今の宮原委員の質問に関連してですが、この屋外広告物関係は、除く宮崎市ですよ。宮崎市が入るんですか。

○瀬戸長都市計画課長 宮崎市は中核市になっておりますので、宮崎市のほうで行っていただいております。

○新見委員 そうですね、わかりました。

それと、395ページ、都市公園関係の整備があ

るんですが、公共の都市公園事業費と県単の都市公園整備事業費ということで2つ掲げてありますけれども、まず、この都市公園というのは、下のほうに都市公園管理費の中で6つ上がっておりますが、これだけが都市公園となっているんですか。

○瀬戸長都市計画課長 395ページの、今委員が言われました1から6番の公園がありますが、このうち5番の青島亜熱帯植物園、これ以外の5つが都市公園となっております。

○新見委員 そしたら、県単都市公園事業の中で、県が単独で行う都市公園施設等とありますが、この「等」という中に5番の亜熱帯植物園と、そのほかにも入ってるんですか。

○瀬戸長都市計画課長 今言われましたこの「等」の中には、青島の亜熱帯植物園が入ってるということでございます。

○新見委員 それ以外は何が入ってるんですか。

○瀬戸長都市計画課長 それ以外はございません。

○新見委員 それと、建築住宅課、402ページです。一番下に県の住生活基本計画改訂事業ということで700万円弱掲げてありますが、結構金額的には多いんじゃないかと思うんですけども、この具体的な内容について教えていただけますか。

○森山建築住宅課長 宮崎県住生活基本計画の改訂でございますけれども、現行では平成22年度に作成しました23年度から32年度の10カ年計画が既にございます、ちょうど中間時点になりまして、これを改訂しようということでございます。内容としましては、現在の計画のちょうど中間でございますので、中間時点での施策の検証ですとか、生活指標、そういったものの検証をし、それに基づきまして生活指標の見直

しの検討、そして、素案まで作成したいと考えております。作成の際には、学識経験者等第三者で住宅政策懇談会というのを構成いたしまして検討していきたいと考えております。

○新見委員 それらの総額が、700万弱かかるということですか。

○森山建築住宅課長 はい、そうございまして、委託を考えておりますので、委託が約650万円ぐらい、その他が懇談会の方の報酬とか、交通費等でございます。

○新見委員 最後に、この資料の17ページ、改訂内容の最後、(3)ですが、比較的簡易な構造計算については県でもできるようになったということですが、具体的にこの県というのは、建築住宅課なのか、恒久のセンターなのかを教えてください。

○森山建築住宅課長 ここで申します県というのは、建築住宅課でございます。

○新見委員 わかりました。

○岩下委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上で都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時53分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これより総括質疑を行います。

県土整備部全般について質疑はありませんか。

○外山委員 高速自動車道の関係で、ここでさせてもらいます。

今、清武南一北郷間それから北郷一日南間を工事やっていますよね。これの完成の時期という

か、そういうのは今公表しておるんですか。

○直原高速道対策局長 お答えします。清武南一北郷間の供用の予定は、まだ明示されておられません。それで、北郷から日南につきましては、平成29年度の予定ということで公表があります。以上です。

○外山委員 手前の清武南一北郷間をはっきりわからないということですか。

○直原高速道対策局長 はい、そのようになっております。これは、その区間の用地取得と、トンネル工事の技術的な事柄がございまして、まだ見通しがはっきり出せないというように国から聞いております。

○外山委員 清武南一北郷間のトンネルは、漏水があったりして、これは、技術的な問題が出てくるとどうなるとかわからんというところがあるんでしょうが、東九州道の佐伯一蒲江間は当初の予定を1年前倒しましたよね。これは、2年、3年ぐらい前に、もうちょっと早くできないのかということで、執行部のほうも知事が行ってますが、議会のほうでも本当に強力に——たまたま私が議長のとときでしたが——福岡、大分、宮崎の3県で国のほうに行きましたよね。そういう地元の熱意があれば、北郷一日南間、29年を前倒しできないのかどうか。どうなんですか、国から局長が見えてますが。

○直原高速道対策局長 北郷一日南間のほうの前倒しができないかというお話だと思うんですが、こちらも解決しつつあるんですが、用地取得の関係で難航したところがあったりしました。ですので、人為的なものというよりも、もう相手がある話で、要はこれ以上前倒しがかなわないという状況で、国からは聞いております。確かに私も現場を見てると、29年度といいまして、今、27年ですから、まだそんなにかかるの

かという、委員と似たような印象を持つんですが、ほんの1区間ができないということで、北郷一日南間も29年と設定されているのが今のところです。

ただ、私どもとしまして、今おっしゃられたように、前倒しができないのかということ、今後も引き続き国に対して求めてまいりたいと思っております。

○外山委員 1カ所地権者の問題があるにしても、周りの熱意というか、そういう雰囲気が出てくれば、その方もやっぱり協力せんといかんという気持ちに、だんだん人間はなっていくと思うんです。ですから今、局長が力強く自分たちも頑張っていきたいということでもありますから、議会のほうもそういう雰囲気を醸成して、国のほうに一日でも早く前倒しができんかということでやっていきたいと思っておりますから、部長、どうかよろしく願いをいたします。

○大田原県土整備部長 今、外山委員からありがたいお言葉をいただきました。私たちは、今まで県北のほう、特に今回佐伯一蒲江間がつながりますが、それ以前も、議会と私たち執行部、それと、地元のいろんな商工関係の団体の皆さんと力強く、粘り強くいろんな要望活動をやってきたところなんです。それが、今回の県北のほうの結果にはつながったんだと考えております。まだ残ります県南のほう、今言われました29年度という明示はされておりますが、北郷一日南間、それとまだ全然明示もできてない、日南一串間一志布志間、これにつきましては、皆さん方と一緒に、中央道も含めてですが、強力な連携のもとにいろんな要望活動をやりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○太田委員 管理課のほうにお聞きしたいんで

すが、資料でいえば10ページのところで漏れたのかなと思いますけれども、建設技術センターの関係の手数料徴収条例の一部改正する問題です。これは、イメージ的には料金を新設してということ等がありますけれども、実際これを利用される方というのは、技術センターの近隣の方というイメージですか。特に運転練習場と機械練習場、これを実際使いたい場合は、もう近隣の方なのか。体育館もそうですけれども、実際利用される人というのは、県全体じゃなくて、大体近隣の人が使ってるということなんですか。

○福嶋管理課長 10ページの2の(1)で、使用料の新設をお願いしてる部分につきましては、25年度の実績で申し上げますと、3団体が利用しております。1つは、建設業労働災害防止協会宮崎県支部、2つ目が宮崎県産業開発青年協会、それから、3つ目が林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部という、こういった方々が御利用になってまして、この2つの新設する部分の目的からして、機械の利用ということで、限られてるものとは考えております。

関連で、(2)の話で、体育館等って出ていますけれども、これにつきましては、近隣の中学校の部活動であるとか、そういった方々に利用いただいております。

○太田委員 もう一つ、こういう手数料が新設されましたけれども、これは指定管理の関係がありますよね。その場合、この手数料をいただくということが、指定管理料の関係で、指定管理を受けてるところの一つのいい意味でのうまみになるのか。制度上は、結局、手数料はもらうけれども、それは県のほうに最終的には上がってきますよということになるんですか。

○福嶋管理課長 これは、現在規定しております教室とかと同じような形で、県のほうに入る

わけですけれども、今回の新設分につきましては、25年度の実績で計算をいたしますと、実際は3万5,000円ぐらいしか、正直ならないというような数字になります。

○太田委員 これは、県に直接上がるということですね。わかりました。

もう一ついいですか。きのう、港湾に落ち込む砂の問題が議論されましたけれども、これは、もうつくられたものですからいたし方ないと思いますが、環境アセスメント法の関係で、これを国のほうでつくられたのが1997年、もう20年近く前のことです。アセスメントという立場からいったときに、こういった港湾は、そういうアセスメントの対象にならなかったのか。当時は、それ以前だからということかもしれませんけれども、ただ、影響調査というのは、県としてもそういった条例をもって、今後、いろんな大きな施設についてはアセスメントしますという対応ができるようになってきているのかどうか。

○葦方港湾課長 大きな港については、工事を行うこと、また、しゅんせつをすること等で、環境的な影響があるということで、計画を立てる段階で環境アセスを行って、計画を立てるようにはしております。

○太田委員 現状は、そういう形できちっとやりますよということですよ。宮崎港とか、延岡新港もありますけれども、そういったところは時代的には前だったもんだから、アセスメント的なものは行われずにつくられたと見ていいですか。

○葦方港湾課長 宮崎港については、アセスメントを行っております。

○太田委員 わかりました、よろしいです。

○宮原委員 先ほど局長も言われたけれども、うまくいけば何も問題はないが、いろんな県民

なり、そういう方が持っておられる土地の交渉をするとかってなった場合に、そう簡単にはいかないとなったときに、非常に皆さんが苦勞されると思うんです。そういう苦勞されている状況になると、今度は、その担当になってる方からすると、すごいプレッシャーになりますよね。だから、そういう部分でなかなか思うようにいかないとなると、今度はメンタル面でダウンされるというような話もよく聞くんですけれども、ダウンされては困るので、そのあたりについては部としてはどういう対応をされてるんでしょうか。

○林用地対策課長 今、委員の御指摘がございましたとおり、用地を計画的かつ円滑に取得していくことが、やはり公共事業を順調に進めていく上で非常に重要だと考えております。そして、各現場で用地交渉に当たる職員の精神的なプレッシャーというのは、非常に大きいと考えております。この中で、私どものほうとしましては、従来から用地職員を対象とした各種研修、これは、初任者から中堅、各幹部を対象にした研修を、建設技術センター等を中心に実施しております。

あと、あわせて、やはりいかにして初任者の皆さんに用地業務で習熟していただくかということが、非常に大事だと考えておりますので、本年度、新たに用地事務マニュアルというのを作成いたしまして、各職場のほうに配付いたしました。これは、全庁掲示板のほうにもアップいたしまして、早く業務に習熟していただいて、円滑に業務を実施いただきたいということで、私どもとしましてはできる限りの配慮をさせていただきます。以上でございます。

○宮原委員 皆さんたちのことを思って、ここ

は整理させてもらってるんだけど、結果的には、マニュアルに書いたとおりにいくんだら、それさえ読んでおけばうまくいくということになります。やはりそういう状況に陥ったときに、例えば、上司の方であったり、その周りであったり、サポート体制がうまくとれてないと、その人がダウンしてしまうと、もう元も子もなくなると。ダウンして、誰かを入れたらいいわという問題ではないと思うので、順調にいけばいいんだけど、例えば砂防工事なんかも向こうに入らないかんと、人の土地を通って行かないかんと。そこで、うちの土地に入ったのどうのと、大したことでもないんだけど、県民というのは人によっては物すごく言われます。自分たちも相談を受けたときに、大したことないようであると思うんだけど、それでも物すごく「県が」と言われるんですよ。いろいろ話を聞いてみますと、大したことではないんだけど、私たちにそれだけ言われるんだから、多分、担当の方はもっと言われてるだろうなと思うと、そのあたりの横の連携なり、上司が部下の発言がしやすい環境というのをつくられてはいるんだろうと思うんですが、その部分については、やはりダウンされる方がいない状況にするように努力をしてほしいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○大田原県土整備部長 今、委員がおっしゃいましたことは、本当に私たちは大事に思っています。いろんな交渉事といいますか、それには今1人では行かないように、2人で行ってしっかりと話を聞くように。この用地関係であっても、私が事務所にいるときは、用地担当、それと工務担当が2人で行っていろんな話を、向こうからの厳しい注文とかもありますので、それらを

聞いて帰った後は、上司に復命をして、やはり私たちがやってるこの仕事というのは、個人だけではなく組織としてやってる、そういうことを常々職員の皆さんには話をしてるところです。ですので、自分で抱え込んで悩まないで、皆で相談して、そして組織で考える。そういうことが、私も非常に大事だと思っておりますので、今後ともこれについては、職員に強く訴えていきたいと考えているところです。

○渡辺副委員長 多分、道路保全課になると思うんですが、今回の予算でも道路の維持管理とか、沿道修景のこともいっぱい出てましたが、街路樹に関して、ある方からちょっとお話があって見てみたら、いわゆる樹勢というか、木の元気と言っていいのかもしれませんが、それが物すごく落ちています。今のままだと、枯れたところを切り取って小さくしていったら、どんどん街路樹のボリュームはなくなっていって、根本的な対策はできてないんじゃないかというようなお話もいただいたんですが、当然、予算面の問題があることはよくわかっている上で、その現状についてどういう認識があって、今後、そこについての対策というか、基本的な考え方があれば、ちょっと御説明を受けたいと思ったんですが。

○馴松道路保全課長 昭和44年に沿道修景美化条例ができて、それからもう50年近くたつてるということで、樹木の老木化も随所に見られると。老木化について、例えば、枯れかかって危険な状態になっているとか、あとは花芽のつきが悪くなっているとか、そういった現状も、古くなってる木については見られるところです。

それにつきましては、きのうの決算特別委員会の指摘要望事項にもありましたけれども、この中で、沿道修景植栽地区の見直しなどをやっ

ていくということをきのう説明いたしました。具体的な対策としましては、これまでの花と緑にあふれた沿道環境の保全といった基本的な考え方は継続しつつ、今度は景観的視点であるとか、効率的な維持管理の視点などから、来年度から見直すことにしておるところです。

具体的には、インターチェンジが県北のほうにずっとできましたので、このインター周辺の植栽地区の追加でありますとか、高木化、老木化した木の植えかえとか剪定方法、こういったことなどを進めていきたいと考えておまして、体制として、造園の専門家、景観の専門家でありますとか、景観団体であります市町村などの意見も踏まえて、そういった意見を聞きながら沿道修景の見直しを進めていきたいと考えているところです。以上です。

○坂元県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

ちょっと補足させていただきますと、今言われた老木・高木化、その原因については、やはりその土地の自然の生態系に合わなかったりとか、あるいは植えたときの土の状態、そこら辺のこともあります。例えば、日南海岸にずっと植わってたものなんか、どういった原因かちょっとわかりませんが、生態系とか土の問題等で、またなくなってきたかなというような気もしております。

そういったことで、今課長が申しました今後検討する上においては、専門家等も入れた中で、そういったことを踏まえながら検討していきたいと思っております。以上です。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○瀬戸長都市計画課長 先ほどの外山委員の質問で、亜熱帯植物園の外縁の話がございました。私、外縁の構想については決まりましたというお答えをさせていただいたんですけども、現

在、昨年度に設定しました選定委員会の中での意見をいただいて、外縁の構想を検討しているという段階でございますので、発言の訂正をさせていただきますと思います。

○岩下委員長 ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、その他で何かございませんか。

○中野委員 3点、1つは高速道路、以前、清武一西都間が開通したときは、ほとんど、下請の県内業者の受注がなかったんです。今回はどうですか。そこは概略でいいですけども、県内業者の元請もあるのか。それから、下請とかも含めて、概略でいいです。

○直原高速道対策局長 お答えする前に、まず、今回というのはどこのことをおっしゃられているんでしょうか。

○中野委員 東九州道の延岡まで開通したところ、西都から向こう側です。

○直原高速道対策局長 大きくくくりまして、西都から延岡までの間は、昔でいう日本道路公団、今でいうNEXCO西日本ですけども、そちらが整備をしておりました。ざくっと言っただけですけども、発注形式は、清武一西都間と同じような事業の出し方というんでしょうか、そのような形でやりましたので、正直言って地元には余り落ちないのかもしれない。

それと、延岡から先、大分の県境のほうに向かう区間ですとか、あと、今やってます清武から日南の区間になりますと、こちらは事業手法はいろいろあるんですが、基本的には国土交通省の発注で物事を行います。こちらは、どちらかといえばになりますけれども、全国的なゼネコンばかり使うわけではなくて、地元の業者も活用しながら事業を進めていくというのが基本

的なスタンスになってきますので、要は、延岡から北の区間、それともう一つは清武から南の区間については、西都一清武間のようなことは、100%というわけではないですけれども、若干薄まるのではないかなと思います。

○中野委員 鹿兒島の業者のほうは国土交通省のBクラスがおったりとか、宮崎の場合は志多組とかでも国土交通省だったらBにも入らんぐらいの……。何かそこ辺が、負担金だけ出して最後に開通して、地元業者には発注もできん。何か宮崎県って寂しいなと思うんですけれども、そこ辺はどうですか。

○大田原県土整備部長 私たちも地産・地消ということでいろいろと話をしている中で、今中野委員がおっしゃいましたことにつきましては、恐らく3年、4年ぐらい前から、私たちのほうが宮崎県河川国道事務所と延岡河川国道事務所へ赴いて、県はこういう地産・地消ということをやっていますので、国のほうも県の業者さんでできる仕事だったらぜひお願いしますと、そういういろんなお話は差し上げているところです。建設新聞等を見ても、以前に比べると、トンネルとか橋梁とか、特殊な工事では別ですが、ある程度県内の業者さんに配慮されてるのかなというのが、最近の私の感想です。データ的にはないんですが、以前に比べますと、今局長が申しましたように、直轄でやっている区間につきましては、いろいろ配慮はされてきているのではないかと考えております。

○中野委員 高度な技術がと言ったらしょうがないけれども、あれ見ると地元でもできるわなと思うものがたくさんある。国会議員はつまらんとかな。本当に、もうちょっと頑張ってもらいたいわ。

それからもう一つ、この間、高校の卒業式に

行ったんです。大体、就職先がずっと書いてある。私が行ったところは、土木系とか技術系がないから、当然、建設業はないが、逆に事務もないんです。やはり建設業というのは、新規採用とか、そういうのが少しは出てきたのかなと思いつつも、実態はようわからんということなんです。今、いろいろ年度末でみんな忙しいわけやけれども、事務的に県の土木事務所に出す書類が、もう夜中までですわという話を聞くわけ。それは能力の問題もあるやろうけれども、品確法というのを特に目立って聞くんやけれども、この品確法も、私が思うには、それは法律やから、一本化になつとるかもしれんけれども、建設業法でも、ひとり業者でも、ゼネコンでも法律は一緒はわかってるけれども、この品確法をどこまで県内のCクラス、Dクラス、1,000万、2,000万企業など、小さい業者まで当てはめるのか。私は、法律にどういう縛りがあるかもわからんけれども、もうちょっとそこ辺は、県内の特Aとか、Aクラスは事務の話は全然聞かんからいいです。社長もそんなことせんでいいから、事務員がしとるから、わからんぐらいでしようけれども、だから、建設業界の意見を聞いたりして、会長の言うことと末端で聞くことはあんまり、意見が分かれてるけれども、そこ辺は、今どうなんですか。品確法は、私は見たこともないんですけども、その中で国の指針とかいろいろ出て、それをどこまで今、県としては品確法なり法律の範疇というのか、県内業者に指導してるのか。

○高橋技術企画課長 昨年の6月に改正があった品確法についてですが、これは、ことしの1月に品確法の運用指針というのがとりまとめられたところでございます。

もともと品確法の改正というのは、主に県、

国、市町村といった発注者の責務というのが明確化されたというのが趣旨でございまして、その責務の中で、例えば、適正な予定価格を組んで発注しなさいとか、歩切りはやめてくださいとか、項目としてかなり多くの項目があるんです。その中で主な項目を見てみますと、どちらかという地域での建設業者の育成、あるいは担い手の確保のために発注者がやるべきことを並べてるというような感じの品確法の改正になっております。

○中野委員 だから、私が言いたいのは、品確法の指針が出たということでしょう。指針は、「ねばならない」じゃないわけ。指針は、100%やんなさいという話じゃないやろう、そこんところを。

○高橋技術企画課長 その運用指針の中で、必ず実施すべき事項というのと、実施に努める事項というのが分けられております。先ほどちょっと言いましたけれども、適正な予定価格とか、歩切りの廃止とかいうのは、必ず実施すべき事項ということで明記されておまして、そのほか発注や実施時期の平準化とか、こういうものについては、「努める」事項ということで、分けられていると思います。

○中野委員 努めるべきことと、実施すべきこと。だから、努めるべきことを、例えば、Aクラス、Bクラス、Cクラスは一緒くたにせんでもいいじゃないの。実際は、そういうことをみんな、Aクラス、Bクラス、Cクラスも同じように努めるべきことというのは、業者にそういう指導をしてるかどうかというのを聞いたかったわけ。

○高橋技術企画課長 法律の趣旨を先ほどちょっと申しましたけれども、発注者の責務ということで、発注者がすべきことが明記されて

るもので、事業者のほう、企業者のほうでこうやりなさいよというような趣旨ではないと解釈しています。

○大田原県土整備部長 恐らく委員が言われてるのは、大きな業者さんだったら書類をここまで要求するけれども、小さな業者さんだったら、もうそこまで要求せんでいいんじゃないかとか、そういう趣旨だと思うんですが……。私たちも、今、品質の確保ということで、工事後ちゃんと立派なのが残って、後々影響がないようにということで、それぞれの工種ごとにこういう品質は確保してくださいということを、いろんな仕様書等でうたってます。その中で、こういう書類はお願いしますということでずっと話しているんですが、例えば規模が大きい場合ですと、確かに書類の数は多くて、小さな場合だったら少なくて済むとか。それと、大きな場合だったらこの書類は必要です、小さな場合だったらこれは要らないですとか、そういう区分けはあるんですが、そこがどうも相手方さんには、うまく伝わってないところもあるもんですから、そこら辺は前回もここでお話ししましたように、いろんな場面場面で、これは必要だ、これは要らないですよというのを、粘り強く説明していく必要があるのかなと考えてます。

○中野委員 私は、趣旨はわかるんです。だから、どこが品確法で問われるかというぐらい、石積みしたりとか、ブロック並べたりとか、要は設計どおりやっとならなければいいわけで。私が言いたいのは、AクラスもCクラスも、1億円、2億円の工事と、1,000万の工事と、ねばならないのところを同じ条件で業者に求めているのかどうかというのを聞きたいわけ。今の話だと、みんな一緒くたに求めているということでしょう。だから部長、そこら辺は絶対という話ならいいけ

れども、私も周りを見たって、みんなもう昔からの、もう2世の時代になったし、そんな1ミリ違う話とか、それでずっとやって問題がなくてきてるわけでしょう。だから、国が品確法って言い出して、私が言ってるのは、とにかく書類が多いと。そこら辺は、単価も違う、家内労働でやっているようなところと、少しは指導要綱というのか、橋をかけるのとブロックを積む話は違うでしょうって、言いたいわけや。

○大田原県土整備部長 先ほど技術企画課長が申しましたように、この品確法は今度改正されましたが、それは、あくまでこちら、私たち発注者側に求められた内容でございます。今委員がおっしゃられましたそういう書類の簡素化とか、そういうのはちょっと切り離して考える必要があるのかなと思うんですが、確かに私たちもいろんな意見交換をする中で、相変わらず書類が多いとか、そういう話は出てきます。もうちょっと私たちも知恵を出しながら、いろんな話をしながら、本当にこれが要るのか。場合によっては、県独自の書類の簡素化というのもあり得るのかなと思いますので、そこはもう少し検討をさせてください。

○中野委員 法律はしょうがないんです。法律の中で留意すべきこととか、絶対ねばならないという部分は、少しはやっぱり工事、そこ辺で……。それは、法律はみんな、建設業だってひとり親方だって、許可を取れば一緒やけれども、指導としてはそんなことで、やはり何でもかんでも法律どおりって。法律なんて絶対に、現状に合わしたらおかしな話がいっぱいあるというか。そこ辺は、もう現場の人手もおらん、今、あんまり受けもせんという話の中で、ぜひそこ辺も、少しは幅を持ってやるべきではということをお願いします。

もう一つ、今、予定価格、これは最初のことからいろいろ議論があったんだけど、95までしても、競争になれば91とか、そういう話になる。だから私は、やはり県としてもしつかり、予定価格は100で出して、100で出した場合に大体効率的にやれば何割ぐらいあるとか。外に言う必要はないですよ。それから、9割でいった場合はもう利益がないとか。昔は97~98とか、今、大体91ぐらいになると、もうとにかく利益が出らんと。はっきり俺もわからんけれども、そういうのは県としても、内々の話だけれども、予定価格から最低価格。だから、最低価格が、私は収支とんどのところ辺かなと思ったりするわけで、今後、予定価格、最低価格を上げる、物価が出てくるわけで、そこ辺の検討をしてください。

それと、宮崎県は全て、よその県をきよろきよろしながら、よその県の状況を見ながらというのが、大体もう相場や。やはりそこら辺は、県ならではのいろんな言葉が出るけれども、みんな、何かそんな話になると、周りの県をきよろきよろ見て後からついていくような話で、部長、独自の考え方を出して、頑張ってください。

○大田原県土整備部長 予定価格の算出につきましては、先ほど出ました品確法の中にも、そこはしっかりと適正な価格を出すようにということを言われてます。私たちも、今までは国のほうが出してるいわゆる標準歩掛、大体それに従って算出してたんですが、やはりもう現場現場で条件が違います。ですので、標準的な基準に乗っからないところにつきましては、近くの業者さんから見積もりをとって、それを予定価格の中に反映させてるところですが、十分現場を反映した予定価格、これを作成することが非常に大事かなと思ってます。

あくまで国の基準を使ったものというのは、標準的な予定価格でありますので、やはり業者さんによっては、例えば基礎工事は得意だとか、ここの工事は得意だというのがありますので、そこで利益が出るかどうかというのは業者さんが判断をすべきものかなと考えております。ですので、私たちに利益率とか、どこまで行けば利益が出るんだというのは、やはり業者さんは千差万別ですので、そこいらは、私たちのほうで把握はしづらいのかなと思います。

あと、他県の状況等を余りに見過ぎといいますか、それにつきましては、先ほどもちょっと申しましたように、ある程度県独自の考えも必要になってくるのかなというところもありますので、それはまた、いろいろな知恵を出しながら検討を進めていきたいと考えてます。

○中野委員 ちょっと確認。国が出してる歩掛、初めて知ったけれども、あれは参考でいいわけですか。

○大田原県土整備部長 県のほうに、そういう基準といいますか、独自につくる場合もあります。ちょっと私の説明が悪かったんですけども、あくまでそれに従いますが、それが現実と合致しない場合、それは参考にして見積もりをとったりとか、より正しく反映させてある歩掛等をつくっていきます。

○中野委員 いや、昔は歩掛は、管理課の中で決めとった。だから、国が出したのを、私はそのとおりにせんといかんのかなと思っただけけれども、あくまでも参考でいいわけですね。県は、独自に歩掛を組んでもいいということですね。

○大田原県土整備部長 済みません、ちょっと私の説明不足で。会計検査とか、そういういろんな補助が入ってる場合は、そこで厳しい検査がありますので、そのほとんどが、国の歩掛

とかを基準に従ってやっています。それに合致しないところを、それを参考にして、より現実合致したいろんな歩掛等を使っているところで

○中野委員 いや、だから、あくまでも参考で、100%そのとおりにせんといかん、事情があつて値段が変わる分には、会計検査が入ってもちゃんと根拠資料があればいいわけでしょう。わかりました。

○渡辺副委員長 ちょっと確認をさせていただきたいんですが、木花の運動公園の体育施設、競技場であったりプールとかというのは、公園は県土整備部の管理になるかと思うんですけども、体育施設の管理というか、所管はどうなるんですか。

○瀬戸長都市計画課長 教育委員会のスポーツ振興課でしていただいております。

○渡辺副委員長 運営は別にして、施設としての、保有という言い方が正しいのかどうかわかりませんが、それは県土整備部ですか。

○瀬戸長都市計画課長 はい、県土整備部の持ち物になります。

○渡辺副委員長 もう一点確認いたします。国体の招致を知事も表明をされて、県議会でもそれに関する対応が、この議会で進もうとしてるんですけども、どこで国体をやっていいか、それはいろいろ議論はいろいろあるにせよ、総合運動公園も全く関係がないという状況には、絶対にならないであろうと。その際に、既に特別委員会とかでも議論があつてますが、老朽化がいろいろ指摘をされています。そのときに、最終的に、それは県全体で必要な判断にももちろんなるんですが、大規模な改修を、体育施設を行わなければならないとか、新設を運動公園の中で行うとか、そういうことになった場合には、

その準備であったりとか、問題の提起というか、上げていくような作業とか、最終的な判断はもちろん知事ということになるんでしょうけれども、そこは、現時点でのルールの中でいうとどうなるんでしょうか。

○瀬戸長都市計画課長 2巡目国体開催の準備については、基本的には教育委員会が主になって音頭をとることになるかと思います。今委員が言われましたように、運動公園内の設備も非常に老朽化が進んでおりますので、どこの会場でどの競技をするのかということがまず決まっていくなかと思えます。それで決まったときに、今言われました運動公園内の施設を利用するという話が出てきたときに、県土整備部も入って一緒に考えていくのかなということで考えております。

○渡辺副委員長 わかりました。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時47分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてでございますが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、10日の1時から実施したいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 何もないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午前11時47分散会

平成27年 3月10日(火曜日)

午後1時2分再開

出席委員(8人)

委員	長	岩下	斌彦
副委員	長	渡辺	創
委員		外山	三博
委員		中野	廣明
委員		宮原	義久
委員		後藤	哲朗
委員		太田	清海
委員		新見	昌安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖米田	哲哉
議事課主査	長谷	恵美子

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第8号から第10号、第13号、第14号、第24号から第26号、第35号、第38号、第43号、第48号、第54号、第59号、第60号、第63号、第64号、第70号、第71号、第74号、第75号、第77号及び第78号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 異議なしと認めます。よって議

案第1号ほか23件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

午後1時30分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。委員長報告につきましては、皆様の御意見を参考にして、正副委員長に御一任いただくことで異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時31分閉会